

水俣市議会会議録

令和2年6月第3回定例会（6月5日開会）
（6月19日閉会）

水 俣 市 議 会

令和2年6月第3回定例会（6月5日招集）会期日程表

（会期 6月5日から6月19日まで15日間）

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	6月5日	金	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明
2	6日	土		休 会	市の休日（土曜日）
3	7日	日			市の休日（日曜日）
4	8日	月			議案調査
5	9日	火			議案調査（一般質問通告正午まで）
6	10日	水			議案調査
7	11日	木			議案調査
8	12日	金			議案調査
9	13日	土			市の休日（土曜日）
10	14日	日			市の休日（日曜日）
11	15日	月	午前9時30分		本会議
12	16日	火	————	委員会	委員会
13	17日	水		休 会	議事整理日
14	18日	木			議事整理日
15	19日	金	午前10時	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会

令和2年6月第3回水俣市議会定例会会議録目次

令和2年6月5日（金） — 1日目 —

出欠席議員	1- 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第1号	2
開 会	3
開 議	3
諸般の報告	3
日程第1 会議録署名議員の指名について	4
日程第2 会期の決定について	4
議案上程	5
日程第3 議第41号 専決処分の報告及び承認について	
専第3号 水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	6
日程第4 議第42号 専決処分の報告及び承認について	
専第4号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について	7
日程第5 議第43号 専決処分の報告及び承認について	
専第5号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	14
日程第6 議第44号 専決処分の報告及び承認について	
専第6号 水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	14
日程第7 議第45号 専決処分の報告及び承認について	
専第7号 令和元年度水俣市一般会計補正予算（第10号）	15
日程第8 議第46号 専決処分の報告及び承認について	
専第8号 令和2年度水俣市一般会計補正予算（第2号）	18
日程第9 議第47号 専決処分の報告及び承認について	
専第9号 水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	19

日程第10	議第48号	専決処分の報告及び承認について 専第10号 令和2年度水俣市一般会計補正予算（第3号）	1- 20
日程第11	議第49号	専決処分の報告及び承認について 専第11号 令和2年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算 （第1号）	21
日程第12	議第50号	専決処分の報告及び承認について 専第12号 水俣市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条 例の制定について	22
日程第13	議第51号	水俣市地域振興基金条例を廃止する条例の制定について	23
日程第14	議第52号	水俣市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついて	23
日程第15	議第53号	水俣市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について	23
日程第16	議第54号	水俣市湯の鶴温泉保健センターの設置等に関する条例の一部を改正す る条例の制定について	24
日程第17	議第55号	水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定に ついて	25
日程第18	議第56号	水俣市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	25
日程第19	議第57号	水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について	26
日程第20	議第58号	令和2年度水俣市一般会計補正予算（第4号）	27
日程第21	議第59号	令和2年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	29
日程第22	議第60号	令和2年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	29
日程第23	議第61号	令和2年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）	30
日程第24	議第62号	令和2年度水俣市公共下水道事業会計補正予算（第1号）	31
日程第25	議第63号	工事請負契約の締結について	32
日程第26	議第64号	市道の路線廃止について	32
日程第27	議第65号	市道の路線認定について	32
		市長の提案理由説明	33
日程第28		選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について	38
散	会		40

令和2年6月15日（月） — 2日目 —

出欠席議員	2- 1
事務局職員出席者	2- 1
説明のため出席した者	1
議事日程第2号	2
開 議	4
諸般の報告	4
日程第1 一般質問	5
○小路貴紀君の質問	5
1 新型コロナウイルス感染症対策を背景とした市政運営について	6
2 コロナ禍における小中学校の状況について	6
市長の答弁	7
○小路貴紀君の再質問	10
市長の答弁	11
○小路貴紀君の再々質問	12
市長の答弁	14
教育長の答弁	14
○小路貴紀君の再質問	16
教育長の答弁	16
休憩・開議	17
○岩村龍男君の質問	17
1 新型コロナウイルス感染症対策について	18
(1) 新型コロナウイルス感染症にかかわる要望について	18
(2) 災害時における避難所の対策について	18
(3) 市内、小学校・中学校のスポーツ大会・教育文化等の支援について	18
(4) 国の新型コロナウイルス感染症対策関係補正予算について	18
市長の答弁	19
産業建設部長の答弁	19
○岩村龍男君の再質問	20
産業建設部長の答弁	20
○岩村龍男君の発言	20
総務企画部長の答弁	21
○岩村龍男君の再質問	21

総務企画部長の答弁	21
○岩村龍男君の再々質問	2- 22
総務企画部長の答弁	22
教育長の答弁	23
○岩村龍男君の再質問	24
教育長の答弁	24
○岩村龍男君の発言	24
市長の答弁	24
○岩村龍男君の再質問	25
市長の答弁	25
○岩村龍男君の再々質問	26
市長の答弁	26
休憩・開議	26
○藤本壽子君の質問	27
1 新型コロナウイルス感染症に係る経済対策と水俣市の財政について	27
2 学校再開後の取り組みについて	27
3 感染症に考慮した避難所の設置及び対応と対策について	28
市長の答弁	28
○藤本壽子君の再質問	29
市長の答弁	30
○藤本壽子君の再々質問	31
市長の答弁	31
教育長の答弁	32
○藤本壽子君の再質問	32
教育長の答弁	33
休憩・開議	33
教育長の答弁	33
○藤本壽子君の再々質問	34
教育長の答弁	34
副市長の答弁	35
○藤本壽子君の再質問	36
副市長の答弁	36

○藤本壽子君の再々質問	37
副市長の答弁	2- 38
休憩・開議	38
○高岡朱美君の質問	38
1 医療崩壊を起こさないための新型コロナウイルス感染症対策について	38
2 休校下での子どもの居場所について	39
3 特別定額給付金の支給拡大について	39
4 新型コロナウイルス感染症発生下における水俣病情報発信について	39
市長の答弁	39
病院事業管理者の答弁	40
○高岡朱美君の再質問	42
病院事業管理者の答弁	43
○高岡朱美君の発言	43
教育長の答弁	44
○高岡朱美君の再質問	45
休憩・開議	46
福祉環境部長の答弁	46
○高岡朱美君の発言	46
市長の答弁	47
○高岡朱美君の発言	47
福祉環境部長の答弁	48
○高岡朱美君の発言	48
休憩・開議	49
質 疑	49
日程第2 議第41号 専決処分の報告及び承認について	
専第3号 水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	49
日程第3 議第42号 専決処分の報告及び承認について	
専第4号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について	49
日程第4 議第43号 専決処分の報告及び承認について	
専第5号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	49

日程第5	議第44号	専決処分の報告及び承認について 専第6号 水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定につい て……………	2- 50
日程第6	議第45号	専決処分の報告及び承認について 専第7号 令和元年度水俣市一般会計補正予算（第10号）……………	50
日程第7	議第46号	専決処分の報告及び承認について 専第8号 令和2年度水俣市一般会計補正予算（第2号）……………	50
日程第8	議第47号	専決処分の報告及び承認について 専第9号 水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定に ついて……………	50
日程第9	議第48号	専決処分の報告及び承認について 専第10号 令和2年度水俣市一般会計補正予算（第3号）……………	50
日程第10	議第49号	専決処分の報告及び承認について 専第11号 令和2年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算 （第1号）……………	51
日程第11	議第50号	専決処分の報告及び承認について 専第12号 水俣市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条 例の制定について……………	51
日程第12	議第51号	水俣市地域振興基金条例を廃止する条例の制定について……………	51
日程第13	議第52号	水俣市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついて……………	51
日程第14	議第53号	水俣市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について…	52
日程第15	議第54号	水俣市湯の鶴温泉保健センターの設置等に関する条例の一部を改正す る条例の制定について……………	52
日程第16	議第55号	水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定に ついて……………	52
日程第17	議第56号	水俣市手数料条例の一部を改正する条例の制定について……………	52
日程第18	議第57号	水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について……………	53
日程第19	議第58号	令和2年度水俣市一般会計補正予算（第4号）……………	53
日程第20	議第59号	令和2年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）……	53
日程第21	議第60号	令和2年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）……………	53
日程第22	議第61号	令和2年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）……………	53

日程第23	議第62号	令和2年度水俣市公共下水道事業会計補正予算（第1号）	54
日程第24	議第63号	工事請負契約の締結について	2- 54
日程第25	議第64号	市道の路線廃止について	54
日程第26	議第65号	市道の路線認定について	54
議案上程			54
日程第27	議第66号	令和2年度水俣市一般会計補正予算（第5号）	55
日程第28	議第67号	工事請負契約の締結について	56
日程第29	議第68号	農業委員会委員の少なくとも4分の1を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするに 関する同意について	56
日程第30	議第69号	農業委員会委員の任命について	57
日程第31	議第70号	農業委員会委員の任命について	57
日程第32	議第71号	農業委員会委員の任命について	57
日程第33	議第72号	農業委員会委員の任命について	57
日程第34	議第73号	農業委員会委員の任命について	58
日程第35	議第74号	農業委員会委員の任命について	58
日程第36	議第75号	農業委員会委員の任命について	58
日程第37	議第76号	農業委員会委員の任命について	59
日程第38	議第77号	農業委員会委員の任命について	59
日程第39	議第78号	農業委員会委員の任命について	59
日程第40	議第79号	農業委員会委員の任命について	60
日程第41	議第80号	農業委員会委員の任命について	60
日程第42	議第81号	農業委員会委員の任命について	60
日程第43	議第82号	農業委員会委員の任命について	61
		市長の提案理由説明	61
		休憩・開議	65
		質 疑	65
		委員会付託	65
		散 会	66

令和2年6月19日（金） — 3日目 —

出欠席議員…………… 3- 1

事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	3- 1
議事日程第3号	2
全国市議会議長会表彰状の伝達	4
○藤本壽子君のあいさつ	4
開　　議	5
諸般の報告	5
日程第1　議第41号専決処分 ^の 報告及び承認についてから日程第27議第67号工事請負契約 ^の 締結についてまで27件に関する委員会の審査報告	5
○総務産業委員長の報告	7
○厚生文教委員長の報告	12
委員会審査報告書	17
委員長報告に対する質疑	18
討　　論	19
○藤本壽子君の反対討論（議第63号）	19
採　　決	19
日程第28　議第68号　農業委員会委員の少なくとも4分の1を認定農業者等又はこれらに準 ずる者とする ^{こと} に関する同意について	20
討　　論	20
採　　決	21
日程第29　議第69号　農業委員会委員の任命について	21
日程第30　議第70号　農業委員会委員の任命について	21
日程第31　議第71号　農業委員会委員の任命について	21
日程第32　議第72号　農業委員会委員の任命について	21
日程第33　議第73号　農業委員会委員の任命について	21
日程第34　議第74号　農業委員会委員の任命について	21
日程第35　議第75号　農業委員会委員の任命について	21
日程第36　議第76号　農業委員会委員の任命について	21
日程第37　議第77号　農業委員会委員の任命について	21
日程第38　議第78号　農業委員会委員の任命について	21
日程第39　議第79号　農業委員会委員の任命について	21
日程第40　議第80号　農業委員会委員の任命について	21

日程第41 議第81号 農業委員会委員の任命について	21
日程第42 議第82号 農業委員会委員の任命について	3- 21
討 論	21
採 決	21
日程第43 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について	24
採 決	24
閉会中継続審査・調査申出書	24
議案上程	25
日程第44 意見第3号 新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書について	25
○真野頼隆君の提案理由説明	26
質 疑	27
討 論	27
採 決	28
閉 会	28

令和2年6月5日

令和2年6月第3回水俣市議会定例会会議録

(第1号)

提案理由説明

令和2年6月第3回水俣市議会定例会会議録（第1号）

1、令和2年6月5日水俣市長第3回水俣市議会定例会を招集する。

1、令和2年6月5日午前10時0分水俣市議会議長第3回水俣市議会定例会の開会を宣告する。

1、令和2年6月19日午前10時58分水俣市議会議長第3回水俣市議会定例会の閉会を宣告する。

令和2年6月5日（金曜日）

午前10時0分 開会

午前10時25分 散会

（出席議員） 16人

岩 阪 雅 文 君	田 中 睦 君	平 岡 朱 君
高 岡 朱 美 君	淵 上 茂 樹 君	木 戸 理 江 君
小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君	杉 迫 一 樹 君
藤 本 壽 子 君	岩 村 龍 男 君	田 口 憲 雄 君
谷 口 明 弘 君	真 野 頼 隆 君	牧 下 恭 之 君
松 本 和 幸 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長（坂 本 禎 一 君）	主 幹（関 洋 一 君）
議 事 係 長（中 村 亮 彦 君）	参 事（前 垣 由 紀 君）
主 事（岩 本 伊 代 君）	

（説明のため出席した者） 14人

市 長（高 岡 利 治 君）	副 市 長（小 林 信 也 君）
総務企画部長（堀 内 敏 彦 君）	福祉環境部長（一期崎 充 君）
産業建設部長（城 山 浩 和 君）	教 育 長（小 島 泰 治 君）
総合医療センター事務部長（松 木 幸 蔵 君）	産業建設部次長（本 田 聖 治 君）
教 育 次 長（前 田 裕 美 君）	上下水道局長（岩 井 昭 洋 君）
総務企画部市長公室長（永 田 久 美 子 君）	総務企画部総務課長（梅 下 俊 克 君）
総務企画部企画課長（設 楽 聡 君）	総務企画部財政課長（岡 本 夫 美 代 君）

○議事日程 第1号

令和2年6月5日 午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名について

第2 会期の決定について

第3 議第41号 専決処分の報告及び承認について

専第3号 水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

第4 議第42号 専決処分の報告及び承認について

専第4号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について

第5 議第43号 専決処分の報告及び承認について

専第5号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

第6 議第44号 専決処分の報告及び承認について

専第6号 水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

第7 議第45号 専決処分の報告及び承認について

専第7号 令和元年度水俣市一般会計補正予算（第10号）

第8 議第46号 専決処分の報告及び承認について

専第8号 令和2年度水俣市一般会計補正予算（第2号）

第9 議第47号 専決処分の報告及び承認について

専第9号 水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

第10 議第48号 専決処分の報告及び承認について

専第10号 令和2年度水俣市一般会計補正予算（第3号）

第11 議第49号 専決処分の報告及び承認について

専第11号 令和2年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

第12 議第50号 専決処分の報告及び承認について

専第12号 水俣市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第13 議第51号 水俣市地域振興基金条例を廃止する条例の制定について

第14 議第52号 水俣市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第15 議第53号 水俣市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について

第16 議第54号 水俣市湯の鶴温泉保健センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第17 議第55号 水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

- 第18 議第56号 水俣市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
第19 議第57号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について
第20 議第58号 令和2年度水俣市一般会計補正予算（第4号）
第21 議第59号 令和2年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
第22 議第60号 令和2年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
第23 議第61号 令和2年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）
第24 議第62号 令和2年度水俣市公共下水道事業会計補正予算（第1号）
第25 議第63号 工事請負契約の締結について
第26 議第64号 市道の路線廃止について
第27 議第65号 市道の路線認定について
第28 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
-

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

開会 午前10時0分 開会

○議長（岩阪雅文君） ただいまから令和2年第3回水俣市議会定例会を開会します。

○議長（岩阪雅文君） これから本日の会議を開きます。

○議長（岩阪雅文君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

去る3月定例会で可決された「新型コロナウイルスによる感染症対策等を求める意見書」及び「介護施設の人員配置基準の引き上げを求める意見書」については、関係大臣等へ提出しておきましたからご了承願います。

次に、本日、市長から、地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分の報告10件、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づく繰越明許費の報告2件、地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づく事故繰り越しの報告1件、以上13件の報告が提出されましたので、議席に配付しておきました。

次に、監査委員から、令和元年度の定期監査並びに令和2年1月分、2月分、3月分の一般会計、特別会計等及び令和2年2月分の公営企業会計の例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備えてありますから御閲覧願います。

次に、今期定例会に地方自治法第121条の規定により、高岡市長、小林副市長、堀内総務企画部

長、一期崎福祉環境部長、城山産業建設部長、本田産業建設部次長、永田市長公室長、梅下総務課長、設楽企画課長、岡本財政課長、小島教育長、前田教育次長、松木総合医療センター事務部長、岩井上下水道局長、以上の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第1号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（岩阪雅文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において桑原一知議員、藤本壽子議員を指名します。

日程第2 会期の決定について

○議長（岩阪雅文君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

令和2年6月第3回定例会（6月5日招集）会期日程表

（会期 6月5日から6月19日まで15日間）

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	6月5日	金	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明
2	6日	土		休 会	市の休日（土曜日）
3	7日	日			市の休日（日曜日）
4	8日	月			議案調査
5	9日	火			議案調査（一般質問通告正午まで）
6	10日	水			議案調査
7	11日	木			議案調査
8	12日	金			議案調査
9	13日	土			市の休日（土曜日）
10	14日	日			市の休日（日曜日）
11	15日	月	午前9時30分		本会議
12	16日	火	————	委員会	委員会
13	17日	水		休 会	議事整理日
14	18日	木			議事整理日

15	19日	金	午前10時	本会議	委員長報告 討論 採決	委員長報告に対する質疑 閉会
----	-----	---	-------	-----	----------------	-------------------

○議長（岩阪雅文君） お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から6月19日までの15日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、15日間と決定しました。

日程第3 議第41号 専決処分の報告及び承認について

専第3号 水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議第42号 専決処分の報告及び承認について

専第4号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議第43号 専決処分の報告及び承認について

専第5号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議第44号 専決処分の報告及び承認について

専第6号 水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議第45号 専決処分の報告及び承認について

専第7号 令和元年度水俣市一般会計補正予算（第10号）

日程第8 議第46号 専決処分の報告及び承認について

専第8号 令和2年度水俣市一般会計補正予算（第2号）

日程第9 議第47号 専決処分の報告及び承認について

専第9号 水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議第48号 専決処分の報告及び承認について

専第10号 令和2年度水俣市一般会計補正予算（第3号）

日程第11 議第49号 専決処分の報告及び承認について

専第11号 令和2年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

日程第12 議第50号 専決処分の報告及び承認について

専第12号 水俣市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定

定について

- 日程第13 議第51号 水俣市地域振興基金条例を廃止する条例の制定について
- 日程第14 議第52号 水俣市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議第53号 水俣市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議第54号 水俣市湯の鶴温泉保健センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議第55号 水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議第56号 水俣市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議第57号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議第58号 令和2年度水俣市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第21 議第59号 令和2年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第22 議第60号 令和2年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議第61号 令和2年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第24 議第62号 令和2年度水俣市公共下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第25 議第63号 工事請負契約の締結について
- 日程第26 議第64号 市道の路線廃止について
- 日程第27 議第65号 市道の路線認定について

○議長（岩阪雅文君） 日程第3、議第41号専決処分の報告及び承認についてから、日程第27、議第65号市道の路線認定についてまで、25件を一括して議題とします。

議第41号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年6月5日提出

水俣市長 高岡利治

専第3号 水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

専第3号

専 決 処 分 書

水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分することとする。

令和2年3月31日専決

水俣市長 高岡利治

水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

水俣市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「日に」を「日（以下「事故発生日」という。）に」に改め、同項第2号中「8,800円」を「8,900円」に改め、同条第3項中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

附則第3条の4第5項第2号及び第6項並びに附則第4条第7項第2号及び第8項中「100分の5」を「事故発生日における法定利率」に改める。

別表を次のように改める。

別表

補償基礎額表（第5条）

階級	勤続年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び副団長	12,440円	13,320円	14,200円
分団長及び副分団長	10,670円	11,550円	12,440円
部長、班長及び団員	8,900円	9,790円	10,670円

備考 1 事故発生日に、当該事故又は疾病が発生したことにより、特に上位の階級に任命された非常勤消防団員の階級は、当該事故又は疾病が発生した日の前日において、その者が属していた階級による。

2 1の階級における勤務年数を算定する場合においては、当該階級に任命された日以後の期間と、当該階級に任命された日以前における当該階級と同一の階級又は当該階級より上位の階級に属していた期間とを合算する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の水俣市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた同条例同条第1項に規定する損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する傷害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日以前期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

（専決処分を必要とする理由）

本案は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部が改正され、令和2年4月1日から施行されることに伴い、条例の施行に急施を要することから、専決処分するものである。

議第42号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年6月5日提出

水俣市長 高岡利治

専第4号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について

専 決 処 分 書

水俣市税条例等の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分することとする。

令和2年3月31日専決

水俣市長 高岡利治

水俣市税条例等の一部を改正する条例

第1条 水俣市税条例（平成8年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第24条第1項第2号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第34条の2中「第12項」を「第11項」に、「寡婦（寡夫）控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に、「第7項」を「第6項」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「第314条の2第5項」を「第314条の2第4項」に改める。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第36条の3の3の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第48条第2項中「第66条の7第4項及び第10項」を「第66条の7第5項及び第11項」に改める。

第54条第2項中「登録されている」を「登録がされている」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「これを」を削り、「課する」を「課することができる」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第54条第7項中「第10条の2の12」を「第10条の2の15」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「によって」を「により」に、「第49条の2」を「第49条の3」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「登録されている」を「登録がされている」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 法第343条第5項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第61条第9項及び第10項中「第349条の3第12項」を「第349条の3第11項」に改める。

第61条の2の見出し及び同条第1項中「第349条の3第28項」を「第349条の3第27項」に改め、同条第2項中「第349条の3第29項」を「第349条の3第28項」に改め、同条第3項中「第349条の3第30項」を「第349条の3第29項」に改める。

第74条の2の次に次の1条を加える。

（現所有者の申告）

第74条の3 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

（1）土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個自人との関係及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係）

（2）土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登録又は登録

がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名

(3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

第75条第1項中「又は」を「若しくは」に、「によって」を「により、又は現所有者が前条の規定により」に、「においては」を「には」に改める。

第94条第2項に次のただし書を加える。

ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

第94条第4項中「左欄に掲げる製造たばこ」の次に「(同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。)」を加える。

第96条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項(法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。)」に、「第16条の2の3」を「第16条の2の3第2項」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項(法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。)の規定は、卸売販売業者等が、同条第1項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第98条第1項又は第2項の規定による申告書に前項(法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。)の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

第98条第1項中「第96条第2項」を「第96条第3項」に改める。

第131条第6項中「第54条第6項」を「第54条第7項」に改める。

附則第3条の2第1項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(「に、」の規定により告示された割合)を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。))」に、「この条において同じ」を「この項において同じ」に改め、「(以下この条において「特例基準割合適用年」という。))」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条第2項中「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合と」を「当該加算した割合と」に改める。

附則第4条第1項中「特例基準割合」を「加算した割合」に改める。

附則第6条中「平成34年度」を「令和4年度」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「平成45年度」を「令和15年度」に、「平成33年」を「令和3年」に改める。

附則第8条第1項中「平成33年度」を「令和6年度」に改める。

附則第10条中「又は法附則第15条」を「又は附則第15条」に改める。

附則第10条の2第2項を削り、同条第3項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第5号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第26項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第15条第30項第1号」を「附則第15条第27項第1号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第15条第30項第2号」を「附則第15条第27項第2号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「附則第15条第30項第3号」を「附則第15条第27項第3号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「附則第15条第31項第1号」を「附則第15条第28項第1号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「附則第15条第31項第2号」を「附則第15条第28項第2号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第30項第1号イ」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項中「附則第15条第33項第1号ロ」を「附則第15条第30項第1号ロ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項を削り、同条第13項中「附則第15条第33項第1号ニ」を「附則第15条第30項第1号ハ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第14項中「附則第15条第33項第1号ホ」を「附則第15条第30項第1号ニ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第15項中「附則第15条第33項第2号イ」を「附則第15条第30項第2号イ」に改め、同項を同条第13項とし、同条第16項中「附則第15条第33項第2号ロ」を「附則第15条第30項第2号ロ」に改め、同項を同条第14項とし、同項の次に次の1項を加える。

15 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3

とする。

附則第10条の2第17項中「附則第15条第33項第3号イ」を「附則第15条第30項第3号イ」に改め、同項を同条第16項とし、同条第18項中「附則第15条第33項第3号ロ」を「附則第15条第30項第3号ロ」に改め、同項を同条第17項とし、同条第19項中「附則第15条第33項第3号ハ」を「附則第15条第30項第3号ハ」に改め、同項を同条第18項とし、同条第20項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第19項とし、同条第21項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同項を同条第20項とし、同条第22項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第21項とし、同項の次に次の1項を加える。

22 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

附則第11条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第11条の2の見出し中「平成31年度又は平成32年度」を「令和元年度又は令和2年度」に改め、同条第1項中「平成31年度分又は平成32年度分」を「令和元年度分又は令和2年度分」に改め、同条第2項中「平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地」を「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第12条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第13条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第15条第1項中「又は法」を「又は」に、「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第15条の2中「平成31年10月1日から平成32年9月30日まで」を「令和元年10月1日から令和2年9月30日まで」に改める。

附則第16条第2項から第4項までの規定中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に、「平成32年4月1日から平成33年3月31日まで」を「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」に、「平成33年度分」を「令和3年度分」に改める。

附則第17条第1項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附則第17条の2第1項及び第2項中「平成32年度」を「令和5年度」に改め、同条第3項中「第35条の2」を「第35条の3」に改める。

附則第22条第1項中「第54条第5項」を「第54条第6項」に改め、同条第2項中「平成33年度」を「令和3年度」に改める。

附則第23条第1項中「平成35年度」を「令和5年度」に改める。

第2条 水俣市税条例（平成8年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第19条中「第321条の8第22項及び第23項の申告書に」を「第321条の8第34項及び第35項の申告書に」に、「においては」を「には」に改め、同条第4号中「によって」を「により」に改め、同条第5号中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同条第6号中「第321条の8第22項及び第23項」を「第321条の8第34項及び第35項」に改める。

第20条中「及び第4項」を削る。

第23条第3項中「規定する収益事業」の次に「（以下この項及び第31条第2項の表第1号において「収益事業」という。）」を加え、「第31条第2項の表の第1号」を「同号」に、「第48条第10項から第12項まで」を「第48条第9項から第16項まで」に改める。

第31条第2項の表第1号オ中「第292条第1項第4号の5」を「第292条第1項第4号の2」に、「市町村」を「市」に改め、同条第3項中「、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号」を「若しくは同項第2号の期間又は同項第3号」に改める。

第48条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第5項及

び第11項又は第68条の91第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第52項」に、「同条第42項」を「同条第52項」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項」を「第9項」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第61項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。

第50条第2項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「、第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）」を削り、同条第4項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改める。

第52条第4項から第6項までを削る。

第94条第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改める。

附則第3条の2第2項中「及び第4項」を削る。

（水俣市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 水俣市税条例等の一部を改正する条例（平成31年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条のうち、市税条例第24条第1項第2号の改正規定を削り、同条例附則第16条に1項を加える改正規定中「平成33年4月1日から平成34年3月31日まで」を「令和3年4月1日から令和4年3月31日まで」に、「平成34年度分」を「令和4年度分」に、「平成34年4月1日から平成35年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和5年3月31日まで」に、「平成35年度分」を「令和5年度分」に改める。

附則第1条第1号中「平成31年6月1日」を「令和元年6月1日」に改め、同条第2号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第3号中「平成32年1月1日」を「令和2年1月1日」に改め、同条第4号を次のように改める。

（4）削除

附則第1条第5号中「（前号に掲げる改正規定を除く。）」を削り、「平成33年4月1日」を「令和3年4月1日」に改める。

附則第2条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第2項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第3項中「平成32年度分」を「令和2年度分」に改め、同項の表中「平成31年6月1日」を「令和元年6月1日」に改める。

附則第3条第1項中「32年新条例」を「2年新条例」に、「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第2項及び第3項中「32年新条例」を「2年新条例」に改める。

附則第4条を次のように改める。

第4条 削除

附則第5条中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

附則第6条中「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第7条第1項中「31年10月新条例」を「元年10月新条例」に改め、同条第2項中「31年10月新条例」を「元年10月新条例」に、「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第8条中「平成33年度」を「令和3年度」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中水俣市税条例第94条第2項にただし書を加える改正規定及び同条第4項の改正規定並びに附則第6条の規定 令和2年10月1日
- (2) 第1条中水俣市税条例第24条第1項第2号、第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の改正規定並びに同条例附則第3条の2及び第4条第1項の改正規定並びに次条並びに附則第3条第2項及び第3項の改正規定並びに附則第17条第1項及び第17条の2第3項の改正規定 令和3年1月1日
- (3) 第2条中水俣市税条例第94条第2項ただし書の改正規定及び附則第7条の規定 令和3年10月1日
- (4) 第2条(前号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第4条の規定 令和4年4月1日
(延滞金に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の市税条例(以下「新条例」という。)附則第3条の2の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第24条第1項(第2号に係る部分に限る。)、第34条の2及び第36条の2第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 令和3年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額(地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)第1条の規定による改正前の法(以下「旧法」という。)第292条第1項第11号に規定する寡婦(旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。)又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である第23条第1項第1号に掲げる者に係るものを除く。)」とする。
- 4 新条例第36条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用する。
- 5 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

第4条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の市税条例の規定中法人の市民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この条において「4号施行日」という。)以後に開始する事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第3条の規定(同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。)による改正前の法人税法(昭和40年法律第34号。以下この条において「4年旧法人税法」という。)第2条第12号の7に規定する連結子法人(次項において「連結子法人」という。)の連結親法人事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。)が4号施行日前に開始した事業年度を除く。)分の法人の市民税について適用する。

- 2 4号施行日前に開始した事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した事業年度を

含む。)分の法人の市民税及び4号施行日前に開始した連結事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。)(連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した連結事業年度を含む。)分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第5条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第54条第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 新条例第54条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新条例第74条の3の規定は、施行日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

5 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。次項及び第7項において「旧法」という。)附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第6条 附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

第7条 附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

(水俣市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第8条 水俣市税条例等の一部を改正する条例(平成27年条例第16号)の一部を次のように改正する。

附則第5条第2項第3号中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改め、同条第13項中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第14項の表第5項の項中「平成31年10月31日」を「令和元年10月31日」に改め、同表第6項の項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

第9条 水俣市税条例等の一部を改正する条例(平成28年条例第19号)の一部を次のように改正する。

附則第1条第4号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第2条の2中「31年新条例」を「元年新条例」に改める。

附則第4条第1項中「31年新条例」を「元年新条例」に改め、同条第2項中「31年新条例」を「元年新条例」に、「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

(水俣市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第10条 水俣市税条例等の一部を改正する条例(平成29年条例第9号)の一部を次のように改正する。

附則第1条第3号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第2条第2項中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

(水俣市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第11条 水俣市税条例等の一部を改正する条例(平成30年条例第12号)の一部を次のように改正する。

附則第1条第4号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第5号中「平成32年4月1日」を「令和2年4月1日」に改め、同条第6号中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第7号中「平成33年1月1日」を「令和3年1月1日」に改め、同条第8号中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第9号中「平成34年10月1日」を「令和4年10月1日」に改める。

附則第2条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第2項中「平成33年度」を「令和3年度」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第6条中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改める。

附則第8条第1項中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第2項中「平成32年11月2日」を「令和2年11月2日」に改め、同条第3項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改め、同条第4

項及び第5項中「32年新条例」を「2年新条例」に改める。

附則第10条第1項中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第2項中「平成33年11月1日」を「令和3年11月1日」に改め、同条第3項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項中「33年新条例」を「3年新条例」に改める。

(専決処分を必要とする理由)

本案は、地方税法の改正等に伴い、市税賦課に急施を要することから、専決処分するものである。

議第43号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年6月5日提出

水俣市長 高岡利治

専第5号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

専第5号

専 決 処 分 書

水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分することとする。

令和2年3月31日専決

水俣市長 高岡利治

水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

水俣市国民健康保険税条例（平成12年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「61万円」を「63万円」に改め、同条第4項ただし書中「16万円」を「17万円」に改める。

第21条中「61万円」を「63万円」に、「16万円」を「17万円」に改め、同条第2号中「28万円」を「28万5千円」に改め、同条第3号中「51万円」を「52万円」に改める。

附則第5項及び第6項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第5項及び第6項の改正規定は、土地基本法等の一部を改正する法律（令和2年法律第12号）附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の水俣市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(専決処分を必要とする理由)

本案は、地方税法の改正等に伴い、国民健康保険税賦課に急施を要することから、専決処分するものである。

議第44号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年6月5日提出

水俣市長 高岡利治

専第6号 水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

専第6号

専 決 処 分 書

水俣市介護保険条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分することとする。

令和2年3月31日専決

水俣市長 高岡利治

水俣市介護保険条例の一部を改正する条例

水俣市介護保険条例（平成12年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「平成31年度から平成32年度までの各年度」を「令和2年度」に、「29,300円」を「23,400円」に改め、同条第3項中「平成31年度から平成32年度までの各年度」を「令和2年度」に、「29,300円」を「23,400円」に、「48,700円」を「39,000円」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「23,400円」とあるのは、「54,600円」と読み替えるものとする。

第9条第1項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

（5）第1号被保険者が刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されたこと。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第2条の規定は令和2年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

（専決処分を必要とする理由）

本案は、介護保険法施行令の改正等に伴い、条例の施行に急施を要することから、専決処分するものである。

議第45号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年6月5日提出

水俣市長 高岡利治

専第7号 令和元年度水俣市一般会計補正予算（第10号）

専第7号

専 決 処 分 書

令和元年度水俣市の一般会計補正予算（第10号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

令和2年3月31日専決

水俣市長 高岡利治

（専決処分を必要とする理由）

年度末における地方債発行額の確定に伴う起債限度額の変更等のため、予算措置に急処を要し、専決処分するものである。

令和元年度 水俣市一般会計補正予算（第10号）

令和元年度水俣市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ183,775千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,638,549千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正（第10号）

歳入 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
14 国庫支出金		2,439,629	△11,009	2,428,620
	2 国庫補助金	597,816	△11,009	586,807
15 県支出金		1,413,111	△812	1,412,299
	2 県補助金	587,185	△812	586,373
18 繰入金		812,978	56,933	869,911
	1 基金繰入金	794,321	56,933	851,254
21 市債		2,328,200	△228,887	2,099,313
	1 市債	2,328,200	△228,887	2,099,313
補正されなかった款に係る額		9,828,406		9,828,406
歳入合計		16,822,324	△183,775	16,638,549

歳出 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
2 総務費		2,168,129	△6,126	2,162,003
	1 総務管理費	1,778,959	△6,126	1,772,833
3 民生費		5,751,418	△8,054	5,743,364
	2 児童福祉費	1,949,508	△8,054	1,941,454
4 衛生費		2,072,363	△22,283	2,050,080
	1 保健衛生費	356,956	0	356,956

	2 清掃費	839,965	△11,810	828,155
	4 環境対策費	164,543	△373	164,170
	6 上水道費	123,500	△10,100	113,400
5 農林水産業費		467,831	△558	467,273
	2 林業費	159,597	0	159,597
	3 水産業費	62,737	△558	62,179
7 土木費		1,522,611	△23,758	1,498,853
	2 道路橋りょう費	590,040	△591	589,449
	6 住宅費	284,679	△23,167	261,512
8 消防費		576,042	0	576,042
	1 消防費	576,042	0	576,042
9 教育費		1,656,885	△122,798	1,534,087
	1 教育総務費	942,433	△122,798	819,635
	4 社会教育費	210,281	0	210,281
	5 保健体育費	298,188	0	298,188
10 災害復旧費		53,453	△198	53,255
	4 その他公共施設・公用施設災害復旧費	3,438	△198	3,240
11 公債費		1,593,189	0	1,593,189
	1 公債費	1,593,189	0	1,593,189
補正されなかった款に係る額		960,403		960,403
歳 出 合 計		16,822,324	△183,775	16,638,549

第2表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額
3 民生費	2 児童福祉費		千円
		子育て短期支援事業	18
		放課後児童健全育成事業	961
		病児保育事業	15
		保育対策総合支援事業	1,190

第3表 債務負担行為補正

変 更

事項	補正前		補正後	
	期間	限度額	期間	限度額
市庁舎建替事業 (財政課)	自 令和元年度 至 令和4年度	千円 4,034,529	自 令和元年度 至 令和4年度	千円 3,929,611

第4表 地方債補正

変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公営住宅建設事業	千円				千円			
	100,200				88,600			
災害復旧事業	280,300				278,500			
一般単独（一般事業）	82,100				76,100			

緊急自然災害防止対策事業	42,700				42,500			
地方道路等整備事業	57,400				57,300			
緊急防災・減災事業	22,900				20,100			
過疎対策事業	1,218,000				1,058,400			
水道事業	123,500				113,400			
臨時財政対策債	326,000				289,313			
補正されなかった事業に係る額	75,100				75,100			
計	2,328,200				2,099,313			

議第46号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めらる。

令和2年6月5日提出

水俣市長 高岡利治

専第8号 令和2年度水俣市一般会計補正予算（第2号）

専第8号

専 決 処 分 書

令和2年度水俣市の一般会計補正予算（第2号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

令和2年5月1日専決

水俣市長 高岡利治

（専決処分を必要とする理由）

新型コロナウイルス感染症対策のため、予算措置に急施を要し、専決処分するものである。

令和2年度 水俣市一般会計補正予算（第2号）

令和2年度水俣市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,427,191千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19,539,541千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正（第2号）

歳 入

（単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
13 国庫支出金		2,190,322	2,427,183	4,617,505
	2 国庫補助金	351,100	2,427,183	2,778,283
19 諸収入		379,802	8	379,810
	4 雑入	280,594	8	280,602
補正されなかった款に係る額		14,542,226		14,542,226
歳 入 合 計		17,112,350	2,427,191	19,539,541

歳 出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
2 総務費		3,458,671	2,427,191	5,885,862
	1 総務管理費	3,103,491	2,427,191	5,530,682
補正されなかった款に係る額		13,653,679		13,653,679
歳 出 合 計		17,112,350	2,427,191	19,539,541

議第47号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年6月5日提出

水俣市長 高岡利治

専第9号 水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

専第9号

専 決 処 分 書

水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分することとする。

令和2年5月8日専決

水俣市長 高岡利治

水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例

水俣市国民健康保険条例（昭和34年告示第10号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1条とし、同条に見出しとして「（施行期日）」を付し、同条の次に次の3条を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

- 第2条 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下この条から附則第4条までにおいて同じ。）の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。）は、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。
- 2 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除して得た金額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）を超えるときは、その金額とする。

3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)

第3条 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

第4条 前条に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同条ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

2 前項の規定により本市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

附 則

1 この条例は、令和2年5月8日から施行する。

2 この条例による改正後の水俣市国民健康保険条例附則第2条から第4条までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用する。

(専決処分を必要とする理由)

本案は、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に急施を要することから、専決処分するものである。

議第48号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年6月5日提出

水俣市長 高岡利治

専第10号 令和2年度水俣市一般会計補正予算(第3号)

専第10号

専 決 処 分 書

令和2年度水俣市の一般会計補正予算(第3号)を、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

令和2年5月8日専決

水俣市長 高岡利治

(専決処分を必要とする理由)

新型コロナウイルス感染症対策のため、予算措置に急施を要し、専決処分するものである。

令和2年度 水俣市一般会計補正予算(第3号)

令和2年度水俣市の一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ142,577千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

19,682,118千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正（第3号）

歳 入 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
13 国庫支出金		4,617,505	142,573	4,760,078
	2 国庫補助金	2,778,283	142,573	2,920,856
19 諸収入		379,810	4	379,814
	4 雑入	280,602	4	280,606
補正されなかった款に係る額		14,542,226		14,542,226
歳 入 合 計		19,539,541	142,577	19,682,118

歳 出 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
3 民生費		5,520,099	35,705	5,555,804
	2 児童福祉費	1,883,371	35,705	1,919,076
4 衛生費		2,061,843	5,385	2,067,228
	1 保健衛生費	359,034	5,385	364,419
6 商工費		655,269	94,065	749,334
	2 総合経済対策費	469,594	94,065	563,659
8 消防費		505,364	4,572	509,936
	1 消防費	505,364	4,572	509,936
9 教育費		1,118,961	2,850	1,121,811
	2 小学校費	165,227	1,839	167,066
	3 中学校費	81,896	1,011	82,907
補正されなかった款に係る額		9,678,005		9,678,005
歳 出 合 計		19,539,541	142,577	19,682,118

議第49号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年6月5日提出

水俣市長 高岡利治

専第11号 令和2年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

専第11号

専 決 処 分 書

令和2年度水俣市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

令和2年5月8日専決

(専決処分を必要とする理由)

新型コロナウイルス感染症対策のため、予算措置に急施を要し、専決処分するものである。

令和2年度 水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

令和2年度水俣市の国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15,819千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,690,787千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正(第1号)

歳入 (単位:千円)

款	項	既定額	補正額	計
4 県支出金		3,049,118	15,819	3,064,937
	1 県補助金	3,049,118	15,819	3,064,937
補正されなかった款に係る額		625,850		625,850
歳入合計		3,674,968	15,819	3,690,787

歳出 (単位:千円)

款	項	既定額	補正額	計
2 保険給付費		2,677,629	15,819	2,693,448
	6 傷病手当金	0	15,819	15,819
補正されなかった款に係る額		997,339		997,339
歳出合計		3,674,968	15,819	3,690,787

議第50号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年6月5日提出

水俣市長 高岡利治

専第12号 水俣市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

専第12号

専決処分書

水俣市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分することとする。

令和2年5月13日専決

水俣市長 高岡利治

水俣市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
水俣市後期高齢者医療に関する条例(平成20年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 広域連合条例附則第5条の規定による傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付

附 則

この条例は、令和2年5月13日から施行する。

(専決処分を必要とする理由)

本案は、熊本県後期高齢者医療広域連合条例の改正に伴い、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に急施を要することから、専決処分するものである。

議第51号

水俣市地域振興基金条例を廃止する条例の制定について

水俣市地域振興基金条例を廃止する条例を次のように制定することとする。

令和2年6月5日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市地域振興基金条例を廃止する条例

水俣市地域振興基金条例（平成21年条例第40号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

基金活用の完遂に伴い、本案のように制定しようとするものである。

議第52号

水俣市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和2年6月5日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

水俣市職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和26年告示第12号）の一部を次のように改正する。

第2条中「及び」を「又は」に改め、同条に次の1項を加える。

2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

会計年度任用職員のサービスの宣誓に関する取扱いを定めるため、本案のように制定しようとするものである。

議第53号

水俣市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和2年6月5日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例

水俣市特定公共賃貸住宅条例（平成12年条例第45号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「、当該特公賃住宅の管理開始後20年間を限度として」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

特定公共賃貸住宅の家賃の減額について、入居者の居住の安定を図る必要があるため、本案のように制定しようとするものである。

議第54号

水俣市湯の鶴温泉保健センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
水俣市湯の鶴温泉保健センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和2年6月5日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市湯の鶴温泉保健センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例

水俣市湯の鶴温泉保健センターの設置等に関する条例（平成18年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第6条中「湯の鶴憩いの広場（足湯）」を「湯の鶴温泉足湯」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第10条関係）

区分	対象	料金	
入浴料	中学生以上の者（15区住民以外）	1人1回につき	250円
		回数券11回分	2,500円
	中学生以上の者（15区住民）	1人1回につき	150円
		回数券11回分	1,500円
	3歳以上小学生以下の者（15区住民以外）	1人1回につき	150円
		回数券11回分	1,500円
	3歳以上小学生以下の者（15区住民）	1人1回につき	100円
		回数券11回分	1,000円
3歳未満の者		無料	
身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持し、水俣市に住所を有する者（中学生以上の者）	1人1回につき	100円	
	回数券11回分	1,000円	
身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持し、水俣市に住所を有する者（3歳以上小学生以下の者）	1人1回につき	50円	
	回数券11回分	500円	
使用料	2階大広間を占用する者	1部屋1時間につき	1,500円
	2階大広間冷暖房	1部屋1時間につき	500円

備考 入浴料及び使用料には、消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の許可に係る入浴料及び使用料について適用し、同日前の許可に係る入浴料及び使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

維持管理費の高騰並びに消費税及び地方消費税の税率の改定による料金の見直しのため、本案のように制定しようとするものである。

議第55号

水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について
水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和2年6月5日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

水俣市病院事業使用料及び手数料条例(昭和28年条例第16号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「第7号」を「第9号」に改め、同項第5号中「初診時加算料は、820円(厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養(平成18年厚生労働省告示第495号)の第2条第4号に規定する初診に限る。)」を「初診時選定療養費(厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養(平成18年厚生労働省告示第495号。以下同じ。))の第2条第4号に規定する初診に限る。)」は、次のとおり」に改め、同号に次のように加える。

ア 厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養第2条第4号に規定する初診のうち、医師である保険医による初診は、5,500円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)とする。

イ 厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養第2条第4号に規定する初診のうち歯科医師である保険医による初診は、3,300円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)とする。

第2条第1項中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 再診時選定療養費(厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養の第2条第5号に規定する再診に限る。)は、次のとおりとする。

ア 厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養第2条第5号に規定する再診のうち医師である保険医による再診は、2,750円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)とする。

イ 厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養第2条第5号に規定する再診のうち歯科医師である保険医による再診は、1,650円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)とする。

附 則

この条例は、令和2年10月1日から施行する。

(提案理由)

保険医療機関及び保険医療費担当規則等の一部を改正する省令の施行に伴い、本案のように制定しようとするものである。

議第56号

水俣市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
水俣市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和2年6月5日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市手数料条例の一部を改正する条例

水俣市手数料条例(平成12年条例第10号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

個人番号カードの再交付（追記欄の余白が無くなったとき、その他の再交付がやむを得ないものとして市長が認める場合を除く。）	1 件につき	800円	を
通知カードの再交付（追記欄の余白が無くなったとき、その他の再交付がやむを得ないものとして市長が認める場合を除く。）	1 件につき	500円	
住民票記載事項に関する証明	1 件につき	300円	

「

個人番号カードの再交付（追記欄の余白が無くなったとき、その他の再交付がやむを得ないものとして市長が認める場合を除く。）	1 件につき	800円	に
住民票記載事項に関する証明	1 件につき	300円	

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、通知カードが廃止されたため本案のように制定しようとするものである。

議第57号

水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市税条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和2年6月5日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市税条例の一部を改正する条例

第1条 水俣市税条例（平成8年条例第39号）の一部を次のように改正する。

附則第10条中「法附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第61条又は第62条」を、「又は附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第61条若しくは第62条」を加える。

附則第10条の2に次の1項を加える。

23 法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は、零とする。

附則第15条の2中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則に次の1条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等）

第24条 第9条第7項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。

2 第10条の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の3第1項第4号に規定する条例で定める債権について準用する。

第2条 水俣市税条例（平成8年条例第39号）の一部を次のように改正する。

附則第10条中「第61条又は第62条」を「第63条又は第64条」に、「第61条若しくは第62条」を「第63条若しく

は第64条」に改める。

附則第10条の2第23項中「附則第62条」を「附則第64条」に改める。

附則に次の2条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第25条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するもの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第26条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行する。

(提案理由)

新型コロナウイルス感染症対策として、地方税法が改正されたことに伴い、本案のように制定しようとするものである。

議第58号

令和2年度水俣市一般会計補正予算（第4号）

令和2年度水俣市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ73,585千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19,755,703千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

令和2年6月5日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算補正（第4号）

歳 入

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
13 国庫支出金		4,760,078	50,865	4,810,943
	1 国庫負担金	1,834,359	13,071	1,847,430
	2 国庫補助金	2,920,856	37,794	2,958,650
14 県支出金		1,533,521	△15,239	1,518,282
	1 県負担金	780,449	8,761	789,210

	2 県補助金	683,868	△24,000	659,868
17 繰入金		704,605	△16,640	687,965
	1 基金繰入金	594,522	△16,640	577,882
19 諸収入		379,814	9,099	388,913
	4 雑入	280,606	9,099	289,705
20 市債		2,980,000	34,500	3,014,500
	1 市債	2,980,000	34,500	3,014,500
21 法人事業税交付金		0	11,000	11,000
	1 法人事業税交付金	0	11,000	11,000
補正されなかった款に係る額		9,324,100		9,324,100
歳 入 合 計		19,682,118	73,585	19,755,703

歳 出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1 議会費		152,281	△2,334	149,947
	1 議会費	152,281	△2,334	149,947
2 総務費		5,885,862	△30,391	5,855,471
	1 総務管理費	5,530,682	△25,205	5,505,477
	2 徴税費	180,460	△2,141	178,319
	3 戸籍住民基本台帳費	100,469	2,060	102,529
	4 選挙費	17,796	△4,941	12,855
	6 監査委員費	31,782	△164	31,618
3 民生費		5,555,804	42,381	5,598,185
	1 社会福祉費	3,070,930	42,719	3,113,649
	2 児童福祉費	1,919,076	△1,862	1,917,214
	3 生活保護費	565,798	1,524	567,322
4 衛生費		2,067,228	△7,018	2,060,210
	1 保健衛生費	364,419	6,110	370,529
	2 清掃費	966,464	△6,300	960,164
	4 環境対策費	165,226	△6,828	158,398
5 農林水産業費		688,462	△8,925	679,537
	1 農業費	279,177	28,626	307,803
	2 林業費	336,178	△39,789	296,389
	3 水産業費	73,107	2,238	75,345
6 商工費		749,334	18,894	768,228
	1 商工費	185,675	18,894	204,569
7 土木費		1,292,838	48,715	1,341,553
	2 道路橋りょう費	600,411	2,945	603,356
	3 河川費	31,674	35,700	67,374
	5 都市計画費	542,889	6,916	549,805
	6 住宅費	109,257	3,154	112,411
9 教育費		1,121,811	12,263	1,134,074
	1 教育総務費	182,105	△2,196	179,909
	4 社会教育費	364,310	21,951	386,261

	5 保健体育費	325,423	△7,492	317,931
11 公債費		1,648,512	0	1,648,512
	1 公債費	1,648,512	0	1,648,512
補正されなかった款に係る額		519,986		519,986
歳 出 合 計		19,682,118	73,585	19,755,703

第2表 地方債補正

変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
自然災害防止事業	千円				千円			
	5,300				3,800			
緊急自然災害防止対策事業	33,900				59,100			
過疎対策事業	1,008,900				1,019,700			
補正されなかった事業に係る額	1,931,900				1,931,900			
計	2,980,000				3,014,500			

議第59号

令和2年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和2年度水俣市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,476千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,687,311千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年6月5日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算補正（第2号）

歳 入

（単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
6 繰入金		229,291	△3,476	295,815
	1 他会計繰入金	232,055	△3,476	228,579
補正されなかった款に係る額		3,391,496		3,391,496
歳 入 合 計		3,690,787	△3,476	3,687,311

歳 出

（単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
1 総務費		76,101	△3,476	72,625
	1 総務管理費	37,697	△311	37,386
	2 徴税費	31,727	△3,165	28,562
補正されなかった款に係る額		3,614,686		3,614,686
歳 出 合 計		3,690,787	△3,476	3,687,311

議第60号

令和2年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和2年度水俣市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12,913千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ450,641千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年6月5日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算補正（第1号）

歳入 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1 保険料		275,617	8,309	283,926
	1 後期高齢者医療保険料	275,617	8,309	283,926
3 繰入金		158,752	4,604	163,356
	1 一般会計繰入金	158,752	4,604	163,356
補正されなかった款に係る額		3,359		3,359
歳入合計		437,728	12,913	450,641

歳出 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1 総務費		434,049	12,913	446,962
	1 総務管理費	21,863	1,631	23,494
	2 徴収費	9,853	4	9,857
	3 後期高齢者医療広域連合納付金	402,333	11,278	413,611
補正されなかった款に係る額		3,679		3,679
歳出合計		437,728	12,913	450,641

議第61号

令和2年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）

令和2年度水俣市の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,153千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,716,465千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年6月5日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算補正（第1号）

歳入 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1 保険料		668,729	△26,143	642,586
	1 介護保険料	668,729	△26,143	642,586
7 繰入金		556,274	24,990	581,264

	1 一般会計繰入金	556,274	24,990	581,264
補正されなかった款に係る額		2,492,615		2,492,615
歳入合計		3,717,618	△1,153	3,716,465

歳出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1 総務費		72,858	△1,153	71,705
	1 総務管理費	36,007	△1,181	34,826
	2 徴収費	5,833	28	5,861
補正されなかった款に係る額		3,644,760		3,644,760
歳出合計		3,717,618	△1,153	3,716,465

議第62号

令和2年度水俣市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和2年度水俣市公共下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和2年度水俣市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既定予定額)		(補正予定額)		(計)
	収	入	入	出	
第1款 公共下水道事業収益	1,169,375千円		△1,076千円		1,168,299千円
第1項 営業収益	476,955千円		0千円		476,955千円
第2項 営業外収益	692,420千円		△1,076千円		691,344千円
	支	出			
第1款 公共下水道事業費	1,169,375千円		△1,076千円		1,168,299千円
第1項 営業費用	1,091,966千円		△933千円		1,091,033千円
第2項 営業外費用	66,683千円		0千円		66,683千円
第3項 特別損失	9,726千円		△143千円		9,583千円
第4項 予備費	1,000千円		0千円		1,000千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既定予定額)		(補正予定額)		(計)
	収	入	入	出	
第1款 資本的収入	174,112千円		△470千円		173,642千円
第1項 企業債	152,500千円		0千円		152,500千円
第2項 負担金	436千円		0千円		436千円
第3項 補助金	21,176千円		△470千円		20,706千円
	支	出			
第1款 資本的支出	556,425千円		△470千円		555,955千円
第1項 建設改良費	63,596千円		△470千円		63,126千円
第2項 企業債償還金	491,829千円		0千円		491,829千円
第3項 予備費	1,000千円		0千円		1,000千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第4条 予算第9条第1号中「職員給与費 44,481千円」を「職員給与費 42,737千円」に改める。

(他会計からの補助金等の補正)

第5条 予算第10条中「443,747千円」を「442,201千円」に改める。

令和2年6月5日提出

水俣市長 高岡利治

議第63号

工事請負契約の締結について

生態系に配慮した渚造成整備（護岸その2）工事について、次のように請負契約を締結することとする。

令和2年6月5日提出

水俣市長 高岡利治

- 1 工 事 名 生態系に配慮した渚造成整備（護岸その2）工事
- 2 工 事 内 容 鋼矢板設置工事、大型土のう設置工事
- 3 工 事 場 所 水俣市浜松町地内
- 4 契 約 金 額 298,100,000円
- 5 契約の相手方 熊本県水俣市丸島町1丁目1番18号
坂田・永吉・古里特定建設工事共同企業体
代表者 坂田建設 株式会社
代表取締役 坂田 圭一

(提案理由)

生態系に配慮した渚造成整備（護岸その2）工事請負契約の締結について、水俣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案のように提案するものである。

議第64号

市道の路線廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年6月5日提出

水俣市長 高岡利治

整理番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
1	古賀町7号線	古賀町2丁目81番6地先	古賀町2丁目81番13地先	古賀町2丁目

(提案理由)

市道の路線廃止については、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、本案のように提案するものである。

議第65号

市道の路線認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年6月5日提出

水俣市長 高岡利治

整理番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
1	古賀町7号線	古賀町2丁目地内	古賀町2丁目地内	なし

(提案理由)

市道の路線認定については、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を経る必要があるもので、本案のように提案するものである。

○議長（岩阪雅文君） 提案理由の説明を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 本定例市議会に提案いたしました議案につきまして、順次、提案理由を御説明申し上げます。

まず、議第41号専決処分の報告及び承認について、専第3号水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部が改正され、令和2年4月1日から施行されることに伴い、条例の施行に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

改正の内容といたしましては、非常勤消防団員等及び消防作業従事者等の損害補償に係る補償基礎額並びに障害補償年金前払一時金等が支給された場合における、障害補償年金等の支給停止期間等の算定に用いる利率の改正であります。

次に、議第42号専決処分の報告及び承認について、専第4号水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方税法の改正等に伴い、市税賦課に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

改正の内容といたしましては、個人市民税における未婚のひとり親に対する控除額の見直し及び非課税措置の拡充、たばこ税における軽量な葉巻たばこの課税方式の見直し、固定資産税における所有者不明土地等に係る制度の見直し、特定水力発電設備及び浸水被害軽減地区の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置の創設等であります。

次に、議第43号専決処分の報告及び承認について、専第5号水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方税法の改正等に伴い、国民健康保険税賦課に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

改正の内容といたしましては、国民健康保険税の算定における基礎課税額及び介護納付金課税額の課税限度額の引上げ並びに低所得者軽減措置の拡充であります。

次に、議第44号専決処分の報告及び承認について、専第6号水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、介護保険法施行令の改正等に伴い、条例の施行に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

改正の内容といたしましては、低所得者に対する保険料軽減措置及び保険料減免対象者の拡充であります。

次に、議第45号専決処分の報告及び承認について、専第7号令和元年度水俣市一般会計補正予算第10号について申し上げます。

本案は、年度末における地方債発行額の確定に伴う限度額の変更等のため、予算措置に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億8,377万5,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ166億3,854万9,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、歳出予算において事業費の確定に伴い予算額の調整を行っております。

その財源といたしまして、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第18款繰入金、第21款市債をもって調整いたしております。

このほか、繰越明許費の補正として、子育て短期支援事業ほか3件の追加を計上いたしております。

債務負担行為の補正として、市庁舎建替事業の変更を計上いたしております。

地方債の補正として、過疎対策事業ほか8件の限度額の変更を計上いたしております。

次に、議第46号専決処分の報告及び承認について、専第8号令和2年度水俣市一般会計補正予算第2号について申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症対策のため、予算措置に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ24億2,719万1,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ195億3,954万1,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第2款総務費に特別定額給付金給付事業を計上いたしております。

この財源といたしましては、第13款国庫支出金、第19款諸収入をもって調整いたしております。

次に、議第47号専決処分の報告及び承認について、専第9号水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に急施を要

しましたので、専決処分を行ったものであります。

改正の内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金支給の規定追加であります。

次に、議第48号専決処分の報告及び承認について、専第10号令和2年度水俣市一般会計補正予算第3号について申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症対策のため、予算措置に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億4,257万7,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ196億8,211万8,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第3款民生費に、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業、第4款衛生費に、新型コロナウイルス対策事業、第6款商工費に、新型コロナウイルス感染症経営安定化緊急支援事業、第8款消防費に、災害時備蓄用品等整備事業、第9款教育費に、小学校運営事業、中学校運営事業などを計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第13款国庫支出金、第19款諸収入をもって調整いたしております。

次に、議第49号専決処分の報告及び承認について、専第11号令和2年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第1号について申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症対策のため、予算措置に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,581万9,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ36億9,078万7,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第2款保険給付費に傷病手当金を計上いたしております。

この財源といたしましては、第4款県支出金をもって調整いたしております。

次に、議第50号専決処分の報告及び承認について、専第12号水俣市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、熊本県後期高齢者医療広域連合条例の改正に伴い、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

改正の内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金申請受付の規定追加であります。

次に、議第51号水俣市地域振興基金条例を廃止する条例の制定について申し上げます。

本案は、基金活用の完遂に伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第52号水俣市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、会計年度任用職員のサービスの宣誓に関する取扱いを定めるため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第53号水俣市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、特定公共賃貸住宅の家賃の減額について、入居者の居住の安定を図る必要があるため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第54号水俣市湯の鶴温泉保健センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、維持管理費の高騰並びに消費税及び地方消費税の税率の改定による料金の見直しのため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第55号水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、保険医療機関及び保険医療養担当規則等の一部を改正する省令の施行に伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第56号水俣市手数料条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、通知カードが廃止されたため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第57号水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症対策として、地方税法が改正されたことに伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第58号令和2年度水俣市一般会計補正予算第4号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ7,358万5,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ197億5,570万3,000円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、人事異動等に伴う人件費の調整のほか、第3款民生費に、介護保険特別会計繰出金、介護予防地域づくり事業、第5款農林水産業費に、新型コロナウイルス感染症経営安定化緊急支援事業、第6款商工費に、観光産業緊急対策支援事業、第9款教育費に図書館管理運営費などを計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第13款国庫支出金、第14款県支出金、第17款繰入金、第19款

諸収入、第20款市債、第21款法人事業税交付金をもって調整いたしております。

次に、議第59号令和2年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ347万6,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ36億8,731万1,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第1款総務費に人事異動による人件費の減額等を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第6款繰入金をもって調整いたしております。

次に、議第60号令和2年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,291万3,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ4億5,064万1,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第1款総務費に、人事異動等に伴う人件費の増額並びに令和2年度保険料等負担金及び保険基盤安定負担金の確定に伴う後期高齢者医療広域連合納付金の増額を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第1款保険料、第3款繰入金をもって調整いたしております。

次に、議第61号令和2年度水俣市介護保険特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ115万3,000円を減額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ37億1,646万5,000円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、第1款総務費において、人事異動に伴う人件費の調整等を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第1款保険料、第7款繰入金をもって調整いたしております。

次に、議第62号、令和2年度水俣市公共下水道事業会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、令和2年度水俣市公共下水道事業会計予算第3条に定める収益的収入及び支出の額をそれぞれ107万6,000円減額して、補正後の収益的収入及び支出の額をそれぞれ11億6,829万9,000円に、第4条に定める資本的収入及び支出の額をそれぞれ47万円減額して、補正後の資本的収入の額を1億7,364万2,000円、資本的支出の額を5億5,595万5,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、収益的収入及び資本的収入において、人件費に係る繰入金の減額、収益的支出及び資本的支出において職員の人事異動に伴う人件費の調整を行っております。

次に、議第63号工事請負契約の締結について申し上げます。

本案は、生態系に配慮した渚造成整備（護岸その2）工事請負契約の締結について、水俣市議

会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案のように提案するものであります。

令和2年4月16日に条件付一般競争入札を実施し、契約金額2億9,810万円で坂田・永吉・古里特定建設工事共同企業体と工事請負の仮契約を締結いたしております。

次に、議第64号市道の路線廃止について申し上げます。

本案は、古賀町7号線に接続する道路用地が寄附され、市道として追加認定しようとする事により、本路線の終点位置に変更が生じることに伴い、本路線を廃止する必要があるため、道路法第10条第3項の規定に基づき提案するものであります。

次に、議第65号市道の路線認定について申し上げます。

本案は、古賀町7号線に接続する道路用地の追加により、本路線の終点位置に変更が生じることに伴い、新たに本路線を認定するため、道路法第8条第2項の規定に基づき提案するものであります。

以上、本定例市議会に提案いたしました、議第41号から議第65号までについて、順次、提案理由を御説明申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩阪雅文君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

日程第28 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

○議長（岩阪雅文君） 日程第28、選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

まず、選挙管理委員会委員の選挙から行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦によることとし、議長において指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推薦によることとし、議長において指名することに決定しました。

選挙管理委員会委員に、井上信二君、吉村明賢君、佐伯宗雄君、遠山正行君、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長において指名しました4人の方を選挙管理委員会委員の当選人と定めることに御

異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました4人の方が選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、補充員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦によることとし、議長において指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推薦によることとし、議長において指名することに決定しました。

補充員に、松山勝征君、市来敏明君、緒方康洋君、池田龍己君、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長において指名しました4人の方を補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました4人の方が補充員に当選されました。

次に、補充の順序についてお諮りします。

補充の順序は、ただいま議長が指名した順序にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 異議なしと認めます。

したがって、補充の順序は、ただいま議長が指名しました順序に決定しました。

ただいまの選挙によって、選挙管理委員会委員及び補充員の当選人が決定しましたが、当選人の告知については議長において措置しますので御了承願います。

○議長(岩阪雅文君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

明6日から14日までは議案調査のため休会であります。

次の本会議は、15日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により15日の会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

一般質問の通告は9日正午まで、議案質疑の通告は15日正午まで、それぞれ御通告願います。

本日はこれで散会します。

午前10時25分 散会

令和2年6月15日

令和2年6月第3回水俣市議会定例会会議録

(第2号)

一般質問・質疑

令和2年6月第3回水俣市議会定例会会議録（第2号）

令和2年6月15日（月曜日）

午前9時30分 開議

午後2時44分 散会

（出席議員） 16人

岩 阪 雅 文 君	田 中 睦 君	平 岡 朱 君
高 岡 朱 美 君	瀧 上 茂 樹 君	木 戸 理 江 君
小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君	杉 迫 一 樹 君
藤 本 壽 子 君	岩 村 龍 男 君	田 口 憲 雄 君
谷 口 明 弘 君	真 野 頼 隆 君	牧 下 恭 之 君
松 本 和 幸 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長（坂 本 禎 一 君）	主 幹（関 洋 一 君）
議 事 係 長（中 村 亮 彦 君）	参 事（前 垣 由 紀 君）
主 事（岩 本 伊 代 君）	

（説明のため出席した者） 19人

市 長（高 岡 利 治 君）	副 市 長（小 林 信 也 君）
総務企画部長（堀 内 敏 彦 君）	福祉環境部長（一期崎 充 君）
産業建設部長（城 山 浩 和 君）	教 育 長（小 島 泰 治 君）
総務企画部次長（坂 本 禎 一 君）	産業建設部次長（本 田 聖 治 君）
病院事業管理者（坂 本 不 出 夫 君）	総合医療センター事務部長（松 木 幸 蔵 君）
産業建設部次長（本 田 聖 治 君）	教 育 次 長（前 田 裕 美 君）
上下水道局長（岩 井 昭 洋 君）	総務企画部市長公室長（永 田 久 美 子 君）
総務企画部総務課長（梅 下 俊 克 君）	総務企画部企画課長（設 楽 聡 君）
総務企画部財政課長（岡 本 夫 美 代 君）	教 育 総 務 課 長（赤 司 和 弘 君）
スポーツ振興課長（緒 方 卓 也 君）	

○議事日程 第2号

令和2年6月15日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- 1 小路貴紀君 1 新型コロナウイルス感染症対策を背景とした市政運営について
 2 コロナ禍における小中学校の状況について
- 2 岩村龍男君 1 新型コロナウイルス感染症対策について
 (1) 新型コロナウイルス感染症にかかわる要望について
 (2) 災害時における避難所の対策について
 (3) 市内、小学校・中学校のスポーツ大会・教育文化等の支援について
 (4) 国の新型コロナウイルス感染症対策関係補正予算について
- 3 藤本壽子君 1 新型コロナウイルス感染症に係る経済対策と水俣市の財政について
 2 学校再開後の取り組みについて
 3 感染症に考慮した避難所の設置及び対応と対策について
- 4 高岡朱美君 1 医療崩壊を起こさないための新型コロナウイルス感染症対策について
 2 休校下での子どもの居場所について
 3 特別定額給付金の支給拡大について
 4 新型コロナウイルス感染症発生下における水俣病情報発信について

(付託委員会)

第2 議第41号 専決処分の報告及び承認について

専第3号 水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について (総務産業)

第3 議第42号 専決処分の報告及び承認について

専第4号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について (総務産業)

第4 議第43号 専決処分の報告及び承認について

専第5号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について (総務産業)

- 第5 議第44号 専決処分の報告及び承認について
 専第6号 水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
 (厚生文教)
- 第6 議第45号 専決処分の報告及び承認について
 専第7号 令和元年度水俣市一般会計補正予算(第10号) (各委)
- 第7 議第46号 専決処分の報告及び承認について
 専第8号 令和2年度水俣市一般会計補正予算(第2号) (総務産業)
- 第8 議第47号 専決処分の報告及び承認について
 専第9号 水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
 (厚生文教)
- 第9 議第48号 専決処分の報告及び承認について
 専第10号 令和2年度水俣市一般会計補正予算(第3号) (各委)
- 第10 議第49号 専決処分の報告及び承認について
 専第11号 令和2年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
 (厚生文教)
- 第11 議第50号 専決処分の報告及び承認について
 専第12号 水俣市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定に
 ついて (厚生文教)
- 第12 議第51号 水俣市地域振興基金条例を廃止する条例の制定について (総務産業)
- 第13 議第52号 水俣市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 (総務産業)
- 第14 議第53号 水俣市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について (総務産業)
- 第15 議第54号 水俣市湯の鶴温泉保健センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 (総務産業)
- 第16 議第55号 水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について
 (厚生文教)
- 第17 議第56号 水俣市手数料条例の一部を改正する条例の制定について (総務産業)
- 第18 議第57号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について (総務産業)
- 第19 議第58号 令和2年度水俣市一般会計補正予算(第4号) (各委)
- 第20 議第59号 令和2年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号) (厚生文教)
- 第21 議第60号 令和2年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) (厚生文教)
- 第22 議第61号 令和2年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第1号) (厚生文教)

- | | | | |
|-----|-------|--|--------|
| 第23 | 議第62号 | 令和2年度水俣市公共下水道事業会計補正予算（第1号） | （総務産業） |
| 第24 | 議第63号 | 工事請負契約の締結について | （総務産業） |
| 第25 | 議第64号 | 市道の路線廃止について | （総務産業） |
| 第26 | 議第65号 | 市道の路線認定について | （総務産業） |
| 第27 | 議第66号 | 令和2年度水俣市一般会計補正予算（第5号） | （各委） |
| 第28 | 議第67号 | 工事請負契約の締結について | （厚生文教） |
| 第29 | 議第68号 | 農業委員会委員の少なくとも四分の一を認定農業者等又はこれらに準ずる者とする
ることに関する同意について | |
| 第30 | 議第69号 | 農業委員会委員の任命について | |
| 第31 | 議第70号 | 農業委員会委員の任命について | |
| 第32 | 議第71号 | 農業委員会委員の任命について | |
| 第33 | 議第72号 | 農業委員会委員の任命について | |
| 第34 | 議第73号 | 農業委員会委員の任命について | |
| 第35 | 議第74号 | 農業委員会委員の任命について | |
| 第36 | 議第75号 | 農業委員会委員の任命について | |
| 第37 | 議第76号 | 農業委員会委員の任命について | |
| 第38 | 議第77号 | 農業委員会委員の任命について | |
| 第39 | 議第78号 | 農業委員会委員の任命について | |
| 第40 | 議第79号 | 農業委員会委員の任命について | |
| 第41 | 議第80号 | 農業委員会委員の任命について | |
| 第42 | 議第81号 | 農業委員会委員の任命について | |
| 第43 | 議第82号 | 農業委員会委員の任命について | |

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開議

○議長（岩阪雅文君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（岩阪雅文君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

本日、市長から、補正予算1件、議決案2件、人事案14件、地方自治法第243条の3第2項の規定による「水俣市土地開発公社」及び「株式会社みなまた」の経営状況報告各1件の報告が提出

されましたので、議席に配布しておきました。

次に、監査委員から令和2年3月分、4月分の公営企業会計例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備え付けてありますので、御閲覧願います。

次に、本日の会議に地方自治法第121条の規定により、坂本病院事業管理者、赤司教育総務課長、緒方スポーツ振興課長の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第2号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 一般質問

○議長（岩阪雅文君） 日程第1、一般質問を行います。

順次、質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人40分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、小路貴紀議員に許します。

（小路貴紀君登壇）

○小路貴紀君 皆さん、おはようございます。真志会の小路です。

まずもって、新型コロナウイルス感染症によってお亡くなりになられた方々へ御冥福を、現在治療・療養されている方々並びに日常生活を取り戻すに至らない方々へお見舞いを、そして危険な医療現場において身命を賭すかのごとく懸命に働いておられる医療従事者の方々に感謝を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は、私たちの日常及び当たり前の生活様式を一変させる試練を与えました。何の苦労もなく手に入ることができた生活必需品の確保や、国内医療を支える機器や物資、経済活動を含めたあらゆる分野において海外への依存度が高いという日本におけるサプライチェーンの脆弱さに警鐘を鳴らしました。

市議会においては、感染症拡大の防止と緊急を要した行政業務に対応する職員への配慮は必要との考えで、3月定例会での一般質問を見送り、本定例会では変則で一般質問を行うこととしました。会派の仲間である真野頼隆議員、谷口明弘議員、桑原一知議員、木戸理江議員の思いも込めて、一般質問に臨みたいと考えます。

本市では、幸いにも感染者の発生には至っておりませんが、県南の県境に位置する市民生活の安全・安心を確保するために、高岡市長におかれては、隣県の出水市長との共同メッセージを発信していただきました。市議会も県境の移動に対して特段の配慮を求める要望書を蒲島知事に届けさせていただいた次第です。これまで以上に、隣県の住民間で誤解が生じない寛容な社会が継続されていくことを切に望む次第です。

さて、市政運営においては、市内事業者に対して、事業継続と雇用確保の支援を目的に、県内でもいち早く第一弾の独自支援策を決定され、既に第二弾も打ち出させていただきました。英断いただいた高岡市長を初め、多忙な行政業務に対応されている市職員及び関係職員の皆様方に感謝を申し上げ、以下質問いたします。

1、新型コロナウイルス感染症対策を背景とした市政運営について。

①、世帯ごとに国民1人当たり10万円を支給する国の特別定額給付金について、本市での対応及び進捗はどうなっているか、お尋ねします。

②、市独自の支援策第一弾である中小企業融資資金利子補給金及び新型コロナウイルス感染症緊急対策雇用確保補助金の対応状況はどうなっているか、お尋ねします。

③、また、第二弾の新型コロナウイルス感染症対策中小企業支援金及び雇用調整支援補助金の対応状況はどうなっているか、お尋ねします。

④、感染者発生を想定した総合医療センターの対応及び軽症者等の療養のために隔離する施設について、現状はどうなっているか、お尋ねします。

⑤、多方面からの支援として、マスクや消毒液などの必需品の寄附があっているが、集計の状況はどうか、お尋ねします。

次に、小中学校の状況についてです。

5月20日からの慣らし期間を経て、6月1日から再開されました。いつもの登下校、校庭を元気に走り回る子どもたちの姿が見られない光景は、あまりにも寂し過ぎました。子どもたちだけではなく、保護者、教職員、給食センター職員や給食の材料を提供いただく市内業者等にとっても不安な日々が解消され、学校の再開は大いに歓迎されているものと拝察します。多くの子どもたちが首を長くして待ち望んでいたでしょうし、いつも当たり前と思っていた学校生活が、いかに大切な時間であるかを学べたと思いますので、きっと今後の成長の糧にしてくれると信じています。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症への対策は引き続き取り組んでいく必要があります、子どもや保護者、教職員などの関係者におかれては、本年度もしくは来年度以降も例年とは異なるイレギュラーな対応が求められることも想定される中、以下質問いたします。

2、コロナ禍における小中学校の状況について。

①、6月1日からの再開により、通常の学校生活に戻った現状はどうか、お尋ねします。

②、授業の遅れを取り戻すための夏休み返上について、どのように対応していくのか、お尋ねします。

③、タブレットなどの教育用端末を1人1台配備する計画の進捗はどうなっているか、お尋ねします。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 小路議員の御質問に順次お答えします。

まず、新型コロナウイルス感染症対策を背景とした市政運営については私から、コロナ禍における小中学校の状況については教育長から、それぞれお答えします。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策を背景とした市政運営について、順次お答えします。

まず、世帯ごとに国民1人当たり10万円を支給する国の特別定額給付金について、本市での対応及び進捗はどうなっているかとの御質問にお答えします。

国の特別定額給付金につきましては、4月20日の閣議決定の連絡を受け、直ちに準備を開始し、予算につきましては、5月1日付で専決処分により補正予算を調製いたしました。

給付対象は、基準日となる4月27日現在の人口2万4,023人、1万1,623世帯で、事務費を含め約24億2,700万円を予算計上いたしております。

対応状況について申し上げますと、申請の受付に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として、オンライン申請または郵送を原則としております。オンライン申請については、5月2日から受付を始め、同20日から振込を開始しており、また郵送による申請については、5月14日に申請書の発送を終え、同18日から受付を始め、同28日から順次振込を開始しております。

なお、申請手続に支援が必要な方など、やむを得ない場合のため、5月18日からもやい館2階ラウンジに申請受付相談窓口を設置して対応しております。

次に、6月12日現在の進捗状況について申し上げます。オンライン申請が134件、郵送等による申請が1万944件、合計1万1,078件の申請を受け付けており、対象世帯のうち95.3%の方が既に申請を済まされております。このうち1万998世帯、23億480万円の支払いが完了しており、金額ベースで95.9%の給付を終えております。

なお、定額給付金の受け取りを辞退された方は、これまでに2名いらっしゃいました。

迅速かつ的確に家計への支援を行うという特別定額給付金事業の目的に即して、少しでも早く給付金を届けるために、庁内部署の垣根を超えた協力体制により取り組んでいるところです。

1万2,000通に上る申請書の発送に当たって、職員延べ70人を動員して作業を進めた結果、予定より2日早く発送を完了することができました。

さらに受付開始当初は、多くの申請が集中したため、住民基本台帳システムの操作に慣れた職員を動員し、延べ120人が休日返上で審査、データ入力など作業に取り組んだ結果、約1週間で

7,000件を超える世帯への給付処理を済ませております。また、6月に入ってから、申請書類受付日の翌々日には支払いができる体制が整っております。

次に、市独自の支援策第1弾である中小企業融資資金利子補給金及び新型コロナウイルス感染症緊急対策雇用確保補助金の対応状況はどうなっているかとの御質問にお答えします。

まず中小企業融資資金利子補給金の状況について御説明します。

本市においては、融資に係る利子を3年間全額補助することとしておりますが、その利用に当たっては、まずセーフティネット4号保証や危機関連保証等の国の信用保証制度の適用について、市から認定を受けた後、県の制度融資を利用させていただく必要があります。

利子補給の申込みについては、実際に支払った利子の実績に基づき、毎年、市へ申請をいただきますが、令和2年分につきましては、来年の1月に申請を受け付ける予定としております。

そのため、現在まだ信用保証制度の適用に係る認定を行っているところですが、3月2日の国の制度開始からの認定件数は6月11日現在132件で、当初想定を大きく上回る件数となっていることから、いち早く対応した効果もあったのではないかと考えております。

また、新型コロナウイルス感染症緊急対策雇用確保補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大への影響を真っ先に受けた飲食業者や宿泊業者への緊急支援として実施いたしました。

内容は既に御周知のとおりですが、常用雇用者を1名以上雇用する飲食業者や宿泊業者で、大幅な売上げ減少が生じた場合、常用雇用者1名につき3万円の2か月分、計6万円を120万円を上限に交付するものです。

本制度は4月1日から開始し6月1日で終了いたしました。この間の認定件数は22件、給付総額は618万円となっております。

これら第1弾の支援策につきましては、国からの支援が不透明な中でも、地域経済を支える市内事業者の資金繰り支援や雇用の維持が不可欠であるとの観点から緊急的かつスピード感を持って、他の自治体に先駆けて実施したところです。

次に、第2弾の新型コロナウイルス感染症対策中小企業支援金、及び雇用調整支援補助金の対応状況はどうなっているかとの御質問にお答えします。

まず、新型コロナウイルス感染症対策中小企業支援金につきましては、国の緊急事態宣言の全国適用日である4月16日以降、休業や時間短縮営業の実施、もしくは売上げが大幅に減少した事業支援金につきましては、国の緊急事態宣言の全国適用日である4月16日以降、休業や時間短縮営業の実施、もしくは売上げが大幅に減少した事業者を対象に、一律10万円を交付するものです。本事業は、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業や個人事業主を、可能な限り漏らさず支援するため、第1弾の雇用確保補助金から対象を大幅に拡大し、全業種を対象

といたしました。

5月20日の制度開始以降、担当課に問合せが相次ぐとともに、申請件数も日々増加し、6月11日現在で266件の認定、執行額2,320万円と、多くの皆様に活用いただいております。

次に、雇用調整支援補助金につきましては、国の雇用調整助成金を活用した事業者を対象に、休業手当の自己負担分を100万円を上限に全額補助するものとなります。

市内では、一部事業者が雇用調整助成金の申請を行っていると同っておりますが、全国で申請が殺到し、国の事務処理に時間がかかっているため、今のところ本補助金の利用実績はございません。

なお、私は常々職員に対し、市民に寄り添った対応を心がけるよう申し上げてまいりました。

今回の緊急事態に際し、関係職員においては特別定額給付金を可能な限り迅速に市内全世帯へお届けするため、部署をまたいだ協力体制で作業に当たってきたほか、影響を受けた事業者の方々の経営を支援するため、支援策第1弾として、関連予算を3月議会中に急遽追加提案し、4月1日から受付を開始いたしました。

また、続く第2弾についても、4月末に成立した国の第1次補正予算を踏まえ、5月8日には予算の専決処分を行い、同20日から受付を開始するなど、期間が限られた中でも、職員一人一人が自らの責務を果たし、この難局を市民の皆様とともに乗り切ろうと精いっぱい努めているところです。

新型コロナウイルス感染症の影響は今後もしばらく続くものと思われませんが、引き続き、スピード感と緊張感を持ち、地域に必要な対策を講じてまいります。

次に、感染者発生を想定した総合医療センターの対応及び軽症者等の療養のために隔離する施設について、現状はどうなっているかとの御質問にお答えします。

まず感染者発生を想定した医療センターの対応につきましては、院内感染を防止するため、感染の疑いがある場合は、全て救急センター内の陰圧機能のある診察室で診療を行います。また、水俣芦北地域で陽性者が発生した場合は、病棟の陰圧室2床を確保しております。

次に、軽症者等の療養施設につきましては、県内で感染が拡大した場合に病床を確保するための措置として、熊本県が県内の宿泊施設など15施設1,366人分を確保されていると同っております。現時点では、この療養施設において、本市及び医療センターの対応は求められておりませんが、県内の患者発生状況によっては、医療従事者の派遣も含め相談の可能性があるのでないかと考えております。

次に、多方面からの支援として、マスクや消毒液等の必需品の寄附があっているが、集計の状況はどうかとの御質問にお答えします。

今回の新型コロナウイルス感染症対策として、3月上旬から各団体、個人様よりたくさんの寄

附を頂いております。

まず、マスクや消毒液等の衛生用品につきましては、令和2年6月11日現在、不織布マスクは6団体、2個人から2万6,600枚、消毒液は3団体から約350リットル頂いております。

それらの主な配布先としては、市内の介護保険サービス事業所や障害者福祉施設、小中学校、保育園や幼稚園、認定こども園、学童クラブ等であり、またマスクや消毒液の一部は、今後の避難所開設の際の必需品として、市で備蓄しております。

また、2団体、3個人から頂きました約2,700枚の手作り布マスクについては、小中学校の児童・生徒、及びこどもセンターや乳幼児健診に来られた親子に配付しております。

そのほかに、樹脂透明シート60キログラム2巻、総合案内用カウンタースクリーン枠1基の寄附があり、市の窓口での感染予防対策に活用しております。

○議長（岩阪雅文君） 小路貴紀議員。

○小路貴紀君 まず、国の特別定額給付金への対応のために、職員がゴールデンウィークも含め休日返上で業務に当たられた実態が理解できました。市民からは給付金の支給はいつだろうか、隣の出水市は給付が始まったなどの話を多く受けました。議員各位におかれても同様だったと思います。給付される目的よりも、給付される時期が先行してしまう市民意識も少なからずあったことは事実ですが、冷静に考えてほしかったと思います。結果的に、申請を受け付けた分については、本市も出水市も5月中には給付が開始されたわけであり、本市での申請分の95%以上が給付済みとなれば、市民意識も収束していくでしょう。

次に、市独自の支援策の対応状況については、申請の受付から支援金などの給付実行までスピーディーに対応されていることが分かりました。こういった状況であれ、そういった業務をこなすことが行政マンの仕事といえればそれまでですが、緊急的な業務が集中し、多忙を極める作業に忙殺されている職員や関係者の皆様に改めて敬意を表します。

市独自の第2弾の支援策、新型コロナウイルス感染症対策中小企業支援金、いわゆる市内の個人事業者に対して、要件を満たせば一律10万円を支給する支援制度ですが、似たような内容で熊本県においても休業要請協力金が設けられました。県の制度は業種が限定されているため、居酒屋などの飲食店の多くは対象になっていません。そういった中、市の支援制度は業種不問であるため、居酒屋などの飲食店も救済されることになりました。私は市の支援制度をお伝えできればと思い、飲食店に足を運んだわけですが、経営者からは、県の制度は対象外と分かっていたが、市で応援してもらえるのは非常に助かると直接お聞きしました。金額の問題ではなく、全ての個人事業者に目を向けた市の支援策で多くの方が救われている実情をこの場で素直にお伝えいたします。

新型コロナウイルス対策が盛り込まれた第2次補正予算が6月12日に成立しました。そこで質

問いたします。第2次補正予算を想定した新たな支援策の考えはあるかお尋ねします。

次に、既に決定された第1次補正予算の中には、新型コロナウイルス感染症の流行収束時に、旅行需要を喚起し、地域を再活性化させる取り組み「GO TO キャンペーン」が盛り込まれております。本市への観光入込客を取り戻すためには、これまでのPR策にとられない大胆な取り組みも必要ではないかと感じております。担当の経済観光課においては、市独自の支援策の対応と並行して、観光施策にも傾注しなければならないと思いますが、頑張りに期待します。

そこで質問いたします。観光入込客の回帰を狙う観光PR策として、トラックへのラッピングなど、地元企業との連携による新たな取り組みを進めていければと考えますが、いかがかお尋ねいたします。

次に、政府は緊急事態宣言において、新型コロナウイルス感染症専門家会議が示した全ての国民を対象に人との接触を8割減らすことを要請しました。その中で働き方の見直しとして、在宅勤務などのリモートワークの推奨、朝の混雑する通勤時間帯を避ける時差出勤を広く呼びかけました。この政府の求めに応じたのは、大企業及び中小企業問わず民間企業が大半だったと推察します。政府自身がリモートワークなどに関して独自の取り組みをしていたのか、詳しい実情を知ることにはできませんが、5月1日に政府が関係閣僚会議を初めてテレビ会議で行ったとの報道がありました。こういうことがニュースになること自体、首をかしげざるを得ませんが、国民や民間企業がリモートワークの要請に協力し、出張などを自粛しながらでも業務を遂行している中、要請する側の政府自身が法令の縛りがあるのか分かりませんが、IT化に追いついていない実態を露呈してしまっただけで、政府主導で国や地方自治体の働き方を見直すため、リモートワークなどのIT化を推し進める施策に結びつけられていない現状は釈然としません。

そこで質問いたします。国及び地方自治体のリモートワークなどの取り組みは、民間と比較して相当遅れていると認識しております。本市における問題点や課題は何かお尋ねします。以上3点です。

○議長（岩阪雅文君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 小路議員の2回目の御質問にお答えをいたします。

まず、政府の閣議決定の2020年2次補正について、新たな支援策はあるかという御質問でございますが、この国の2次補正におきまして、議員も御承知のように、第1次補正予算時よりも大幅に拡大をされまして、2兆円の地方創生臨時交付金が盛り込まれているところでございます。配分額や申請の詳細、それから具体的な対象事業等はいまだ不透明な部分もございますけれども、本市としましては、交付金が活用できるようになった段階ですぐに申請できるように、現在準備を進めております。特に新型コロナウイルス拡大の影響が大きい観光業や飲食業等は、今後も継続した支援が必要であると考えておりますので、第2次補正予算の中身を十分吟味し、可能な限

りの支援策を行ってまいりたいと考えております。

次に2番目の観光入込客の回帰を狙うPR策で、トラックのラッピングなどの地元企業との連携を考えてはどうかという御質問であったかと思えます。現在、新型コロナウイルスの本市の観光業界の影響といたしまして、関係団体等に話を伺いましたところ、旅館、ホテルなどの宿泊業、レストラン、居酒屋などの飲食業がともに前年同月比と比較してマイナス90%を超える減少額の事業所があるとお聞きをしております、収束時にこれまでのマイナスを取り戻すための反転攻勢策として、これまで以上に観光地としての魅力をPRしていく必要があるというふうに考えております。

現在水俣市で本市の観光PRを目的として活用しております媒体につきましては、パンフレットやポスター、フリーペーパーといった紙媒体、テレビやラジオといったメディアの媒体、ホームページやフェイスブック、インスタグラムといったSNSなどの電子媒体といった様々な媒体を活用しながら行っており、それ以外にもJRやバスなどの公共交通機関を活用した駅や車内等への掲示広告や車両等へのラッピング広告などが考えるかと思えます。

議員から御指摘、御案内がございましたトラックへのラッピング広告など、地元企業との連携による取り組みにつきましては、これまでにない新たな取り組みとなりますので、地元企業にも協力を得ながら、どのようなPR方法がよいか等含めまして、費用対効果なども踏まえながら、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

3つ目の地方自治体や国のリモートワーク、これが民間に比べると非常に遅れているのではないかと、そういったものに対して本市における問題点や課題は何かという御質問だったかと思えますが、本市における問題点や課題は大きく2点ございまして、第1点目にリモート端末の整備が必要であること、第2にセキュリティーの問題、この2つが挙げられるかと思えます。1番目の問題点につきましては、本市の電算システムがデータを個々の端末に保存せず、サーバー内において一括管理する方式を取っております、職員が通常使用している端末は持ち帰っても作動しない仕組みとなっております。そのため、今回のリモートワークには、専用の無線通信回路を使いまして、住民情報系以外のサーバーに接続できるノート型端末を貸し出して行いましたが、現在のところ、使用できる端末が本市に10台ほどしかございません。

2番目の問題につきましては、リモートワークの方法といたしまして、ファイルを持ち出して、自宅のパソコンで作業する方法も考えられますが、自宅のパソコンが知らない間にコンピューターウイルスに感染している場合、情報漏えいやファイルの受け渡しを通して市内のサーバーがコンピューターウイルスに感染する危険性があり、セキュリティーの面から問題があるというふうに考えております。以上です。

○議長（岩阪雅文君） 小路貴紀議員。

○小路貴紀君 今回の政府の要請に対して、多くの民間企業でリモートワークが可能となった背景には、2020年東京オリンピック・パラリンピックを見据えて、首都圏での人の移動による混乱を避けるため、昨年来、政府が日本経団連などを通じて開催期間中のリモートワークなどの要請をしていたからと思われます。実際のところは、新型コロナウイルス感染症の影響により見切り発車で対応した企業も多かったと思いますが、何とかうまく乗り切った感があります。今後、感染症の第2波、第3波の襲来が危ぶまれる中、自治体職員の感染リスクの軽減や、知らないうちに感染媒体とならないためにも、早急に自治体でのリモートワークなどの環境整備に取り組む必要があると考えます。

そのためには、国からの財政支援が地方には必要であるとの考えで、真志会では国への意見書案に盛り込むことを考えております。第2次補正予算では、地方創生臨時交付金の拡充に加え、新型コロナウイルス感染症対策の関係経費として、あらゆる分野において支援策や補助金が設けられております。これらをいかに活用するかは自治体次第だと思っております。国の補助金を分捕るといえば言葉は適切ではないかもしれませんが、財源確保のためには今までの考え方の踏襲では、もはや通用しないと受け止めなければなりません。仕事のやり方を変えることの煩わしさから逃げずに、貪欲に変革を追求してほしいと思っております。なぜならそれぞれの自治体が考える施策のアイデアや知恵の差が、そのまま国からの財源確保の格差イコール自治体間の優劣になってしまいかねないからです。市政運営において、新型コロナウイルスという暗雲が立ち込めた現状を打破し、市民の幸福度を高めていく意識をこれまで以上に持って、業務に当たっていただくことを期待し、質問いたします。

国や県の補助金を市民生活に反映するためには、自治体間の競争に勝ち抜く必要があり、他の自治体との差別化及び市政運営における意識改革が重要と考えますが、いかがかお尋ねします。

これから新型コロナウイルス感染症とうまく付き合いながら、本市の経済復興にも力を入れていかなければなりません。今後も感染者の発生がないことが一番ですが、ワクチンなどが開発されていない現状において、本市での感染者ゼロを続けていくことが絶対条件であるとする考えは、人の移動が少なからずある中では根拠が伴わないものであることを、市民意識の中に醸成させていくことも必要になろうかと思っております。市民の自粛ムードを和らげながら、居酒屋、スナックなどを中心とした夜の経済の復活も本市にとっては大事な活性化策の一つだと考えます。蒲島知事におかれては、夜間の飲食店などまちのにぎわいが戻らず、経営が窮迫している現状から、県職員に対して自ら地域に貢献するという意識で、県内での買物や外食、宿泊などを自主的かつ主体的にするよう呼びかけておられます。

そこで質問いたします。これからは新型コロナウイルス感染症を正しく理解しながら、徐々に飲食業などを含む市内事業者を市民総出で盛り上げていかなければならないと思っております。市民へ

の力強いメッセージとなる市長所感を頂ければと思いますが、お尋ねいたします。以上2点です。

○議長（岩阪雅文君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 小路議員の3回目の御質問にお答えいたします。

まず、他の自治体との競争に勝ち抜くために、差別化や市政運営における意識改革が必要ではないかという御質問でございました。まさに議員のおっしゃるとおりであるというふうに思います。

これまでコロナ対策に関する国の補正予算に際して、業務に従事する職員には次の2点を強く指示してまいりました。1点目は、あらゆる手段で可能な限り国の補正予算の事前情報を取りに行くこと、2点目は、予算成立前から事業を組み立てておき、国の補助金等の獲得に向けすぐに動けるよう準備をしておくこと、この2点でございます。

結果として、国の1次補正予算で盛り込まれました新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金については、国が行う事業計画の先行受付に対し、県下45市町村のうち水俣市を含む9市町村がいち早く計画を提出いたしました。これによりまして、先行して計画の提出をした水俣市に対しては、そのほかの自治体に先駆けて6月中には臨時交付金の交付決定が出される見込みです。他の自治体に先駆け、より効果的にコロナの影響を受けた市内の方々へ国・県の補助金を還元するためには、こういった攻めの姿勢が必要であると考えております。コロナという有事に際し、市職員の業務に当たるスピード感や積極性はさらに高まってきて感じております。また、この有事の場合に限らず、今後も引き続き市職員には市民の皆様を第一に考え、改革、変革を恐れない積極性を持って業務に当たるよう指示をしてまいりたいと思っております。

次に、市内の飲食業者、それを市民総出で盛り上げていかなければいけないけれども、私の力強いメッセージ等、考えはどうかという御質問でございます。

国の緊急事態宣言が解除されまして、今後は感染症対策と両立をしながら、地域の経済を回復させていかなければなりません。市としましては、先ほど答弁させていただきました第2次補正予算を活用して、可能限りの支援策を行ってまいりますが、議員がおっしゃるとおり、地域経済を盛り上げていくためには、市民が一体となって飲食業を中心とした町なかのにぎわいを取り戻していくことも必要であると考えております。緊急事態宣言が解除され、飲食店やタクシーなど徐々に利用者が戻りつつあるとの声もお聞きをしております。今後、私としましても、市民の皆様に対しまして、新たな生活様式の中で、経済活性化に向けた御協力をお願いしてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（岩阪雅文君） 次に、コロナ禍における小中学校の状況について答弁を求めます。

小島教育長。

（教育長 小島泰治君登壇）

○教育長（小島泰治君） 次に、コロナ禍における小中学校の状況について順次お答えします。

まず、6月1日からの再開により、通常の学校生活に戻った現状はどうかの御質問にお答えします。

6月1日の学校再開後、子どもたちが元気よく登校する姿が見られ、学校では元気な声も聞かれるようになったと各学校から報告を受けております。これも学校再開前に5月20日から行った慣らし登校の効果が現れているものと考えます。

一方、長期間の臨時休業による生活の乱れから、午後の授業における集中力の欠如や週末の疲れ、体力の低下も懸念されます。そのため児童・生徒の様子を見ながら通常の学校生活に戻していかなければならないと考えております。

また、感染症予防と教育活動の両立という点から多くの課題も出てきました。マスクの着用による熱中症の予防、施設の消毒や清掃など教職員の負担増、授業における学び合いの工夫、歌唱指導や調理実習等の技能教科の指導など、今後も様々な課題が出てくることが予想されます。文部科学省や県からの通知やガイドラインを参考にしながら、各学校の実態に合わせ、工夫して取り組んでまいりたいと考えております。

次に、授業の遅れを取り戻すための夏休み返上について、どのように対応していくのかの御質問にお答えします。

夏休みの期間につきましては、事前に各学校に授業時数不足の調査を行い、8月6日から8月23日までと短縮し、授業時数を確保するようにいたしました。今後につきましては、各学校において、日課の工夫や行事の見直し、変更等を行いながら、授業時数の確保に努め、学習機会の回復と学力の保証につなげていきたいと考えております。

次に、タブレット等の教育用端末を1人1台配備する計画の進捗はどうなっているのかの御質問にお答えします。

令和元年12月に、国の安心と成長の未来を拓く総合経済対策において示されたGIGAスクール構想に基づいて、本市では国の補助事業を活用し、児童・生徒1人1台の教育用端末の整備を見据えて、現在、今年度内の校内通信ネットワーク整備を進めているところです。

このような中、昨今の新型コロナウイルス感染拡大の影響により、休校が長期化し教育課程の実施に支障が生じる事態に備え、令和2年度補正予算新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、当初、令和5年度までに設定されていた1人1台端末の整備スケジュールの加速、いわゆる国の方針が前倒しとなるGIGAスクール構想の加速による学びの保障が示されました。本市でも国の方針の前倒しに合わせまして、国の補助事業を活用し、今年度中に児童・生徒1人1台の教育用端末の小学校1年生から中学校3年生まで全学年の前倒し整備を検討しており、教育用の端末と末光エリア校の通信費等を含めて、本議会に追加補正予算案を提案させていただく予

定としております。

今後は1人1台端末の早期実現はもとより、ICT機器の活用により、緊急時においても子どもたちの学びを保障できる環境を着実に整えてまいりたいと考えております。

○議長（岩阪雅文君） 小路貴紀議員。

○小路貴紀君 それでは、早速2回目の質問をいたします。

夏休み返上になることで、学童クラブなどの運営が例年と異なるため、運営体や指導員への配慮が必要と考えますが、いかがかお尋ねします。

次に、教育用端末導入の手续及びスケジュールはどうかお尋ねいたします。

次に、政府は第2次補正予算において、休校の影響による対策として、全国の学校に学習指導員の追加配置とスクールサポートスタッフの増員を盛り込んでおります。また、感染防止対策や子ども学習保障として、1校当たり100万円から300万円を上限に支給することも考えています。これら政府の動向を見据えた本市での対応をどのように考えておられるかお尋ねします。

以上で、3点申し上げて、この質問を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 小路議員の2回目の御質問にお答えします。3点ございました。

1点目ですけれども、学童クラブの利用時間が短くなりますので、学童クラブの利用料収入は、通常時の長期休暇のときと比べ減収が予測されます。通常、学童クラブの利用料は、月払いを原則としておりますが、利用時間の短縮に対応して、日割りとするかどうか、また月払いとした場合の利用料を下げるかは、各学童クラブでの判断となります。

なお、市からの委託料につきましては、長期休暇における開所時間の減少が影響することはありません。

また、3月からのコロナウイルス感染症対策に伴い閉校となった際において、国の補助事業を活用して補填しておりますので、年間を通じての学童クラブの運営費用には支障がないものと考えております。また、学童クラブは学校の開校時間に合わせた時間で運営しております。今後、夏休みの開所状況につきましては、決まり次第、早急に保護者へお伝えするよう指定管理等の委託先へお願いしてまいります。

2点目です。教育用端末導入の手续及びスケジュールにつきまして、本市としましては、基本的に熊本県の示す共同調達方針及びスケジュールに基づいた調達を進めてまいりたいと考えております。

県の共同調達方針によりますと、6月から7月にかけて県が各市町村に意見照会して端末選定に係る共通仕様書を作成し、市町村の調達台数を取りまとめた上で、9月から10月に県で共同入札を実施することとなっております。なお、共通仕様書を利用して市が独自に入札を行うことも

可能とされており、本市では7月から8月の県からの意向確認までに端末の価格や納品時期、県内の他市町村の状況等踏まえて判断したいと考えております。いずれにしましても、本年12月から3月にかけての整備をめどに、1人1台端末の早期実現に向けて適宜対応していきたいと考えております。

3点目ですけれども、社会全体が長期間にわたり新型コロナウイルス感染症とともに生きていかなければならない状況であることを踏まえ、感染症対策と子どもたちの学びの保障を両立するため、政府の第2次補正予算に対し、本市としましても国の動向を注視しており、スピード感を持って適宜対応していきたいと考えております。

○議長（岩阪雅文君） 以上で小路貴紀議員の質問は終わりました。

この際、15分間休憩します。

午前10時13分 休憩

午前10時23分 開議

○議長（岩阪雅文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、岩村龍男議員に許します。

（岩村龍男君登壇）

○岩村龍男君 改めまして、おはようございます。自由民主党・自民会派の岩村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、6月議会においては、会期日程の短縮、傍聴者の制限・一般質問については複数会派から代表者1名、時間短縮と、新型コロナウイルス感染症警戒の中、議会が開催されております。高岡市長初め執行部、職員の方々にはまだまだ大変な時期が続くと思いますが、共に頑張ってまいりましょう。

さて、我々が所属する自民党熊本県連からは、国への要望を令和2年4月21日、5月15日、新型コロナウイルス感染症への対応に関する要望を提出しております。

主な要望は、地方財政においては、地域の事情に応じて必要かつ十分な対策を実施できる地方創生臨時交付金と包括支援交付金の大幅な増額。また今後、見込まれる地方税収の大幅な減少等に対する特別かつ強力な地方財政支援措置。

医療においては、医療従事者への手当支給等の財政支援制度、医療従事者が感染した場合の経済的補償制度の充実。さらに必要な設備等、整備に要する予算の確保、物資の十分な確保、プッシュ型支援等。

経済面においては、固定資産税等の軽減措置の拡大、雇用維持に向けた柔軟な制度運用、賃料に対する助成・措置等の創設、観光産業の復活に向けた支援、持続化給付金の追加の給付、農林

水産物の消費拡大等に向けた支援等。

教育面においては、子どもたちの学びと安全・安心のための環境整備。

雇用の面においては高校生や大学生の就職支援や、雇用調整助成金の対象となっていない個人事業主及び令和元年12月の生産指標がない新規創業者への適用拡大等、ほかにも多数の要望を上げておりますので、引き続き国・県への働きかけを頑張ってまいります。

また、先週12日金曜日には、国会において第2次補正予算が成立しております。ここからが新型コロナウイルス感染症対策の真の取り組みのスタートです。水俣から強い発信を合い言葉に、コロナ対策に取り組み、そして、安心して暮らしていける水俣を執行部、議会と共に頑張ってまいります。

それでは、通告に従い質問いたします。

1、新型コロナウイルス感染症対策について。

(1) 新型コロナウイルス感染症に関わる要望について。

①、商工会議所から、新型コロナウイルス感染症に関わる経済対策に関する要望が5項目上がっている。ほかにも市内事業所や組合等からも様々な要望があると思うが、どのような要望が上がっているのか。会議所の要望も含め現段階での対応はどうなっているのか。これからの対応策はどのようなになっているのか。

(2) 災害における避難所の対策について。

①、これからの時期は大雨への警戒、ゲリラ豪雨、台風等、自然災害への対応は必至です。当然、避難準備、避難勧告・指示が出れば、住民の方たちは避難行動を起こします。先般、国から新しい生活様式をとりましたが、避難所での新型コロナウイルス感染症対策はどのようなになっているのか。

(3) 市内小学校・中学校のスポーツ大会、教育文化等の支援について。

①、新型コロナウイルス感染症対策において、各スポーツ大会が中止されたが、市としてはどのような対応を考えられているのか。

②、新型コロナウイルス感染症対策において、休校が長期にわたり、授業時間が取れていない現状だが、教育文化等の発表の場や展示等の対応はどのように考えておられるのか。

(4) 国の新型コロナウイルス感染症対策関係補正予算について。

①、県からも国へ新型コロナウイルス感染防止経済対策等に関する要望が出されている。今回、国の第2次補正予算においても、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などの活用について、地方からの積極的な提案が重要視されると聞いているが、市として準備している案件はあるのか。

以上、本壇からの質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（岩阪雅文君） 答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 岩村議員の御質問に順次お答えします。

まず、新型コロナウイルス感染症に係る要望については産業建設部長から、災害時における避難所の対策については総務企画部長から、市内小学校・中学校のスポーツ大会・教育文化等の支援については教育長から、国の新型コロナウイルス感染症対策関連補正予算については私から、それぞれお答えします。

○議長（岩阪雅文君） 新型コロナウイルス感染症対策について、新型コロナウイルス感染症に関わる要望について、答弁を求めます。

城山産業建設部長。

（産業建設部長 城山浩和君登壇）

○産業建設部長（城山浩和君） 初めに、新型コロナウイルス感染症に関わる要望についてお答えします。

まず、水俣商工会議所から新型コロナウイルス感染症に係る経済対策に関する要望が5項目上がっている。ほかにも市内事業者や組合などからも様々な要望があると思うが、どのような要望があるのか。水俣商工会議所の要望も含め、現段階での対応はどうなっているのか。これからの対応策はどのようになっているのかとの御質問にお答えします。

今回の新型コロナウイルス感染症拡大に関し、本市では水俣商工会議所のほかにも、みなまた観光物産協会、水俣市飲食業同業組合、湯の児旅館組合、あしきた農業協同組合などから要望をいただいております。

それぞれの要望における詳細については、ここでは割愛させていただきますが、主な内容としては、資金繰りや雇用確保、事業継続のための支援拡充、テナントへの家賃補助、市税などの納期限の延長、観光誘客を含む収束後の消費喚起策の実施などについて要望を頂いております。

本市では、現在これらの要望や国の支援策の動向等も踏まえ、対応を行っているところです。具体的には、小路議員にもお答えしましたとおり、4月に開始した雇用確保補助金から対象を大幅に拡大した新型コロナウイルス感染症対策中小企業支援金や、国の雇用調整助成金の利用時の事業者負担分を補助する雇用調整支援補助金を創設したほか、法人市民税の申告期限及び納付期限の延長も行っております。

また、事業収入が落ち込んだ農林漁業者を対象に、一律10万円の支援金を交付する制度や、収束後の消費喚起策として、市内に宿泊した観光客向けに、飲食店や小売店などで利用可能なクーポン券を配付する事業の関連予算を今議会に上程しております。

なお、要望のありましたテナントの家賃補助のほか、既存債務のリスケジュール、利子補給制度の拡充については、国により制度が追加されております。

本市といたしましては、今後も市内の各業界の方々からの声を伺い、国・県の支援策を十分活用しながら、きめ細やかな施策を実施してまいりたいと考えております。

○議長（岩阪雅文君） 岩村龍男議員。

○岩村龍男君 答弁ありがとうございました。

県・国の支援策の動向には注視していただき、情報収集に努め、答弁いただいたように、きめ細やかな施策の実施をお願いしたいと思います。ここからが正念場だと思います。要望が出てない業界、団体、個人業者もおられます。どうか思いは同じです。経済対策の情報の周知はしっかり執行部、議会ともに頑張ってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

そこで1点質問です。水俣市では、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた個人事業者、中小企業の方たちへの支援で、緊急経済対策として、資金繰り（利子補給）、雇用の維持（雇用確保補助金、雇用調整支援補助金）、事業の継続（中小企業支援金）の4件実施されているが、雇用確保補助金については、4月1日から6月1日までの期間で終了している。期間延長の検討はできないのかお尋ねいたします。

○議長（岩阪雅文君） 城山産業建設部長。

○産業建設部長（城山浩和君） 岩村議員の2回目の御質問にお答えいたします。

雇用確保補助金を期間延長できないかという御質問ですが、新型コロナウイルス感染症緊急対策雇用補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の初期段階において真っ先に影響を受けた飲食業、宿泊業を対象を絞り、雇用の維持を図っていただく目的で、4月1日から6月1日まで緊急措置的な事業として実施いたしました。現在は事態の長期化による影響拡大を踏まえ、宿泊業、飲食業に限定した雇用確保補助金に変えて、中小企業全業種を対象にした新型コロナウイルス感染症対策中小企業支援金を5月20日から6月30日まで実施しております。なお、本支援金は、可能な限り幅広く事業者支援を行うため、雇用確保補助金よりも申請書類や手続を簡素化し、より利用しやすくなっております。

本市といたしましては、本制度の周知をさらに行い、より多くの事業者の皆様に活用していただきたいと考えておりますので、雇用確保補助金の期間延長については考えておりません。以上です。

○議長（岩阪雅文君） 岩村龍男議員。

○岩村龍男君 答弁ありがとうございました。

今回の新型コロナウイルス感染対策に関連する経済の落ち込みについては言うまでもなく、今までに経験のない社会情勢です。各業界からの要望については、本市で対応できる案件について

は、引き続き迅速かつ市民の皆さんに寄り添った対応をお願いして、この質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（岩阪雅文君） 次に、災害時における避難所の対策について答弁を求めます。

堀内総務企画部長。

（総務企画部長 堀内敏彦君登壇）

○総務企画部長（堀内敏彦君） 次に、災害時における避難所の対策についてお答えします。

これからの時期は大雨への警戒、ゲリラ豪雨、台風等、自然災害への対応は必至です。当然、避難準備、避難勧告、指示が出れば、住民の方は避難行動を起こします。先般、国から新しい生活様式をとりましたが、避難所での新型コロナウイルス感染症対策はどのようになっているかとの御質問にお答えいたします。

本市では、国・県から示された指針等を参考に、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた避難所開設運営方針を策定し、避難所での感染症対策を徹底していきます。

具体的には、避難者受付時に手指の消毒、体温計測を行い、聞き取りにより健康状態の確認を行います。避難者は、原則としてマスクを着用し、手洗いやせきエチケット等の基本的な感染症対策の徹底のため、避難所内にチラシの掲示を行います。また、避難所内は定期的に換気し、パーティションやテントを活用し、避難者同士のスペースを十分に確保いたします。避難者に発熱や体調不良者が発生した場合は、対象者を隔離した上で水俣保健所に連絡し、適切に対応したいと考えております。

○議長（岩阪雅文君） 岩村龍男議員。

○岩村龍男君 答弁ありがとうございました。

これから雨期の時期を迎え、ゲリラ豪雨、台風等の自然災害に備えなければなりません。避難所の感染症対策については、国・県の指針等を参考に万全の体制を整えていただきたいと思えます。

そこで2回目の質問ですが、水俣市が管理する避難所は21か所あります。3密を避けるために避難者同士のスペース等を十分確保すると、収容人数は今の想定人数では対応が難しいと思えます。コロナ感染症対策として新たな収容人数を検討されることが必要かと思うが1点。

次に、21か所の避難所について、特に総合体育館大アリーナについては、収容想定人数1,000名になっております。空調設備が整っていない状況です。先週の国会で避難所の強化の予算を打ち出されているが、水俣市として新型コロナウイルス感染症対策の施策として検討される考えはないか。以上2点質問いたします。

○議長（岩阪雅文君） 堀内総務企画部長。

○総務企画部長（堀内敏彦君） 岩村議員の2回目の御質問にお答えいたします。

第1点目の、水俣市が管理する避難所は21か所あるが、3密を避けるためには、避難者同士のスペース等十分確保すると、収容人数が今の想定人数では対応が難しいと思われる。対策として、新たな収容人数は検討されることが必要かと思うがという質問だったかと思われます。

避難所の過密状態防止のため、避難者同士の十分なスペースを確保いたしますと、おおむね収容可能人数は半分になると想定しております。

2つ目の21か所の避難所について、特に総合体育館大アリーナ収容想定人数1,000名については、空調設備が整っていない状況であると、先週の国会で避難所の強化の予算を打ち出されている。水俣市として新型コロナウイルス感染症対策の施策として検討する考えはないかとの御質問だったと思います。

議員御指摘のとおり、6月8日の報道によりますと、国土交通省は、最大クラスの災害に備え、避難施設を増強する方針を固め、被害想定に基づき、体育館や公民館などを改修する自治体に財政支援し、また新型コロナウイルス感染症の予防として、避難所のスペース拡大といった密集対策も後押しし、経費を21年度予算概算要求に盛り込むとありました。現段階で交付金の規模や対象事業が定まっておらず、今後、情報の収集に努め、検討していきたいと考えております。

○議長（岩阪雅文君） 岩村龍男議員。

○岩村龍男君 答弁ありがとうございました。

収容予定人数が約50%の減となると新たに避難所の設置が必要となるのは必至です。まずは市民の皆さんへの避難に対する認識を理解していただくなど、情報の提供をお願いしたいと思います。

次に、総合体育館については、実際、空調ダクトは整備されていると聞いております。全体工事は必要ないので、設備投資については今回の交付金を活用して空調設備工事を行い、少しでも避難者が快適に過ごせるような環境をつくっていただけないかお尋ねします。

○議長（岩阪雅文君） 堀内総務企画部長。

○総務企画部長（堀内敏彦君） 岩村議員の3回目の御質問にお答えいたします。

1つ目につきましては、収容予定人数が50%減になると、そうすると新たに避難所の設置が必要になると考えられると。まずは市民の皆さんへの避難に対する認識を理解していただくなどの情報の提供をという御質問だったと思います。

これにつきましては、感染症対策で避難所の収容予定人数は約半分になりますが、昨年までの避難者数の実績から、現在の避難所数の避難者の受入れは対応でき、新たに設置するということは考えておりません。市民の皆様への情報提供につきましては、既に広報みなまた6月号と市のホームページに市民が災害から身を守るための行動や、避難所での新型コロナウイルス感染症対策等について掲載しております。さらに広報みなまた7月号でも、市民がマスクや体温計を持参

し、避難所ではマスクの着用や定期的な体温計測を行うなど、避難所における感染症対策について詳しく掲載する予定としております。

次に、2つ目の総合体育館本館については、空調ダクトは整備されていると。よって、全体工事は必要ないので、設備投資について今回の交付金を活用して空調設備工事を行い、少しでも避難者が快適に過ごせるような環境をつくっていくことができないかとの御質問につきましては、議員御指摘のとおり、避難所の環境整備は重要であると認識しております。先ほども答弁しましたとおり、交付金の規模や空調設備事業が交付金の対象となるか分かりませんので、今後、情報の収集に努め、検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（岩阪雅文君） 次に、市内小学校・中学校のスポーツ大会、教育文化等の支援について答弁を求めます。

小島教育長。

（教育長 小島泰治君登壇）

○教育長（小島泰治君） 次に、市内小学校・中学校のスポーツ大会、教育文化等の支援について順次お答えします。

まず、新型コロナウイルス感染症対策において、各スポーツ大会が中止されたが、市としてはどのような対応を考えられているのかとの御質問にお答えします。

新型コロナウイルスの影響で、中学校においては、8月に予定されていた全国中学校体育大会が史上初めて中止となり、全国大会につながる九州、県、郡市の全ての大会が中止となりました。小学校においても、各競技団体が主催する大会が中止となっております。各スポーツ大会の中止は、児童・生徒や大会関係者の命と安全を最優先に考えた判断ではありますが、大会を楽しみにしていた子どもたちのことを思うと胸が詰まります。

市としましては、これまでスポーツに励んできた子どもたちが夢や希望を失わないように対応したいと考えており、今後の目標を立てやすくするため、部活動の練習試合再開を6月21日、対外試合への参加可能を7月1日と明確に設定しました。

また、芦北水俣郡市中学校体育連盟では、中止となった郡市大会の代替大会として、来月、3年生スポーツ交流会を計画されていますので、市教育委員会は共催として大会運営に関わり、大会費用も担うことにしています。

そのほか、各競技団体でも大会延期などを検討されていますので、延期された大会がスムーズに開催できるよう、市スポーツ協会と連携して、会場確保や運営補助に努めてまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症対策において、休校が長期にわたり授業時間が取れていない現状だが、教育文化等の発表の場や展示等の対応はどのように考えられているのかとの御質問にお答えします。

教育文化面におきましても、全国や九州、県でも多くの大会やコンクールが中止となっております。

本市では、運動部活動同様、文化面の部活動についてもリスクの低い活動から徐々に実施することとしており、演奏会や校外活動を6月21日から実施可とし、文化面で取り組んできた子どもたちについても夢や希望を持ち続けられるように、感染対策を十分に講じた上で対応したいと考えております。

今後は、地域の感染状況等を踏まえ、感染拡大防止の措置や開催方法の工夫等検討しながら、児童・生徒の発表の場の確保に努めてまいります。

○議長（岩阪雅文君） 岩村龍男議員。

○岩村龍男君 答弁ありがとうございました。

部活動の練習試合の再開、対外試合の明確な日程が設定されたことに関しては、児童・生徒に目標ができ、活気が出てくると思います。ぜひ代替の大会、交流試合が開催されるように、御尽力をお願いしたいと思います。

また、教育文化面においても、演奏会や校外活動が6月21日から実施できると答弁をいただきました。感染症対策には十分配慮をいただき、子どもたちの笑顔がたくさん見られるようお願いいたします。

そこで1点質問ですが、書道や図画、工作などの展示については、今年度はどのような企画を考えられているのかお尋ねいたします。

○議長（岩阪雅文君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 岩村議員の2回目の御質問にお答えします。

書道や図画、工作の展示はどのように対応するのかとの御質問でした。

書道や図画、工作等の児童・生徒の作品の展示につきましては、地域の感染状況を踏まえ、作品を制作する上での感染症対策と、学校内外に限らず展示する場でのマスク着用や人数制限等の感染症対策を十分行うことで実施は可能であると考えております。以上です。

○議長（岩阪雅文君） 岩村龍男議員。

○岩村龍男君 答弁ありがとうございました。

ぜひ企画の検討は実施できるようお願いいたします。子どもたちの思いが詰まった作品です。市内のいろいろな展示スペースを検討していただき、長いスパンの展示イベントが開催できるよう要望してこの質問は終わります。

○議長（岩阪雅文君） 次に、国の新型コロナウイルス感染症対策関連補正予算について答弁を求めます。

高岡市長。

(市長 高岡利治君登壇)

○市長(高岡利治君) 次に、国の新型コロナウイルス感染症対策関係補正予算についてお答えします。

県からも国へ、新型コロナウイルス感染防止、経済対策等に関する要望を出されている。今回の国の第2次補正予算において、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金などの活用について、地方からの積極的な提案が重要視されると聞いているが、市として準備している案件はあるのかとの御質問にお答えします。

地域の実情に応じて新型コロナウイルス感染症に対応するための臨時交付金として、今回、2兆円が国の第2次補正予算に計上されております。

地方創生臨時交付金の詳細については明らかにされておきませんが、事業者への家賃支援や雇用維持に約1兆円、感染防止を徹底する新しい生活様式に対応した地域経済活性化に約1兆円が自治体に配分され、全額が地方単独事業に充てられる見込みのようです。

今後、自治体ごとの交付限度額が公表され次第、事業実施計画を策定し、国に提出することになります。

具体的な案件の検討については、国が作成した交付金の活用事例集を読み込むことはもとより、国や県など多方面から積極的に情報収集を行い、市民の皆様の雇用を守り、新しい生活様式に対応した地域経済の活性化を含め、現在、各課に指示しているところです。市単独の施策も含め、具体的な事業の実施に向け、他の自治体に先駆け取り組んでまいります。

○議長(岩阪雅文君) 岩村龍男議員。

○岩村龍男君 答弁ありがとうございました。

国・県の動向には注視していただき、積極的な情報収集をお願いしたいと思います。

そこで1点質問です。答弁の中で、市民の皆様の雇用を守り、新しい生活様式に対応した地域経済の活性化も含め、各課に指示をしている。市独自の施策も含め具体的な事業の実施に向け、他の自治体に先駆けて取り組んでいると答弁をいただきましたが、高岡市長は、具体的にはどのような指示を出されておられるのかお尋ねいたします。

○議長(岩阪雅文君) 高岡市長。

○市長(高岡利治君) 岩村議員の2回目の御質問にお答えします。

具体的な指示をどのように出しているのかという御質問でございますが、前回の第1次補正予算時における地方創生臨時交付金の申請につきましては、一刻も早く交付手続がなされるよう、他に先駆けて先行受付分として事業実施計画を国に提出をさせていただきました。今回の第2次補正予算における交付金に対しましても、閣議決定がなされる前の5月22日、その後6月10日の庁議の中で、経済対策を中心に早いタイミングで施策を講じることができるよう、必要な事業を

抽出する旨、既に指示を出しております。今後も常に先手を打つことで、地域の実情に応じた施策を効果的に実施してまいることとしております。以上です。

○議長（岩阪雅文君） 岩村龍男議員。

○岩村龍男君 答弁ありがとうございました。

今後も、高岡市長におかれましては、他地域をリードするような積極的な提案をお願いいたします。まずは市民の安全・安心な生活を、そして経済回復を、新しい生活様式に対応する地域づくりをお願いいたします。

最後に要望になりますが、短大、大学、高専、専門学校に通う学生支援について要望を述べさせていただきます。

現在、水俣市においては、この年代の子どもを持つ家庭や学生本人に対する支援や補助が空白になっていると思います。近隣自治体では、既に5月後半より支援メニューの発表を行っており、申請受付が開始されております。今回は国からの支援も設けられているようですが、近い将来水俣の力になってくれる学生たちの就学の機会を失わないためにも、水俣独自の支援策を早急をお願いしたいと思いますが、学生支援の補助を強く要望して終わりたいと思いますが、高岡市長の思いがあれば、一言お願いいたします。

○議長（岩阪雅文君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 岩村議員の3回目の御質問でございます。

まず、議員の皆様方に今回のコロナウイルス対策につきまして、非常に御協力、そしてお力添えを頂いていることに対しまして、感謝を申し上げたいというふうに思っております。

そういった中で、いち早く他に先駆けまして、そういった施策を進めることができていることも、皆様方のお力添えのたまものだというふうに感じております。

そういった中で、今御質問がございました、学生さんたちに対する支援は考えてないのかという御質問であったかというふうに思っております。岩村議員も申されましたように、人材というのは非常にこの地域の宝でもございます。そういった方たちが将来この水俣を担っていくために、市としても何ができるのか、お手伝いができるのか、国の施策等も勘案しながら、今後、取れる対応はできないか検討してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（岩阪雅文君） 以上で岩村龍男議員の質問は終わりました。

この際、15分間休憩します。

午前10時57分 休憩

午前11時09分 開議

○議長（岩阪雅文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、藤本壽子議員に許します。

(藤本壽子君登壇)

○藤本壽子君 こんにちは。無限21の藤本壽子です。

まずもって、新型コロナウイルスに罹患され、特にはお亡くなりになられた方に心からのお悔やみを申し上げたいと思います。そしてまた、医療機関で、介護の現場で働く皆さん、またこの市役所の皆さん、対策のために私たちの暮らしを守ってくださって、本当に感謝申し上げたいと思います。

この間、水俣市民の皆さんからも、生活が苦しい、これから先が不安だ、多くの声が届いております。そしてまた、市民から聞こえてまいりましたのは、政府の経済支援の取り組みが遅いということ、さらに感染症ということに立ち向かわねばならぬときに、PCR検査の体制すら整備できなかった。これは大きな政府の反省点ではないでしょうか。これまで日本の公衆衛生、医療の防疫体制が壊され、保健所なども統廃合されてきました。そのことが要因であると考えます。崩壊寸前という医療危機の中、綱渡りのような状況であった。また対応の遅れはあらゆる業種の方々の不安定な状況、殊に非正規雇用者などの失業を生み出すことになった。この間の安倍政権への不満は大きな渦となったと思います。それに比べ、アジアの国々の感染症に特化した取り組み、際立ったのが女性党首を持つ国々の命に寄り添った迅速できめ細かい対応、政治の力の大きな違いを感じるようになりました。

このような国民の評価の中ではありますが、今回、2次補正ということで、31兆円が組み込まれました。水俣市もまだまだ対策はこれからです。力を合わせて困難を乗り越えなければなりません。この補正予算を生かし、市民の皆さんの暮らし、持続可能な事業、そのようなものを守る必要があります。

以下、質問に入りますが、今回の私の新型コロナウイルス対策についての代表質問は3つですが、2番目の教育については田中睦議員が、そして避難所の問題については杉迫一樹議員が熱心に調査をしていただき、多くの助言をもらいました。付け加えまして質問に入ります。

大項目の1. 新型コロナウイルス感染症に係る経済対策と水俣市の財政について。

①、様々な対策費用が必要とされる中、水俣市の財政状況のうち財政調整基金の状況はどうなっているか。

②、水俣市が行っている支援策への申込み状況と市民からの支援策への評価について聞いているか。

③、市内の独り親家庭また非正規雇用者の経済状況について把握しているか。

2、学校再開後の取り組みについて。

①、授業時数の確保と学習の遅れを取り戻すための方策をどう考えているか。

- ②、学校行事の実施をどうするか。
- ③、教育実習の受け入れをどうするか。

最後に3番目の項目です。

感染症に考慮した避難所の設置及び対応と対策について。

①、避難所運営の基準及びマニュアルの作成は進んでいるのか。また備蓄品の数は十分であるか。

②、感染防止対策のため、十分なスペースを確保した場合、避難所の数が足りなくなることも想定できるが、臨時避難所などの確保など対策はできるのか。

③、在宅介護や訪問介護が必要な方への避難所での介護や医療行為への対応をどうするか。

本壇からの質問を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 藤本議員の御質問に順次お答えします。

まず、新型コロナウイルス感染症に係る経済対策と水俣市の財政については私から、学校再開後の取り組みについては教育長から、感染症に考慮した避難所の設置及び対応と対策については副市長から、それぞれお答えします。

初めに、新型コロナウイルス感染症に係る経済対策と水俣市の財政について、順次お答えします。

まず、様々な対策費用が必要とされる中、水俣市の財政状況のうち財政調整基金の状況はどうなっているかとの御質問にお答えします。

財政調整基金は、平成27年度の約24億円をピークに、防災行政無線の更新、小中学校のエアコン整備などの大型事業を行ったこともあり、現在の残高は5億5,000万円です。今後の見通しとしては、これらの大型事業に対する市債の償還が続くことから、厳しい状況が見込まれますが、健全な財政運営に努めてまいります。

なお、新型コロナウイルス感染症に係る経済対策に関しましては、国の交付金の活用を初めとした財源調整を行い、必要な対策が実行できるよう取り組んでまいります。

次に、水俣市が行っている支援策への申込み状況と市民からの支援策への評価について聞いていくかとの御質問にお答えします。

本市が実施している市内事業者向けの支援策とその認定件数につきましては、先ほど小路議員の御質問にもお答えしましたとおり、支援策第1弾である利子補給制度の前提としての国の信用保証制度の認定件数は、6月11日現在で132件、先日6月1日で終了しました雇用確保補助金の認

定件数については22件で給付総額618万円となっております。

また、支援策第2弾で現在も実施中である新型コロナウイルス感染症対策中小企業支援金の認定件数は、6月11日現在で266件、執行額2,320万円、雇用調整支援補助金については実績なしとなっております。

これらの支援策に対する市民の方々からの評価につきましては、提出書類等をできる限り簡素化していることや、交付までの時間を短縮していることから、事業者の方が担当課の経済観光課にお越しになられた際や、職員が事業所を訪問した際には好評をいただいております。

なお、岩村議員の御質問でお答えしましたとおり、市内の複数の団体から御要望をいただいておりますので、それらの内容も踏まえた上で施策を実施しているところです。

次に、市内のひとり親家庭、また非正規雇用者の経済状況について把握しているかとの御質問にお答えします。

ひとり親家庭のうち、児童扶養手当の認定を受けている方に対しては、毎年8月に現況届を提出いただいております。その際に、各家庭の前年の経済状況についてヒアリングをし、確認を行っているところです。

児童扶養手当の認定を受けておられない方も含め、現時点での経済状況の把握はしておりませんが、今後予定されているひとり親世帯臨時特別給付金への対応の中で把握していきたいと考えています。

また、市内の非正規雇用者の個別の経済状況については、本市では把握しておりませんが、正規・非正規に関わらず、今回の新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入が減少した方がおられるということは伺っております。

○議長（岩阪雅文君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 答弁を頂きましたので、2回目の質問をしますが、コロナウイルス対策のため、大変予算が逼迫してくると思われましたので、この質問をいたしました。

令和2年度においては、限りなくゼロに近くなると、財政調整基金のことでございますが、なってくるということを担当課の方からお聞きしています。既に平成30年度における状況ですが、実質単年度収支が7億6,000万の赤字、財政構造の硬直化が進んでいる。今後、改善について既に平成28年度から全ての事業の見直しをとることではありますが、この全ての事業がどのようなものか、市が抱える大きな事業の中でも、市民の福祉、暮らし、人権に関わるような施策以外で、不要不急でないものがあると思いますが、それについてお尋ねしたいと思います。これが質問の1番です。

そして2番目に入りますが、この間、単独で多くの事業者や商店街を回りました。先ほどから質問があつてますように、水俣市の商工会議所にもお話を伺いましたが、その1か月前の時点で

300件ぐらいに及ぶ事業者からの問い合わせがあった。それから90人からのアンケートを役員の方からも取ったということをお聞きして、いかに今この問題が深刻であるかということをもっと感じることができました。商工会のほうからの要望については、岩村議員のほうからの質問もありましたので割愛いたしますが、この中で、一つだけ私はいろんな方から要望をお聞きしているんですけども、2つございますね、市のほうから出されたものが。新型コロナウイルス感染症対策中小企業支援金ですね、現在これは支援期間が過ぎたようですけども、それとともに、緊急雇用確保補助金というのもございますが、それが売上げの減少の比較というのが、市のほうは配慮していただいて20%ということもありましたけれども、30%というのもございます。多くではありませんけれども、多少私が聞いておりますのは、この30%をもっと低くしてもらえないか、そしてそれに加え延長しての支援ができないかという声を聞きました。大変30%以下であっても、苦勞して新しい事業を考えなければならないという人がありました。どうかこのことを質問を答えていただければと思います。

次に、3番目ですけども、ひとり親家庭のことは理解いたしました。これからもぜひ注視をして支援をお願いしたいと思います。

それから、非正規雇用者の支援については、雇用調整助成金が届かない人に対し、政府の2次補正予算に感染症対応休業支援金というのがあるということでもありますけれども、労働者が無給のまま休業させられるケースがないように、その手当を具体化するということですが、この政府の動きをきちっと捉えていただきまして、制度利用について市民に周知をお願いしたいと思います。

3つ質問をいたしました。

○議長（岩阪雅文君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 藤本議員の2回目の質問にお答えいたします。

まず1点目の、財政調整基金の状況を改善するための事業の見直しをするつもりはないかというか、見直しをする必要があるのではないかという御質問であったかと思えます。

財政調整基金の状況を改善するためには、全ての事業において改善をしていかなければいけないというふうに思っております。歳出の全般について見直す必要があるというふうに考えております。

次に、2点目の、これは感染症対策の中小企業支援金のことでしょうか、御質問は。

○藤本壽子君 2つ出ていまして、1つは切れているんですけども、1つ、30%というのが2つ目にあります。

○市長（高岡利治君） 両方ですかね、両方について、期限とパーセントということですか。

○藤本壽子君 できれば、はい、そうですね。

○市長（高岡利治君） まず、新型コロナウイルス感染症対策の中小企業支援金の件につきましては、感染症の拡大によりまして、経営に大きく影響のあった事業者の方々に、限られた財源の中で、限りなく広く支援できるように30%というふうに現在設定をしておりますので、この要件緩和については今のところ考えておりません。

また、雇用継続補助金のほうの期間延長ということでございましたけれども、失礼いたしました。同じやつですね、同じやつの期限延長、6月30日までの期限となっているが、延長できないかという御質問であったと思います。

これに関しましては、現在、事態が収束に向かっているという状況でもありますので、今のところ期間の延長については考えておりません。

最後の3点目の、国等の利用制度について、市民にもっと周知を図っていく必要があるんじゃないかということでございますので、これも今おっしゃられたように、利用制度についても本市のほうでも広く周知を図ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（岩阪雅文君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 3回目の質問をいたします。

財政の見直しですけれども、扶助費、人件費などコロナ対策の渦中で減らすことはできません。新庁舎も仮庁舎のリースが切れるという現実問題があります。そうすると、やはり大型事業、私は前から申し上げておりますけれども、水俣川河口臨海部事業ですが、これについては、日奈久地震を考えまして、やはり護岸部だけはきちんとしておいてほしいと思いますが、ほかのものは、そのほかの工事については、私としては凍結をしていただけないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。これが質問は一つだけです。

要望を若干申し上げます。他市においては、コロナウイルス感染症経済対策として、いろいろな取組があります。今、提案したいのは、働く人を求めている人と、仕事を探している人のマッチングの試み、さらに家賃補助、市独自の市民の1万円給付なども大分のある市でやっております。今回の2次補正が困窮する市民が、これから先、助け合い、未来のため暮らしを維持できる確実な補助になるよう力を尽くしていただければと思います、質問を終わりたいと思います。

○議長（岩阪雅文君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 藤本議員の3回目の御質問にお答えいたします。

財政調整基金の枯渇に伴いといいますか、減少に伴いまして、大型事業の見直し、特に今おっしゃられた水俣川河口部臨海部振興構想の事業等を凍結すべきではないかという御質問であったかと思いますが、先ほども答弁で申し上げましたように、健全なやはり財政運営を続けていくためには、この大型事業の臨海部振興構想に限らず、全ての事業を対象とした見直しを、今後必要に応じて実施していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（岩阪雅文君） 次に、学校再開後の取り組みについて答弁を求めます。

小島教育長。

（教育長 小島泰治君登壇）

○教育長（小島泰治君） 次に、学校再開後の取り組みについて、順次お答えします。

まず、授業時数の確保と学習の遅れを取り戻すための方策をどう考えているかとの御質問にお答えします。

授業時数の確保につきましては、週当たりの授業時数増、短時間学習の実施、始業式や終業式の日々の授業時数増など、可能な限り授業時数の確保の工夫を各学校にお願いしております。また、小路議員の質問でも答弁しましたとおり、今年度の夏季休業日は8月6日から8月23日の18日間とし、授業時数の確保に努めております。今後は、行事の見直し、縮小や中止、準備期間の短縮等を行いながら、学習機会の回復を行い、学習の遅れを取り戻したいと考えております。

次に、学校行事の実施をどうするのかとの御質問にお答えします。

学校行事は、子どもたちの学校生活に潤い、秩序や変化を与えるものであり、それぞれの行事の意義や必要性を確認しつつ、実施する学校行事を検討する必要があると考えます。

しかしながら、先ほども申しましたとおり、授業時数確保や感染拡大防止の観点から、延期、縮小や中止、準備期間の短縮なども考えられます。また、開催する場合も県が定める学校再開ガイドライン等を参考に、開催する時期、場所や時間、開催方式の工夫等、感染拡大防止に十分配慮するように努めてまいります。

次に、教育実習の受け入れをどうするのかとの御質問にお答えします。

教育実習は、学校現場での教育実践を通じて、学生自らが教職への適性や進路を考える重要な機会であり、本教育委員会としましても、学生にとって重要な機会であると捉えております。

令和2年度における教育実習に関しましては、これまでに文部科学省より二度にわたり通知が届いており、その中で、今年度の教育実習については、感染症の状況を踏まえつつ、実施時期、期間、内容について弾力的な対応を検討するよう示してあります。

今年度、本市では7人の教育実習生を受け入れる予定でおります。状況に合わせた弾力的な実施計画のもと、それぞれの小中学校の感染症対策に基づき、より安全な行動を取りながら、こういう時期だからこそ学べることをしっかり学び取ってほしいと考えております。

○議長（岩阪雅文君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 2回目の質問をいたします。

授業時数の確保の状況ということで、まず確認のために質問を2ついたします。

1、1日の授業のこま数ですが、これは増加があるということでしょうか。

2番目が、土曜授業は現在よりも増やすことはないということでしょうか。

次に、学校行事についてお尋ねしたいと思いますが、幾つかの学校を回り聞き取りました。3月、4月の終業式、始業式は校内放送を使って行っていただいた。7月、8月の式も同じようになるということをお聞きしておりますが、運動会についても入場行進をやめる、種目数を減らすなど、午前中に終わる。修学旅行は何とか実施したいと思うが、実施のためには難題も出ているというようなことをお聞きしております。

ここで質問をさせていただきたいんですが、学校現場は感染症対策などで本当に大変な状況だと思いますが、学校行事については、各学校の判断ということになるのでしょうか。それが3つ目です。

それから4つ目は、教育実習の皆さんのことですが、国の2次補正の中に、担任の補助に当たる学習指導員を6万1,200人配置するというのがございます。この指導員の活動も、教育実習に含めるようですが、質問としては、実習時間が1週間程度短くなるということで捉えていいのでしょうか。その4つの質問をしたいと思います。

○議長（岩阪雅文君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 藤本議員の2回目の御質問にお答えします。4点ございました。

1点目ですけれども、1日の授業のこま数の増加があるということかという御質問でした。授業時数の確保につきましては、文部科学省の通知に沿って、一こまを5分短くした上で、1日当たりの授業こま数を増加させたり、学校行事の準備時間を縮小したりして、年間を通して授業時数を確保したりするなどの工夫を各学校でしているということでございます。

2点目ですけれども、土曜授業は、現在より増やさないのかという御質問ですけれども、土曜事業の日数につきましては、前年度末に様々な行事と調整したうえで一年間分を決定しております。

また、土曜授業実施分の教職員の休みを確保する必要もあるため、今のところ、

（「議長」「マイクが切れている」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） ちょっと休憩します。

午前11時34分 休憩

午前11時35分 開議

○議長（岩阪雅文君） 再開します。

小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 失礼しました。本年度の土曜授業を増やす予定はありません。

3点目ですけれども、学校行事については各学校の判断ということになるのかという御質問でした。学校行事につきましては、各学校の状況を踏まえ、県が定めるガイドラインに沿って判断した上で、最終的には校長が決定することになります。

4点目ですけれども、本年度の教育実習は1週間ほど短くなることもあるのかという御質問でした。教育実習については、文部科学省より実施期間の弾力化の通知が届いております。その中で、令和2年度に限っては新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、教育実習の科目の総授業時間のうち3分の1を超えない範囲を大学、専門学校における授業により行うことは差し支えないとされておりますので、派遣元の御判断により短くなることも考えております。以上です。

○議長（岩阪雅文君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 3回目の質問を2つしたいと思います。

ある教職員の方にお話を聞きました。新型コロナウイルスの学校での対策は、かなりこれまでと異なり大変だ。子どもたちも非日常の学校生活でストレスになっている子どもがあるように思うということでした。具体的には、教職員の負担増への配慮、また子どもたちの学校不適應に陥る可能性があると思いますけれども、これについてどのように対処していくつもりか、これが質問の1番です。

次に、卒業式や入学式がこれまでとは違う形で行われました。今回のことを生かして、行事の見直しを行うことは大切ではないか。従来どおりという考え方ではなく、省けることは省いていき、内容もスリム化する。このことは子どもたちの負担軽減や教職員の働き方改革にもつながると考えます。

今回のコロナウイルス問題はマイナスではありますが、工夫されていることを今後生かすことができれば、マイナスをプラスにできるのではないかと思いますので、このことの見解をお伺いしたいと思います。質問は2つです。

○議長（岩阪雅文君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 藤本議員の3回目の御質問にお答えします。2点ございました。

1点目ですけれども、子どもたちが学校不適應に陥ることがあるのではないかと、それを心配していると、どう対処していくのかということでした。

児童・生徒がストレスをため込むことを防ぐために、毎日きめ細やかな健康観察等から、児童・生徒の状況を的確に把握したり、アンケートを実施したりして、心のケアが必要と判断された児童・生徒については、家庭と連携を取りながら、学校の職員による教育相談や、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによるカウンセリング等を行うこととしております。

2点目ですけれども、今回の事業のスリム化は、子どもたちの負担軽減、教職員の働き方改革にもつながるのではないかと、マイナスをプラスにできると思うけれどもいかがかという御質問でした。

学校行事を見直し、中止や規模を縮小する事業のスリム化は、児童・生徒、教職員の負担軽減という点から見るとプラスになると考えております。ただし、事業の中止等に伴い、その目的の

達成が困難になっているものもありますので、慎重に検討する必要があると考えております。いづれにしましても、これまでの行事や研修等、新たな目で見詰め直すことは今後の働き方改革につながるものと考えます。以上です。

○議長（岩阪雅文君） 次に、感染症に考慮した避難所の設置及び対応と対策について、答弁を求めます。

小林副市長。

（副市長 小林信也君登壇）

○副市長（小林信也君） 次に、感染症に考慮した避難所の設置及び対応と対策について順次お答えします。

まず、避難所運営の基準及びマニュアルの作成は進んでいるのか。また備蓄品の数は十分であるかとの御質問にお答えします。

現在、本市では既に5月29日付で5つの基本的な考え方をまとめた新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた避難所開設運営方針を作成しております。現在の避難所運営マニュアルに加え、本運営方針を活用することで感染症対策を徹底したいと考えております。

また、既存の備蓄品では、感染症対策分の備蓄品は不足しておりますので、5月8日付で専決処分を行い、マスク、手指消毒液、使い捨て手袋、ペーパータオルの衛生用品や段ボールベッド、パーテーション、テント、防災マット、非接触式体温計の感染症対策の備蓄品購入を進めております。数量は、昨年度の避難所利用者数の実績から算定しております。

なお、避難をされる方にもマスク、手指消毒液、体温計などの衛生用品を準備していただくように周知をしております。

次に、感染症防止対策のため、十分なスペースを確保した場合、避難所の数が足りなくなることも想定できるが、臨時避難所等の確保など対策はできるのかとの御質問にお答えします。

現在、市が管理する避難所が21か所、地域が管理する避難所が38か所の計59か所があり、避難所の数が足りなくなることは想定しておりません。

しかし、新型コロナウイルス感染症対策のため、ソーシャルディスタンスを取らなければならず、避難所の想定収容人数は約半分に減少しますが、現在利用している施設の未使用スペースを活用することで避難者の受け入れの確保を行いたいと考えております。

例えば、水俣市総合体育館本館では、これまで1階会議室を避難所として利用していましたが、今後は大アリーナをまず開放しソーシャルディスタンスの確保を行います。また、大アリーナの観客席も使用するなど既存の施設の空きスペースを活用することで対応したいと考えております。

次に、在宅介護や訪問介護が必要な方への避難所での介護や医療行為への対応をどうするのか

との御質問にお答えします。

本市におきましては、介護や医療行為が必要な高齢者や基礎疾患がある方などにつきましては、今回の新型コロナウイルス感染症のような感染症が流行している状況下においては、感染すると重症化しやすいと言われていたことでもありますので、基本的には自宅での在宅避難、または親戚や知人宅等への避難を優先していただきたいと考えており、広報みなまた6月1日号でその旨を周知を行ったところです。

しかしながら、平成28年の熊本地震などの大規模災害においては、避難所に避難せざるを得ない、また避難が長期化する状況も想定されますが、訪問介護等の在宅での介護保険サービスを利用しておられる方などは、災害の規模等によって国が避難所での介護保険サービスの提供を認めた場合には、避難所で介護保険サービスの提供を受けていただくことを想定しています。

また、そのような中においては、医療行為が必要な方がおられた場合には、避難所において医師からの指示に基づいて病院や訪問介護ステーションなどから看護師が訪問し処置を行う訪問看護を利用していただくことを想定しております。

なお、避難所において処置が難しい場合や、避難所での生活が困難な方につきましては、施設や病院への収容を要請することになります。

○議長（岩阪雅文君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 2回目の質問をいたします。

私も二度ほど危機管理課のほうにお邪魔をしておりましたが、今回は杉迫議員が自ら足を運び、介護の現場の方からの災害時における不安などを受け、多くの意見を提言してもらいました。特に在宅介護や訪問介護を受けている方々のコロナウイルス対策下での避難については、もともと災害時介護者、ケアマネジャーなどから施設に連絡をし、振り分けるという形になっているようですが、それが今回の状況の中でできない場合のことを考えておくべきではないかということ、そのことをもとに1番目の質問をしたいと思います。介護に特化した福祉避難所の造設はできないか。

次に、水俣市全体のことですけれども、市民の皆さんのことで3つ質問をします。

2番目は、感染症を伴う複合災害に対しての避難準備などについて、住民への周知をどうするのか。3、避難所運営を行う職員の感染症対策の研修などを行っているか。それから4番目なんですけれども、今回、感染予防のためパーテーションや段ボールベッドなどを用意したということなんですけれども、この機会に女性や各家庭のプライバシーの保護のために、このことにもぜひ目を向けていただけないかということで、市の見解をお聞かせいただきたいと思います。質問は4つです。

○議長（岩阪雅文君） 小林副市長。

○副市長（小林信也君） 藤本議員の2回目の御質問にお答えします。

まず、第1点目の介護が必要な方に特化した福祉避難所の造設はできないかとお尋ねでございました。先ほども答弁いたしましたとおり、避難所の造設ではなく、福祉避難所であるもやい館の未使用スペースを利用することで対応したいと考えております。

次に2点目の感染症に考慮した避難における避難事前準備などについての住民への周知はどうなっているのかとお尋ねでございます。

広報みなまた6月号と市ホームページに避難所での新型コロナウイルス感染症対策を掲載いたしました。また、7月号に再度詳しく掲載する予定です。さらに避難所開設時に防災行政無線でも感染症予防対策を周知する予定でございます。

3点目の避難所運営を行う職員の感染症対策の研修などは行っているかとお尋ねです。

5月22日に避難所担当職員に対しまして、現在の避難所運営マニュアルに加え、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた避難所開設運営方針をあわせて説明会を開催いたしました。今後、職員研修として新型コロナウイルス感染症対策に対応した避難所運営訓練を行う予定でございます。

4点目の今回の避難所の新型コロナウイルス感染症対策におきまして、プライバシー保護の方向に目を向けることは、今後の避難所対策に大変有効なものと思うが、市の見解はいかがかというお尋ねでございました。

今回、購入いたしますパーテーションやテントは、女性や家族のプライバシー保護のためにも活用でき、避難所の環境改善に資するものと考えております。以上でございます。

○議長（岩阪雅文君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 最後の質問です。大変前向きな回答を頂きました。危機管理課の皆さんを中心に、ぜひ取り組みを強化していただきたいと思いますが、今のプライバシーの問題なんですけれども、熊本地震のときに、これぐらいの女性に関するアンケートを見させていただきましたが、やはり避難所の中で残念なことに性被害に近いような事例があったということを知りました。見過ごされがちですけれども、女性や子どもにとっては心の傷へとなる問題だと考えておりますので、ぜひこの問題も今後改めているような形の感染症対策、複合災害の問題、弱者対策がございしますが、前向きに取り組んでいただけないかということで、これは質問にしたいと思います。

あとは、要望を若干申し上げます。

水俣に1人の感染者が出たらという想定が私は大切であると思います。介護される人、介護する方の感染予防と体制の想定、また避難行動支援者の名簿は更新され、災害時に漏れなく適用できるかということもございます。ぜひ水俣市民、あらゆる方々に行き届いた施策が必要であると思いますので、このコロナウイルスの被害を人と人の在り方を問うきっかけとして、心の通う

水俣になるよう力を合わせて頑張っていければと思います。質問は1つだけいたしました。

○議長（岩阪雅文君） 小林副市長。

○副市長（小林信也君） 藤本議員の3回目の御質問にお答えします。

プライバシーの保護に向けた避難所の充実についての市の考えをというお尋ねだったかと思えます。市といたしましては、引き続き避難所がより良好な環境となりますよう、環境改善に努めたいと考えております。以上でございます。

○議長（岩阪雅文君） 以上で藤本壽子議員の質問は終わりました。

この際、午後1時30分まで休憩します。

午前11時50分 休憩

午後1時30分 開議

○議長（岩阪雅文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、高岡朱美議員に許します。

（高岡朱美君登壇）

○高岡朱美君 日本共産党の高岡朱美でございます。会派を代表して質問いたします。

新型コロナウイルスによる未曾有の危機に世界中の人が苦しんでいます。その中であって、まずは命を救うために最前線に立っているのが医療従事者の皆さんです。医療機関、医療従事者を守らなければ、市民の命も守られません。そのような観点から、大変お忙しい中、坂本医療センター管理者に御出席をいただき、医療対策に重点を置いた以下の内容で質問させていただきます。

大項目1、医療崩壊を起こさないための新型コロナウイルス感染症対策について。

①、水俣・芦北地域で新型コロナウイルス感染者が増加した場合の公的病院の役割及び民間病院との役割分担はどのようなになっているか。

②、水俣市立総合医療センターでは、最大何人まで感染者の受け入れが可能か。また、感染者が急増した場合に、日常診療や一般手術にどのような影響があるか。

③、北九州市の例では、PCR検査が陽性だった人のうち半分近くが無症状だったという調査結果がある。このような人が別の病気で入院、手術などした場合、院内感染のリスクはあるか。

④、現在、PCR検査の必要性はどのような症状があったとき、誰が判断するのか。また、検体採取はどこで行い、どこの分析機関で判定され、1日最大何件まで検査可能か。また判定までに要する時間はどれくらいか。

⑤、新型コロナウイルス感染症発生後の総合医療センターの経営状況はどうなっているか。また、水俣・芦北管内の民間医療機関の状況についてどのように聞いているか。医療機関の減収に

対する現時点での国・県の支援策はどのようなものがあるか。

⑥、3月2日から学校が長期休校となったが、これにより総合医療センター職員にどのような影響があったか。

⑦、多くの専門家が、未知の感染症はこれからも繰り返し起きると予測している。そのような中、自治体病院の病床削減計画（地域医療構想）が進められている。それが実行されるとしたら、今回のような感染症への対応ができると思うか。

大項目2、休校下での子どもの居場所について。

①、3月2日の突然の全国一斉休校後、社会活動の継続と長期休校が同時並行することで、仕事を休めない家庭に大きな負担が生じた。これについて本市では休校決定前にどのような検討を行い、どう対処したか。

②、厚生省は学童クラブに対してどのような感染防止対策を要請しているか。またそれらは現場で徹底されていたと思うか。

大項目3、特別定額給付金の支給拡大について。

①、本市における年間出生者数はおよそ何人くらいか。

②、学年間の不平等解消、子育て支援のため、今年度出生した子に対して市独自で特別定額給付金を支給するお考えはないか。

大項目4、新型コロナウイルス感染症発生下における水俣病情報発信について。

①、語り部講話を主目的に水俣病資料館を訪れる団体客は例年何組あるか。今年度はどれくらい減る見込みか。

②、今後、来水せずに同等の講話を聞くことができるネットワーク環境を整備するお考えはないか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 高岡議員の御質問に順次お答えします。

まず、医療崩壊を起こさないための新型コロナウイルス感染症対策については病院事業管理者から、休校下での子どもの居場所については教育長から、特別定額給付金の支給拡大については私から、新型コロナウイルス感染症発生下における水俣病情報発信については福祉環境部長から、それぞれお答えします。

○議長（岩阪雅文君） 医療崩壊を起こさないための新型コロナウイルス感染症対策について答弁を求めます。

坂本病院事業管理者。

(病院事業管理者 坂本不出夫君登壇)

○病院事業管理者(坂本不出夫君) 初めに、医療崩壊を起こさないための新型コロナウイルス感染症対策について順次お答えします。

まず、水俣・芦北地域で新型コロナウイルス感染者が増加した場合の公的病院の役割及び民間病院との役割分担はどのようになっているかとの御質問にお答えします。

当院は、法律に規定される第二種感染症指定医療機関に指定されており、新型コロナウイルス感染者の受け入れを行う役割を担っております。また、水俣・芦北地域で感染者が増加した場合は、当院に入院中の一般の患者さんを民間病院が受け入れるなどの検討が行われています。

次に、水俣市立総合医療センターでは、最大何人まで感染者の受け入れが可能か。また感染者が急増した場合、日常診療や一般手術にどのような影響があるかとの御質問にお答えします。

まず、感染者の受け入れ数ですが、当院が第二種感染症指定医療機関ということから、感染症病床を4床保有しております。そのうち2床は、室内の空気を外に出さないように陰圧設備を備えております。この陰圧設備のある2床で中等症以下の新型コロナウイルス感染者に対応することとなります。また、感染者の発生状況によっては、1つの病棟を専用病棟とするなど対応が必要と考えております。

感染者が急増した場合の日常診療や一般手術につきましては、各診療科の業務継続計画に基づき、一部診療の停止や緊急性のない手術は延期するなどの影響が考えられますので、病棟での面会制限や来院者の玄関口での体温測定の実施など、院内感染防止に取り組んできたところです。

次に、北九州の例では、PCR検査が陽性だった人のうち半分近くが無症状だったという調査結果がある。このような人が別の病気で入院、手術などした場合、院内感染のリスクはあるのかとの御質問にお答えします。

当院としましても、この無症状感染者のことにつきましては、心配するところでございます。もし、無症状感染者がほかの病気で当院に入院した場合は、院内感染のリスクは非常に高くなると思います。当院では少しでもこのようなリスクをなくすために、入院時に新型コロナウイルス感染症に関する問診を行い、県外からの移動歴などを確認しております。また緊急手術の場合は、胸部レントゲン撮影を行い、肺炎症状がないか確認するなどの感染対策を実施しております。

次に、現在PCR検査の必要性はどのような症状があったとき、誰が判断するのか。また検体採取はどこで行い、どこの分析機関で判定され、1日最大何件まで検査可能か。また判定までに要する時間はどれくらいかとの御質問にお答えします。

まず、PCR検査の必要性はどのような症状があったときかにつきましては、発熱、呼吸器症状、その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス

ルス感染症を疑う症状があった場合に実施することとなっております。

検体採取の場所、分析機関、1日最大の検査可能数につきましては、県内の指定された医療機関で検体採取を行い、熊本県の保健環境科学研究所を初め県内公的機関など6か所で1日最大184件まで検査が可能と伺っております。

また、判定までに要する時間は、分析機関に検体到着後、数時間から1日程度かかると伺っております。

次に、新型コロナウイルス感染症発生後の総合医療センターの経営状況はどうなっているか。また、水俣・芦北管内の民間医療機関の状況についてどのように聞いているか。医療機関の減収に対する現時点での国・県の支援策はどのようなものがあるかとの御質問にお答えします。

当院の経営状況につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、厳しい状況にあると考えております。本年4月の実績を前年度と比較しますと、入院患者数が約16.8%、外来患者数が約13.8%の減となっております。収益においては入院収益が約9.9%、外来収益が約6.1%減少しており、1か月で約4,700万円の減収となっているところです。

また、水俣・芦北管内の民間医療機関の状況につきましては、水俣市芦北郡医師会にお尋ねしましたところ、現時点で調査等は実施していないが、各医療機関とも患者の受診抑制等により患者数が減少しており、1から2割程度の減収があるようだとのことでありました。

また、国・県の支援策につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により休業や事業を縮小した医療・福祉事業者の資金繰りを支援するための無利子・無担保等の危機対応融資の拡充の予算措置や、その融資を受けるまでの対策として審査支払機関から診療報酬等の一部概算前払いの制度等が創設されています。

次に、3月2日から学校が長期休校となったが、これにより総合医療センター職員にどのような影響があったかとの御質問にお答えします。

学校の休校に伴い、児童・生徒の世話をするために仕事を休んだ職員は31名となっております。今後、休校がさらに継続された場合に、休暇が必要な職員の人数を把握するため、院内職員全員に学校の休校に関するアンケートを実施した結果、48名から休暇が必要との回答があったところです。水俣・芦北地域で新型コロナウイルス感染者が多数発生した場合は、診療体制に影響が出ることが想定されますが、院内保育所の活用や他の病棟からの看護師の応援を図ることなどにより、診療体制への影響を最小限なものとしていきたいと考えております。

次に、多くの専門家が、未知の感染症はこれからも繰り返し起きると予想している。そのような中、自治体病院の病床削減計画（地域医療構想）が進められている。それが実行されるとしたら、今回のような感染症への対応ができると思うかとの御質問にお答えします。

地域医療構想については、地域医療構想に関するワーキンググループにおいて議論が重ねられ、

昨年9月に厚生労働省が再編・統合の議論の必要性がある医療機関名を公表し、本年1月に具体的対応方針の再検証等について通知が出されたところです。

なお当院は、今回の再編・統合の議論が必要となる医療機関には該当しておりませんが、先日、厚生労働大臣が地域医療構想を進めていく上で感染症対策の観点も十分に織り込みながら議論していく必要があるとの考えを示していることから、今後どう議論がなされていくかは、現時点では分かりません。しかし、今回の新型コロナウイルス感染症への対応については、現状の医療体制であっても、地域によっては医療従事者や病床が不足し、医療崩壊になりかねない状況を招いたように、再編・統合で病院そのものや病床が削減されていきますと、特に本市を含め全国の中小都市においては、今回のような感染症への対応は一層厳しいものになるのではないかと思います。

○議長（岩阪雅文君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 ボリュームのある御答弁ありがとうございました。2回目の質問をさせていただきます。

医療センターの年齢別退院患者数を見ますと、多い順で70代、80代、60代で、合わせますと2,540人と、高齢の方が圧倒的に多いですが、その次に多いのがゼロ歳から10歳未満の小児で、年間384人も退院されています。子育て世代にとっても高齢者にとっても、まさに命のとりでであり、よりどころであることを感じます。

加えて、水俣・芦北地域では唯一、新型コロナウイルス感染者を受け入れ、治療に当たる病院です。大きな責任を担っていただいていることに改めて敬意を表したいと存じます。

ただ、今度のウイルスはいつどこで増殖するか分からない怖さがあり、御答弁にありましたように、その影響は他の診療科を閉鎖に追い込み、手術も延期せざるを得なくなり、もしスタッフが感染すれば、その御家族を通じて学校や職場にも影響が及び、市内は大騒ぎになってしまう厄介な病気です。こういう事態だけは避けたいというのが病院管理者の方々はもちろん、全ての市民の願いだと思います。そこで、必ず来ると言われている第2波に備えて、どうやったら院内感染を防げるのかという問題に集中して質問させていただきます。

PCR検査で陽性でありながら無症状の人が他の病気で受診し入院することになった場合、院内感染が起きるリスクは非常に高いと述べられました。そうであるならば、入院前に全ての人にPCR検査をすることが、院内感染を防ぐ1つの方法ではないかと思います。しかし、お答えにあったように、今のPCR検査体制は、感染を疑わせるような症状がなければ、そもそも検査の対象にしないルールになっています。なぜなら御答弁いただいたように、熊本県全体で1日の検査数は184件が限界です。県下の病院が入院患者全てにPCR検査をするようになれば、とても追いつきません。しかし、それはあくまで全て国負担で行う行政検査に乗せた場合の話であって、

PCR検査は既に保険診療が認められています。

つまり、CTやMRIなどと同様に、独自で検査機器を購入し、独自の判断で検査をすることは不可能ではありません。地域医療を守るために有効な手段ではないかと思われませんが、この点いかがお考えでしょうか。まずこれが1点目の質問です。

また、検査方法も様々なものが出てまいりました。厚労省は6月2日から唾液によるPCR検査方法を認可いたしました。これは容器に唾液を採取して検査するため、医療従事者が飛沫を浴びるリスクがほとんどない画期的なものです。防護具はマスクと手袋だけでよく、しかも結果が出るのに最短で1時間ということです。精度もこれまでと大きく変わらないため、北海道、大阪、愛知、東京などが既に導入を決めています。大阪ではこれにより1日3,500件の検査が可能になると言っています。これなら大げさな検査センターを造らなくても、民間の各院所で検体採取をしてもらい、患者さんには結果が出るまで車内で待ってもらおうというようなことも可能で、指定検査機関の負担軽減にもつながってまいります。この検査方法に加えて、分析機があれば医療センター独自に検査を完結することは技術的にも可能ではないかと考えますが、導入するお考えがどうか伺います。質問は以上2点です。

○議長（岩阪雅文君） 坂本病院事業管理者。

○病院事業管理者（坂本不出夫君） 高岡議員の2回目の御質問にお答えします。

まず1点目は、独自に検査機器を導入し、入院を受け入れる前にPCR検査を実施することは、地域医療を守るために有効ではないかとの御質問ですが、議員御指摘のとおり、院内感染を防ぐことは医療崩壊を起こさないための対策として重要だと考えております。そのために入院する人全てにPCR検査を実施することは有効だと認識しております。ただ、PCR検査を実施するためには、ハードとソフトを両方そろえないといけません。検査機器に関しては、国の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用すれば、機器の導入は可能と思われませんが、ソフトである検査する人材の確保が課題として考えられます。

2点目は、唾液によるPCR検査の機器があれば独自に検査を実施することは技術的にも可能ではないかとの御質問ですが、唾液によるPCR検査であれば、確かに検体採取は容易となりますが、今申し上げましたように、検査を行う人材が必要であり、当院では不足しているのが現状です。また、検査の数を増やすには、それなりの人員も必要となり、検査する場所の確保や設備も整備も必要になると考えられます。このような課題を踏まえて、関係機関にも相談しながら、必要に応じてPCR検査を実施してまいりたいと考えております。

○議長（岩阪雅文君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 今、検査人員の不足や場所の確保の問題はあるが、実施すること自体は、院内感染防止のために有効というふうにおっしゃられました。先日医師会のほうにもヒアリングをさせて

いただきましたけれども、PCR検査の数を増やす必要性を強調しておられました。関係機関と相談していくとのことでしたが、検査人員の問題などもぜひ医師会などと連携して解決できないか検討していただきたいと思います。

院内感染を起こせば、まずは人命に大きく関わりますが、経済的にも多大な損失を招きます。先ほど4月の減収分は4,700万とのことでした。東京のある病院は、医療センターとほぼ同規模の300床の病院ですが、18名のコロナ患者を受け入れ、最前線でへとへとになりながら治療に当たったにも関わらず、1億円の減収になったそうです。それでも、今の国の支援は無利子の貸付ぐらいしかないのが現状です。民間の病院でも減収が続いている中、市内に感染者が出れば、さらに受診抑制が強まり、経営危機に陥るところも出てくるかもしれません。安心して医療を受けられる環境は住民にとって最も大事なことです。ぜひ病院、自治体、地元医師会一丸となって医療崩壊を防ぐあらゆる対策を取っていただきたいという思いから、独自のPCR検査機能の導入についてはぜひ実施する方向で進めていただきたいことを要望いたします。

また、地域医療構想の見直しについて触れていただきました。医師会でも今の医療体制というのは、人間的にも施設のにもぎりぎりの状態に置かれていて、今回のような事態が起こったときには、あっという間に崩壊するということがよく分かったとおっしゃられていました。何でも効率第一で進めていくと危機に対応ができない。どんな分野でも余裕が必要なのだと思います。坂本管理者におかれましては、そういうお立場からこの問題には一貫して疑問を呈していただいていたと思っております。今回多くの方が共通認識のもとで見直しが進められていくことを歓迎いたしております。今後ともぜひこの地域の医療を守るために御発言いただきますとともに、議会としても今回意見書を上げる準備をしております。力を合わせていけたらと思っております。

最後に、学校の休校に伴って仕事を休んだ職員が31人おられたということについて、院内保育所の活用などで影響を最小限にするという御答弁がありました。私、これは院内で解決するような問題ではないと考えております。これについては、次の項目の中で触れさせていただきます。

坂本先生初め、病院職員の皆様には大変お忙しい中ありがとうございました。以上で、医療センターへの質問を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 次に、休校下での子どもの居場所について答弁を求めます。

小島教育長。

（教育長 小島泰治君登壇）

○教育長（小島泰治君） 次に、休校下での子どもの居場所について順次お答えします。

まず本市では、休校決定前にどのような検討を行い、どう対処したかとの御質問にお答えします。

一斉休校に当たり、やむを得ない事情により自宅で過ごすことが困難な子どもの居場所づくり

について、教育総務課と福祉課で早急に情報共有を行い、各学童クラブや児童館等の動向確認、学童クラブと学校との連携などの検討を行いました。

検討に当たっては、感染拡大防止を考慮しつつ、子どもの居場所も確保しなければならないことから、各学童クラブや児童館では、少人数での受け入れとしたほか、学校においては学童クラブへの学校の運動場や図書館の開放、また個別の事情がある場合について、学校において子どもを預かるなどの取り組みも行ったところです。

次に、厚労省は学童クラブに対してどのような感染防止対策を要請しているか、またそれらは現場で徹底されていたと思うかとの御質問にお答えします。

厚生労働省からは、3月11日発出の問答において、新型コロナウイルス感染症の予防のために注意すべきことはあるかとの問いに対し、まずは一般的な感染症対策や健康管理を心掛けてください。最も重要な対策は手洗い等により手指を清潔に保つことです。具体的には石けんを用いた流水による手洗いや手指消毒用アルコールによる消毒などを行ってください。また、新型コロナウイルス感染症対策として、手が触れる机やドアノブなど物の表面には、消毒用アルコールのほか次亜塩素酸ナトリウムによる消毒が有効です。定期的な換気も併せて行ってください。特に行事等により室内で多くの子どもたちが集まる場合には、小まめな換気が重要であると回答しており、放課後児童クラブ等における感染予防に取り組んでいただくよう要請が 있습니다。

水俣市内の各学童クラブにおかれましても、可能な限り感染防止のために、これらの事項について取り組んでおられたものと認識しております。

○議長（岩阪雅文君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 2月29日に安倍首相の緊急会見があり、3月2日から休校宣言が出されました。学校は一時再開されたものの、再び休校、結果的に3か月間お休みとなりました。準備期間を置かず、突然学校の閉鎖だけが決まり、校長会は朝令暮改の対応をせざるを得ず、大混乱だったと聞いております。中でもこの判断によって一番あおりを受けたのは、共働きやひとり親家庭の親御さんと子どもたちではなかったかと思えます。こういう御家庭の保育をどうするかについて、2月28日に厚労省から事務連絡が出されており、学童を開所してもらうこと、ただし感染防止対策をしっかりとすること、人的確保の面からは、学校教員が学童の業務に携わることは可能で、また学校施設の開放など柔軟に対処するように指示されています。これに沿って、教育委員会と福祉課で学童クラブに朝から開所を要請するなど調整に走り回られていたと思いますが、学童クラブの中には、もともと指導員の数がぎりぎり、狭い空間で密にならざるを得ないところもあり、先ほど紹介された指示どおりの感染防止対策が取りにくいことに大きな負担を感じておられるところがありました。

また、こういう空間に子どもを置いておくことを心配された保護者が、無理して仕事を休むケー

スもあったようです。朝から夕方まで子どもの相手をするのは大変な重労働です。その上、感染対策が求められる。休校が延期、再延期となる中で、ついに限界が来て完全に閉鎖してしまったところが出ました。その影響が、先ほど医療センターの答弁にあった31人の職員が休む事態に及んだと考えられます。

教育委員会からは、学校が個別の事情に対応したという御答弁もありましたが、結果的には学童が疲弊してしまった。また、その際、保護者に学校も学童以外の選択肢だというメッセージが積極的に伝わっていたのかも疑問に残っております。国の無計画な休校措置や補償なしの自粛要請、また未知のウイルスに対する恐怖もあり、とにかく現場で矛盾が噴出していた状態でしたから、関係者を責めるつもりは全くないのですが、大切なのは、これまでの経験を踏まえて、今後どのような対応を取るかだと思います。

5月末には北九州でクラスターが発生し、一部で休校措置が取られました。同じことが起きないとは限りません。医療や介護、保育園、生活物資の配送など、社会活動が止まらない限りは仕事を休めない人は必ずいます。このような御家庭の子どもを安全に預かり、安心して仕事をしてもらうための体制が必要と考えます。今の時点でどう考えておられるのかお尋ねしたいと思います。質問は1点だけです。

○議長（岩阪雅文君） 一期崎福祉環境部長。

休憩します。

午後 2 時 02 分 休憩

午後 2 時 03 分 開議

○議長（岩阪雅文君） 再開します。

○福祉環境部長（一期崎 充君） 高岡議員の 2 回目の御質問にお答えします。

学童クラブ等の対応について、今の時点でどう考えているのかという質問だったと思います。学童クラブは学校と同様に、3つの密を防ぐのが難しく、クラスターと呼ばれる感染者の集団が発生するなどのリスクに対して、完全な対応が難しい状況にあります。このため、学童クラブを活用するに当たっては、御家庭での保育等がどうしても難しい家庭に限定せざるを得ない状況にあり、まずは、各御家庭におかれましての保育等呼びかけていく必要があると考えております。

その上で、医療機関や介護施設など休みが取りにくいと考えられる職場へ勤める保護者のほか、やむを得ないケースの場合のみ学童クラブを御利用いただきたいと思いますと考えておりますが、より安全に安心して預けていただく策につきましては、引き続き教育委員会と連携して取り組んでいきたいと考えております。

○議長（岩阪雅文君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 ただいまの答弁で、学童保育という環境は完全なリスク対応が難しいというふうにおっしゃっていたんですけど、だからこそ学童だけに負担がかからないための今後の対応策をどう考えているのかお聞きしたつもりだったんですけども、非常に抽象的な御回答でした。医療機関と介護施設などどうしてもやむを得ないケースのみに利用していただきたいというふうにもおっしゃりましたが、実際には休めない仕事というのはほかにもいろいろあります。市役所も部署によってはその1つなんではないでしょうか。ですから、そういう方が預けてはいけないのではないかと遠慮して、家で子どもだけで留守番させるというようなことがないように、まずは学童、それが駄目なら学校という順番をつけるのではなくて、最初から学校、学童、こどもセンターが責任を分担して、利用希望者が全員安心して預けられる環境をつくる必要があるのではないのでしょうか。次に突然閉校措置が取られるような場合には、学童が疲弊をすることがないように、ぜひ前もって体制を取っていただく、このことを強く求めて質問を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 次に、特別定額給付金の支給拡大について、答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 次に、特別定額給付金の支給拡大について順次お答えいたします。

まず、本市における年間出生者数はおよそ何人くらいかとの御質問にお答えします。

平成31年1月から令和元年12月までの出生数は140人です。

次に、学年間の不平等解消、子育て支援のため、今年度出生した子に対し、市独自で特別定額給付金を支給するお考えはないかとの御質問にお答えします。

今回のコロナウイルス対策に係る国の特別定額給付金は、コロナウイルス感染症拡大防止に向けて影響のあった時期を設定し、国が支給したものでありますが、本市におきましては、現在のところ基準日以降に生まれた児童に対する独自支給等の予定はございません。

なお、本市では子育てに係る経済的な負担軽減を図るため、出生した子どもの保護者や養育者に、水俣市子ども子育て支援金として、子ども1人につき3万円を独自に給付しております。

○議長（岩阪雅文君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 年間出生者数が140人、1人10万円配りますと1,400万円の事業なんですけれども、やる予定はないというお答えでした。

県内では、山鹿市がいち早く発表して、ほかにも岩手県久慈市とか愛知県大府市、全国で今、30自治体ぐらいがそういう措置をするように報道されております。コロナの大変なときに、同じように子育てをしている方を1日違いで明暗が分かれる、こういう不平等をなくして応援してこうというふうな温かい私は支援だというふうに思ったんですけども、これについては、市長の判断でしないということですので、質問は終わらせていただきます。

○議長（岩阪雅文君） 次に、新型コロナウイルス感染症発生下における水俣病情報発信について答弁を求めます。

一期崎福祉環境部長。

（福祉環境部長 一期崎 充君登壇）

○福祉環境部長（一期崎 充君） 次に、新型コロナウイルス感染症発生下における水俣病情報発信について、順次お答えいたします。

まず、語り部講話を主目的に水俣病資料館を訪れる団体客は例年何組あるか。今年度はどのくらい減る見込みかとの御質問にお答えいたします。

語り部講話を聴講される団体数は、平成30年度が489団体、令和元年度が464団体となっております。

今年度の語り部講話につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として、令和2年3月2日から5月11日までを休館としており、5月12日から開館いたしましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、一度も語り部講話を実施しておりません。

新型コロナウイルス感染症は現在も警戒が必要な状況であり、このような状況が続く場合、今年度の語り部講話を聴講する団体数は、大きく減少すると思います。

次に、今後、来水せずに同等の講話を聞くことができるネットワーク環境を整備する考えはないかとの御質問にお答えします。

水俣病資料館の運営方針としましては、御来館いただき、展示を見学し、講話を聴講することを原則としております。

また、再生した現在の水俣を見ていただきたいという思いもありますので、できるだけ来水いただきたいと考えております。

オンラインを利用した講話につきましては、まずは語り部の皆さんの御意見を伺いたいと考えております。

○議長（岩阪雅文君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 イエス、ノーどちらかなと思ってたんですけど、今のところまだどちらも、今から検討するという形だったのかなと思います。

そもその方針をおっしゃったんですけども、私は水俣病資料館の役割というのは、お客さんを呼ぶことが主眼ではなくて、1人でも多くの人に発信することだというふうに思っております。もちろん来ていただくことが一番じかに伝わるとは思いますけれども、それができないときにどうやったら発信できるのかを考えるのが使命ではないでしょうか。やろうと思えば様々なツールがある時代で、そのツールを使って語り部講話をオンラインで行うことは十分可能ですし、そういうプログラムを選択肢として準備することで、これまで対象にならなかった遠方の学校な

ども講話を聞いてもらうことができ、新規開拓につながる可能性も出てまいります。その中で、水俣の今の魅力をうまく伝えれば、将来訪問していただく種をまくことにもなります。その辺、ぜひ十分検討していただいて、中身次第では本当に次の顧客、新しい顧客につながっていくということも考えていただいて、ぜひ積極的に検討していただきたいと思います。

質問を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 以上で、高岡朱美議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終わり、今期定例会の一般質問を終結します。

この際、15分間休憩します。

午後 2 時12分 休憩

午後 2 時21分 開議

○議長（岩阪雅文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから提出議案の質疑に入ります。

日程第 2 議第41号 専決処分の報告及び承認について

専第 3 号 水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩阪雅文君） 日程第 2、議第41号専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認めます。

日程第 3 議第42号 専決処分の報告及び承認について

専第 4 号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩阪雅文君） 日程第 3、議第42号専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認めます。

日程第 4 議第43号 専決処分の報告及び承認について

専第 5 号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩阪雅文君） 日程第4、議第43号専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認めます。

日程第5 議第44号 専決処分の報告及び承認について

専第6号 水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩阪雅文君） 日程第5、議第44号専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認めます。

日程第6 議第45号 専決処分の報告及び承認について

専第7号 令和元年度水俣市一般会計補正予算（第10号）

○議長（岩阪雅文君） 日程第6、議第45号専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認めます。

日程第7 議第46号 専決処分の報告及び承認について

専第8号 令和2年度水俣市一般会計補正予算（第2号）

○議長（岩阪雅文君） 日程第7、議第46号専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認めます。

日程第8 議第47号 専決処分の報告及び承認について

専第9号 水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩阪雅文君） 日程第8、議第47号専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認めます。

日程第9 議第48号 専決処分の報告及び承認について

専第10号 令和2年度水俣市一般会計補正予算（第3号）

○議長（岩阪雅文君） 日程第9、議第48号専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認めます。

日程第10 議第49号 専決処分の報告及び承認について

専第11号 令和2年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（岩阪雅文君） 日程第10、議第49号専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認めます。

日程第11 議第50号 専決処分の報告及び承認について

専第12号 水俣市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩阪雅文君） 日程第11、議第50号専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認めます。

日程第12 議第51号 水俣市地域振興基金条例を廃止する条例の制定について

○議長（岩阪雅文君） 日程第12、議第51号水俣市地域振興基金条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認めます。

日程第13 議第52条 水俣市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩阪雅文君） 日程第13、議第52号水俣市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認めます。

日程第14 議第53号 水俣市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩阪雅文君） 日程第14、議第53号水俣市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認めます。

日程第15 議第54号 水俣市湯の鶴温泉保健センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩阪雅文君） 日程第15、議第54号水俣市湯の鶴温泉保健センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認めます。

日程第16 議第55号 水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩阪雅文君） 日程第16、議第55号水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認めます。

日程第17 議第56号 水俣市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩阪雅文君） 日程第17、議第56号水俣市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 質疑なしと認めます。

日程第18 議第57号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(岩阪雅文君) 日程第18、議第57号水俣市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 質疑なしと認めます。

日程第19 議第58号 令和2年度水俣市一般会計補正予算(第4号)

○議長(岩阪雅文君) 日程第19、議第58号令和2年度水俣市一般会計補正予算第4号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 質疑なしと認めます。

日程第20 議第59号 令和2年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

○議長(岩阪雅文君) 日程第20、議第59号令和2年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第2号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 質疑なしと認めます。

日程第21 議第60号 令和2年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

○議長(岩阪雅文君) 日程第21、議第60号令和2年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第1号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 質疑なしと認めます。

日程第22 議第61号 令和2年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第1号)

○議長（岩阪雅文君） 日程第22、議第61号令和2年度水俣市介護保険特別会計補正予算第1号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認めます。

日程第23 議第62号 令和2年度水俣市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（岩阪雅文君） 日程第23、議第62号令和2年度水俣市公共下水道事業会計補正予算第1号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認めます。

日程第24 議第63号 工事請負契約の締結について

○議長（岩阪雅文君） 日程第24、議第63号工事請負契約の締結についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認めます。

日程第25 議第64号 市道の路線廃止について

○議長（岩阪雅文君） 日程第25、議第64号市道の路線廃止についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認めます。

日程第26 議第65号 市道の路線認定について

○議長（岩阪雅文君） 日程第26、議第65号市道の路線認定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認めます。

日程第27 議第66号 令和2年度水俣市一般会計補正予算（第5号）

- 日程第28 議第67号 工事請負契約の締結について
- 日程第29 議第68号 農業委員会委員の少なくとも4分の1を認定農業者等又はこれらに準ずる者
とすることに関する同意について
- 日程第30 議第69号 農業委員会委員の任命について
- 日程第31 議第70号 農業委員会委員の任命について
- 日程第32 議第71号 農業委員会委員の任命について
- 日程第33 議第72号 農業委員会委員の任命について
- 日程第34 議第73号 農業委員会委員の任命について
- 日程第35 議第74号 農業委員会委員の任命について
- 日程第36 議第75号 農業委員会委員の任命について
- 日程第37 議第76号 農業委員会委員の任命について
- 日程第38 議第77号 農業委員会委員の任命について
- 日程第39 議第78号 農業委員会委員の任命について
- 日程第40 議第79号 農業委員会委員の任命について
- 日程第41 議第80号 農業委員会委員の任命について
- 日程第42 議第81号 農業委員会委員の任命について
- 日程第43 議第82号 農業委員会委員の任命について

○議長（岩阪雅文君） 日程第27、議第66号令和2年度水俣市一般会計補正予算第5号から、日程第43、議第82号農業委員会委員の任命についてまで、17件を一括して議題とします。

議第66号

令和2年度水俣市一般会計補正予算（第5号）

令和2年度水俣市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ129,603千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19,885,306千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年6月15日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算補正（第5号）

歳入

（単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
13 国庫支出金		4,810,943	86,829	4,897,772
	2 国庫補助金	2,958,650	86,829	3,045,479

18 繰越金		1	42,774	42,775
	1 繰越金	1	42,774	42,775
補正されなかった款に係る額		14,944,759		14,944,759
歳 入 合 計		19,755,703	129,603	19,885,306

歳 出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1 議会費		149,947	△2,280	147,667
	1 議会費	149,947	△2,280	147,667
3 民生費		5,598,185	34,890	5,633,075
	2 児童福祉費	1,917,214	34,890	1,952,104
9 教育費		1,134,074	96,993	1,231,067
	1 教育総務費	179,909	95,937	275,846
	3 中学校費	82,907	1,056	83,963
補正されなかった款に係る額		12,873,497		12,873,497
歳 出 合 計		19,755,703	129,603	19,885,306

議第67号

工事請負契約の締結について

水俣市文化会館外壁等改修工事について、次のように請負契約を締結することとする。

令和2年6月15日提出

水俣市長 高岡利治

- 1 工 事 名 水俣市文化会館外壁等改修工事
- 2 工 事 内 容 防水改修工事、外壁改修工事、建具改修工事等
- 3 工 事 場 所 水俣市牧ノ内8-1地内
- 4 契 約 金 額 165,000,000円
- 5 契約の相手方 熊本県水俣市洗切町14番1号
坂口・坂田特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社 坂口組
代表取締役 坂口 俊一

(提案理由)

水俣市文化会館外壁等改修工事請負契約の締結について、水俣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案のように提案するものである。

議第68号

農業委員会委員の少なくとも4分の1を認定農業者等又はこれらに準ずる者とすることに 関する同意について

農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号）第2条第2号の規定に基づき、本市の農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を少なくとも4分の1としたいので、市議会の同意を求める。

令和2年6月15日提出

水俣市長 高岡利治

(提案理由)

農業委員会等に関する法律第8条第5項の規定により、農業委員会委員の過半数を認定農業者等が占めるように

する必要があるが、認定農業者等が農業委員会委員の過半数に達しないため、同法同条同項ただし書及び農業委員会等に関する法律施行規則第2条第2号の規定により、委員の少なくとも4分の1を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするについて、市議会の同意を得る必要があるため提案するものである。

議第69号

農業委員会委員の任命について

本市の農業委員会の委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、市議会の同意を求めらる。

令和2年6月15日提出

水俣市長 高岡利治

住 所 水俣市古城1丁目2番6号

氏 名 松田 時義

生年月日 昭和19年3月17日

（提案理由）

本市の農業委員会委員として、本案のように任命しようとするものである。

議第70号

農業委員会委員の任命について

本市の農業委員会の委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、市議会の同意を求めらる。

令和2年6月15日提出

水俣市長 高岡利治

住 所 水俣市丸島町2丁目13番11号

氏 名 坂本 隆司

生年月日 昭和27年10月16日

（提案理由）

本市の農業委員会委員として、本案のように任命しようとするものである。

議第71号

農業委員会委員の任命について

本市の農業委員会の委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、市議会の同意を求めらる。

令和2年6月15日提出

水俣市長 高岡利治

住 所 水俣市南福寺8番61号

氏 名 稲田 祐市

生年月日 昭和33年9月22日

（提案理由）

本市の農業委員会委員として、本案のように任命しようとするものである。

議第72号

農業委員会委員の任命について

本市の農業委員会の委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、市議会の同意を求める。

令和2年6月15日提出

水俣市長 高岡利治

住 所 水俣市古賀町1丁目3番21号

氏 名 廣島 康雄

生年月日 昭和29年1月12日

（提案理由）

本市の農業委員会委員として、本案のように任命しようとするものである。

議第73号

農業委員会委員の任命について

本市の農業委員会の委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、市議会の同意を求める。

令和2年6月15日提出

水俣市長 高岡利治

住 所 水俣市袋1842番地

氏 名 元村 善二

生年月日 昭和21年7月25日

（提案理由）

本市の農業委員会委員として、本案のように任命しようとするものである。

議第74号

農業委員会委員の任命について

本市の農業委員会の委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、市議会の同意を求める。

令和2年6月15日提出

水俣市長 高岡利治

住 所 水俣市袋2975番地

氏 名 田畑 和雄

生年月日 昭和28年9月22日

（提案理由）

本市の農業委員会委員として、本案のように任命しようとするものである。

議第75号

農業委員会委員の任命について

本市の農業委員会の委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、市議会の同意を求める。

令和2年6月15日提出

水俣市長 高岡利治

住 所 水俣市月浦269番地5

氏 名 金田一 充章

生年月日 昭和32年4月5日

（提案理由）

本市の農業委員会委員として、本案のように任命しようとするものである。

議第76号

農業委員会委員の任命について

本市の農業委員会の委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、市議会の同意を求める。

令和2年6月15日提出

水俣市長 高岡利治

住 所 水俣市湯出1325番地

氏 名 戸次 治夫

生年月日 昭和31年5月9日

（提案理由）

本市の農業委員会委員として、本案のように任命しようとするものである。

議第77号

農業委員会委員の任命について

本市の農業委員会の委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、市議会の同意を求める。

令和2年6月15日提出

水俣市長 高岡利治

住 所 水俣市長崎942番地

氏 名 淵上 正嗣

生年月日 昭和26年7月19日

（提案理由）

本市の農業委員会委員として、本案のように任命しようとするものである。

議第78号

農業委員会委員の任命について

本市の農業委員会の委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、市議会の同意を求める。

令和2年6月15日提出

水俣市長 高岡利治

住 所 水俣市深川1492番地
氏 名 森口 信二
生年月日 昭和20年12月 6 日

(提案理由)

本市の農業委員会委員として、本案のように任命しようとするものである。

議第79号

農業委員会委員の任命について

本市の農業委員会の委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、市議会の同意を求める。

令和2年6月15日提出

水俣市長 高岡利治

住 所 水俣市市渡瀬1199番地2
氏 名 前田 仁
生年月日 昭和29年4月27日

(提案理由)

本市の農業委員会委員として、本案のように任命しようとするものである。

議第80号

農業委員会委員の任命について

本市の農業委員会の委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、市議会の同意を求める。

令和2年6月15日提出

水俣市長 高岡利治

住 所 水俣市葛渡548番地
氏 名 松本 公昭
生年月日 昭和26年11月19日

(提案理由)

本市の農業委員会委員として、本案のように任命しようとするものである。

議第81号

農業委員会委員の任命について

本市の農業委員会の委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、市議会の同意を求める。

令和2年6月15日提出

水俣市長 高岡利治

住 所 水俣市大川742番地3
氏 名 中村 清治

生年月日 昭和30年2月22日

(提案理由)

本市の農業委員会委員として、本案のように任命しようとするものである。

議第82号

農業委員会委員の任命について

本市の農業委員会の委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、市議会の同意を求める。

令和2年6月15日提出

水俣市長 高岡利治

住 所 水俣市越小場726番地

氏 名 山澤 親徳

生年月日 昭和20年8月28日

(提案理由)

本市の農業委員会委員として、本案のように任命しようとするものである。

○議長（岩阪雅文君） 提案理由の説明を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 本定例市議会に追加提案いたしました議案につきまして、順次、提案理由を御説明申し上げます。

まず、議第66号令和2年度水俣市一般会計補正予算第5号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億2,960万3,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ198億8,530万6,000円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、第1款議会費に、政務活動費交付金を、第3款民生費に、ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業を、第9款教育費に、公立小中学校ICT整備事業などを計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第13款国庫支出金、第18款繰越金をもって調整いたしております。

次に、議第67号工事請負契約の締結について申し上げます。

本案は、水俣市文化会館外壁等改修工事請負契約の締結について、水俣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案のように提案するものであります。

令和2年6月2日に条件付一般競争入札を実施し、契約金額1億6,500万円で坂口・坂田特定建

設工事共同企業体との工事請負の仮契約を締結いたしております。

次に、議第68号農業委員会委員の少なくとも4分の1を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするに関する同意について申し上げます。

農業委員会等に関する法律第8条第5項の規定により、農業委員会委員の過半数を認定農業者等が占めるようにする必要がありますが、認定農業者等が過半数に達しないため、同法同条同項ただし書及び農業委員会等に関する法律施行規則第2条第2号の規定により、本市の農業委員会委員の少なくとも4分の1を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするため、市議会の同意を得ようとするものであります。

次に、議第69号農業委員会委員の任命について申し上げます。農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、水俣市古城に在住する松田時義氏を農業委員会の委員として任命いたしたく御提案申し上げる次第であります。

松田時義氏は昭和19年3月17日生まれの76歳で、長年にわたり農業に従事されています。

平成20年7月20日から農業委員として活動され、農業に関する高い識見、豊富な知識及び経験を有していることから、農業委員会の所掌事務を適切に行うことができる適任者と考えます。

次に、議第70号農業委員会委員の任命について申し上げます。農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、水俣市丸島町に在住する坂本隆司氏を農業委員会の委員として任命いたしたく御提案申し上げる次第であります。

坂本隆司氏は昭和27年10月16日生まれの67歳で、長年にわたり農業に従事されています。以前は認定農業者であったため、認定農業者に準ずる者となります。

平成21年12月15日から平成28年3月30日までの期間と、平成29年7月20日から農業委員として活動され、農業に関する高い識見、豊富な知識及び経験を有していることから、農業委員会の所掌事務を適切に行うことができる適任者と考えます。

次に、議第71号農業委員会委員の任命について申し上げます。農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、水俣市南福寺に在住する稲田祐市氏を農業委員会の委員として任命いたしたく御提案申し上げる次第であります。

稲田祐市氏は昭和33年9月22日生まれの61歳で、農業に従事されていることから、農業委員会の所掌事務を適切に行うことができる適任者と考えます。

次に、議第72号農業委員会委員の任命について申し上げます。農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、水俣市古賀町に在住する廣島康雄氏を農業委員会の委員として任命いたしたく御提案申し上げる次第であります。

廣島康雄氏は、昭和29年1月12日生まれの66歳で、市内の建設会社の代表取締役を務め、平成29年7月20日から農業委員として活動されています。これまで農業はされておらず、農業に関し

て利害関係を有していないことから、農業委員会等に関する法律第8条第6項に規定する中立委員として、農業委員会の所掌事務を適切に行うことができる適任者と考えます。

次に、議第73号農業委員会委員の任命について申し上げます。農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、水俣市袋に在住する元村善二氏を農業委員会の委員として任命いたしたく御提案申し上げる次第であります。

元村善二氏は昭和21年7月25日生まれの73歳で、長年にわたり農業に従事され、認定農業者として活動されています。

平成20年7月20日から農業委員として活動され、農業に関する高い識見、豊富な知識及び経験を有していることから、農業委員会の所掌事務を適切に行うことができる適任者と考えます。

次に、議第74号農業委員会委員の任命について申し上げます。農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、水俣市袋に在住する田畑和雄氏を農業委員会の委員として任命いたしたく御提案申し上げる次第であります。

田畑和雄氏は昭和28年9月22日生まれの66歳で、長年にわたり農業に従事され、認定農業者である法人の代表取締役を務め、認定農業者として活動され、指導農業士として若手農業者の育成等にも取り組んでおられます。

平成29年7月20日から農業委員として活動され、農業に関する高い識見、豊富な知識及び経験を有していることから、農業委員会の所掌事務を適切に行うことができる適任者と考えます。

次に、議第75号農業委員会委員の任命について申し上げます。農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、水俣市月浦に在住する金田一充章氏を農業委員会の委員として任命いたしたく御提案申し上げる次第であります。

金田一充章氏は、昭和32年4月5日生まれの63歳で、長年にわたり農業に従事され、農業に関する高い識見、豊富な知識及び経験を有していることから、農業委員会の所掌事務を適切に行うことができる適任者と考えます。

次に、議第76号農業委員会委員の任命について申し上げます。農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、水俣市湯出に在住する戸次治夫氏を農業委員会の委員として任命いたしたく御提案申し上げる次第であります。

戸次治夫氏は、昭和31年5月9日生まれの64歳で、長年にわたり兼業で農業に従事されています。

平成26年7月20日から農業委員として活動され、農業に関する高い識見、豊富な知識及び経験を有していることから、農業委員会の所掌事務を適切に行うことができる適任者と考えます。

次に、議第77号農業委員会委員の任命について申し上げます。農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、水俣市長崎に在住する瀧上正嗣氏を農業委員会の委員として任命いた

したく御提案申し上げる次第であります。

淵上正嗣氏は、昭和26年7月19日生まれの68歳で、長年にわたり農業に従事されています。

農業に関する高い識見、豊富な知識及び経験を有していることから、農業委員会の所掌事務を適切に行うことができる適任者と考えます。

次に、議第78号農業委員会委員の任命について申し上げます。農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、水俣市深川に在住する森口信二氏を農業委員会の委員として任命いたしたく御提案申し上げる次第であります。

森口信二氏は昭和20年12月6日生まれの74歳で、長年にわたり農業に従事されています。

平成23年7月20日から農業委員として活動され、農業に関する高い識見、豊富な知識及び経験を有していることから、農業委員会の所掌事務を適切に行うことができる適任者と考えます。

次に、議第79号農業委員会委員の任命について申し上げます。農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、水俣市市渡瀬に在住する前田仁氏を農業委員会の委員として任命いたしたく御提案申し上げる次第であります。

前田仁氏は、昭和29年4月27日生まれの66歳で、長年にわたり農業に従事され、本市の農業の振興に関する計画において位置付けられた中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者であるため、認定農業者に準ずる者となります。

平成29年7月20日から農地利用最適化推進委員として活動され、農業に関する高い識見、豊富な知識及び経験を有していることから、農業委員会の所掌事務を適切に行うことができる適任者と考えます。

次に、議第80号農業委員会委員の任命について申し上げます。農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、水俣市葛渡に在住する松本公昭氏を農業委員会の委員として任命いたしたく御提案申し上げる次第であります。

松本公昭氏は、昭和26年11月19日生まれの68歳で、長年にわたり農業に従事されています。

平成20年7月20日から農業委員として活動され、農業に関する高い識見、豊富な知識及び経験を有していることから、農業委員会の所掌事務を適切に行うことができる適任者と考えます。

次に、議第81号農業委員会委員の任命について申し上げます。農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、水俣市大川に在住する中村清治氏を農業委員会の委員として任命いたしたく御提案申し上げる次第であります。

中村清治氏は、昭和30年2月22日生まれの65歳で、長年にわたり農業に従事され、本市の農業の振興に関する計画において位置付けられた中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者であるため、認定農業者に準ずる者となります。

平成26年7月20日から農業委員として活動され、農業に関する高い識見、豊富な知識及び経験

を有していることから、農業委員会の所掌事務を適切に行うことができる適任者と考えます。

次に、議第82号農業委員会委員の任命について申し上げます。農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、水俣市越小場に在住する山澤親徳氏を農業委員会の委員として任命いたしたく御提案申し上げる次第であります。

山澤親徳氏は、昭和20年8月28日生まれの74歳で、長年にわたり農業に従事され、認定農業者として活動されています。

平成20年7月20日から農業委員として活動され、農業に関する高い識見、豊富な知識及び経験を有していることから、農業委員会の所掌事務を適切に行うことができる適任者と考えます。

以上、14名のうち、認定農業者が3名、認定農業者に準ずる者が3名であり、議第68号で提案いたしました少なくとも4分の1の基準を満たすものであります。

なお、任期につきましては、令和2年7月20日から3年間です。

以上、本定例市議会に追加提案いたしました議第66号から議第82号までについて、提案理由を御説明申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御可決、御同意くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（岩阪雅文君） 提案理由の説明は終わりました。

この際、提出議案調査のためしばらく休憩します。

午後2時42分 休憩

午後2時42分 開議

○議長（岩阪雅文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、先ほど市長から提案理由の説明がありました議案の質疑に入ります。

議第66号令和2年度水俣市一般会計補正予算第5号から、議第82号農業委員会委員の任命についてまで、本17件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま質疑を終わりました議案のうち、議第41号から議第67号は、議席に配布の議事日程記載のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

なお、議第68号の議決案件、議第69号から議第82号までの人事案14件は、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 異議なしと認めます。

したがって、議第68号から、議第82号までの15件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

○議長（岩阪雅文君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、19日午前10時から開き、議案の採決を行います。

討論の通告は、18日正午までに通告願います。

本日はこれで散会します。

午後 2 時44分 散会

令和2年6月19日

令和2年6月第3回水俣市議会定例会会議録

(第3号)

表 決

令和2年6月第3回水俣市議会定例会会議録（第3号）

令和2年6月19日（金曜日）

午前10時6分 開議

午前10時58分 閉会

（出席議員） 16人

岩 阪 雅 文 君	田 中 睦 君	平 岡 朱 君
高 岡 朱 美 君	瀨 上 茂 樹 君	木 戸 理 江 君
小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君	杉 迫 一 樹 君
藤 本 壽 子 君	岩 村 龍 男 君	田 口 憲 雄 君
谷 口 明 弘 君	真 野 頼 隆 君	牧 下 恭 之 君
松 本 和 幸 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長（坂 本 禎 一 君）	主 幹（関 洋 一 君）
議 事 係 長（中 村 亮 彦 君）	参 事（前 垣 由 紀 君）
主 事（岩 本 伊 代 君）	

（説明のため出席した者） 14人

市 長（高 岡 利 治 君）	副 市 長（小 林 信 也 君）
総務企画部長（堀 内 敏 彦 君）	福祉環境部長（一期崎 充 君）
産業建設部長（城 山 浩 和 君）	教 育 長（小 島 泰 治 君）
総合医療センター事務部長（松 木 幸 蔵 君）	産業建設部次長（本 田 聖 治 君）
教 育 次 長（前 田 裕 美 君）	上下水道局長（岩 井 昭 洋 君）
総務企画部市長公室長（永 田 久 美 子 君）	総務企画部総務課長（梅 下 俊 克 君）
総務企画部企画課長（設 楽 聡 君）	総務企画部財政課長（岡 本 夫 美 代 君）

○議事日程 第3号

令和2年6月19日 午前10時開議

- 第1 議第41号 専決処分の報告及び承認について
専第3号 水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 第2 議第42号 専決処分の報告及び承認について
専第4号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第3 議第43号 専決処分の報告及び承認について
専第5号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第4 議第44号 専決処分の報告及び承認について
専第6号 水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5 議第45号 専決処分の報告及び承認について
専第7号 令和元年度水俣市一般会計補正予算（第10号）
- 第6 議第46号 専決処分の報告及び承認について
専第8号 令和2年度水俣市一般会計補正予算（第2号）
- 第7 議第47号 専決処分の報告及び承認について
専第9号 水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8 議第48号 専決処分の報告及び承認について
専第10号 令和2年度水俣市一般会計補正予算（第3号）
- 第9 議第49号 専決処分の報告及び承認について
専第11号 令和2年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第10 議第50号 専決処分の報告及び承認について
専第12号 水俣市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議第51号 水俣市地域振興基金条例を廃止する条例の制定について
- 第12 議第52号 水俣市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議第53号 水俣市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 議第54号 水俣市湯の鶴温泉保健センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第15 議第55号 水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第16 議第56号 水俣市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第17 議第57号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について

- 第18 議第58号 令和2年度水俣市一般会計補正予算（第4号）
- 第19 議第59号 令和2年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第20 議第60号 令和2年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第21 議第61号 令和2年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第22 議第62号 令和2年度水俣市公共下水道事業会計補正予算（第1号）
- 第23 議第63号 工事請負契約の締結について
- 第24 議第64号 市道の路線廃止について
- 第25 議第65号 市道の路線認定について
- 第26 議第66号 令和2年度水俣市一般会計補正予算（第5号）
- 第27 議第67号 工事請負契約の締結について
- 第28 議第68号 農業委員会委員の少なくとも4分の1を認定農業者等又はこれらに準ずる者とする
ることに関する同意について
- 第29 議第69号 農業委員会委員の任命について
- 第30 議第70号 農業委員会委員の任命について
- 第31 議第71号 農業委員会委員の任命について
- 第32 議第72号 農業委員会委員の任命について
- 第33 議第73号 農業委員会委員の任命について
- 第34 議第74号 農業委員会委員の任命について
- 第35 議第75号 農業委員会委員の任命について
- 第36 議第76号 農業委員会委員の任命について
- 第37 議第77号 農業委員会委員の任命について
- 第38 議第78号 農業委員会委員の任命について
- 第39 議第79号 農業委員会委員の任命について
- 第40 議第80号 農業委員会委員の任命について
- 第41 議第81号 農業委員会委員の任命について
- 第42 議第82号 農業委員会委員の任命について
- 第43 委員会の閉会中の継続審査・調査について
 - 総務産業委員会
 - 1 一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について
 - 厚生文教委員会
 - 1 陳第3号 国、熊本県へ「不知火海沿岸住民（山間部含む）の健康調査の実施を求

める」意見書提出の陳情について

- 1 陳第5号 安全・安心の医療・介護の実現のため夜勤改善と大幅増員を求める陳情について

- 1 環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について
議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について
- 1 議会の情報公開に関する調査について

第44 意見第3号 新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書について

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

全国市議会議長会表彰状の伝達

○議長（岩阪雅文君） おはようございます。

会議に入ります前に、全国市議会議長会から藤本壽子議員が議員10年勤続の表彰を受けられ、そして私、岩阪が議員25年勤続の表彰を受けました。

これから表彰状を伝達します。

被表彰者の藤本壽子議員は、本壇の前まで、お願いします。

（議長が表彰状を朗読し、議員に表彰状を伝達する。）

○議長（岩阪雅文君） 被表彰者を代表し、藤本壽子議員から発言を求められております。

この際発言を許します。

藤本壽子議員。

（藤本壽子議員登壇）

○藤本壽子君 おはようございます。ただいま、岩阪議長より全国市議会議長会における表彰を伝達していただきました。岩阪議長が25年。私、藤本が10年ということです。今回は、議長の御立場、私が代表して御礼の御挨拶をさせていただきます。

まず、議長の25年間の水俣市政への御功労、また、様々な分野での御活躍、さらに私と同じ袋地区で長年にわたり、地域の問題に取り組まれてまいられたことに敬意を表したいと思います。

さて、私は、2003年に初めて市会議員に当選いたしました。水俣病被害者の支援から、命を守る食べ物、環境問題に取り組む中、女性議員への期待が全国的に盛り上がっていた、そんな時代背景がありました。女性が積極的に選挙を担い、心ある男性がそれを支える。いつも楽しい選挙でしたが、当選するまで、2度落選をいたしました。悔しい思いをいたしました。3度目、今までに

ない女性のパワーの中、24年ぶりの女性議員として当選することができました。さあ、当選はしたものの、議会活動の実感がわかず、不安な気持ちで議会事務局に参りました。忘れもしませんが、その当時の事務局長が、満面の笑みで迎え入れてくださり、お茶を出してくださいました。そして、こう言われました。「お待ちしていましたよ。おめでとうございます。藤本さん、議会事務局は、女性も男性もお茶くみをするんですよ。」と言われ、私の緊張をほぐしてくださいました。当選してすぐ、水俣は産廃問題で大揺れとなりました。この4年というのは、私の人生を変えるような経験となりました。

それからまた、落選あり、当選ありのこの10年間、市役所執行部の皆さん、そして先輩議員の皆さんには、さまざま叱咤激励をいただきました。心から感謝申し上げます。

現在の水俣の市議会、私が一番うれしく思いますのは、女性議員が4人となったということ。県下で一番の比率となりました。「市議会に女性を」の私の長年の夢が実りました。このコロナウイルス感染症に揺れ動く今だからこそ、女性の観点や、若い議員そしてベテラン議員含めた議会の力が、試されることはないと考えます。政治的なスタンスの違いや考えを乗り越え、環境を基本に魅力ある水俣づくりに、これからも頑張っていきたいと思います。

最後に、これまで、岩阪議長、私を支えてくれた家族、仲間、地域の皆さま、そして市議会議員の皆さま、執行部の皆さま、あらためて心から感謝申し上げます。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（岩阪雅文君） 以上で、全国市議会議長会の表彰の伝達を終わります。

午前10時6分 開議

○議長（岩阪雅文君） これから本日の会議を開きます。

○議長（岩阪雅文君） 日程に先立ち諸般の報告をします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、委員会審査報告書、閉会中継続審査・調査申出書の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日、真野頼隆議員外1人から意見書案1件の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第3号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 議第41号 専決処分の報告及び承認について

専第3号 水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制

定について

- 日程第2 議第42号 専決処分の報告及び承認について
専第4号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議第43号 専決処分の報告及び承認について
専第5号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議第44号 専決処分の報告及び承認について
専第6号 水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議第45号 専決処分の報告及び承認について
専第7号 令和元年度水俣市一般会計補正予算（第10号）
- 日程第6 議第46号 専決処分の報告及び承認について
専第8号 令和2年度水俣市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議第47号 専決処分の報告及び承認について
専第9号 水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議第48号 専決処分の報告及び承認について
専第10号 令和2年度水俣市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第9 議第49号 専決処分の報告及び承認について
専第11号 令和2年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議第50号 専決処分の報告及び承認について
専第12号 水俣市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議第51号 水俣市地域振興基金条例を廃止する条例の制定について
- 日程第12 議第52号 水俣市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議第53号 水俣市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議第54号 水俣市湯の鶴温泉保健センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議第55号 水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議第56号 水俣市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議第57号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議第58号 令和2年度水俣市一般会計補正予算（第4号）

日程第19 議第59号 令和2年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

日程第20 議第60号 令和2年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第21 議第61号 令和2年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第22 議第62号 令和2年度水俣市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

日程第23 議第63号 工事請負契約の締結について

日程第24 議第64号 市道の路線廃止について

日程第25 議第65号 市道の路線認定について

日程第26 議第66号 令和2年度水俣市一般会計補正予算（第5号）

日程第27 議第67号 工事請負契約の締結について

○議長（岩阪雅文君） 日程第1、議第41号専決処分の報告及び承認についてから、日程第27、議第67号工事請負契約の締結についてまで27件を一括して議題とします。

順次委員長の報告を求めます。

初めに、総務産業委員長岩村龍男議員。

（総務産業委員長 岩村龍男君登壇）

○総務産業委員長（岩村龍男君） ただいま議題となりました議案のうち、総務産業委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、専決処分されました議第41号水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部が改正され、令和2年4月1日から施行されることに伴い、条例の施行に急施を要したため、専決処分を行ったものである。

改正の内容としては、非常勤消防団員等及び消防作業従事者等の損害補償に係る補償基礎額並びに障害補償年金前払一時金等が支給された場合における、障害補償年金等の支給停止期間等の算定に用いる利率の改正であるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく、承認すべきものと決定しました。

次に、専決処分されました議第42号水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方税法の改正等に伴い、市税賦課に急施を要したため、専決処分を行ったものである。

改正の内容としては、個人市民税における未婚のひとり親に対する控除額の見直し及び非課税措置の拡充、たばこ税における軽量の葉巻たばこの課税方式の見直し、固定資産税における所有者不明土地等に係る制度の見直し、特定水力発電設備及び浸水被害軽減地区の指定を受けた土地

に係る課税標準の特例措置の創設等であるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、所有者不明土地等に係る固定資産税について、使用者を所有者とみなす制度の拡大ということだが、土地自体は使用者の財産にならないものの、固定資産税は課税するという意味合いかとただしたのに対し、そのとおりであり、地方税法上、固定資産税を課税する納税義務者とみなすための規定となる。また、資産の所有権については、税法ではなく、不動産登記法が根拠法となるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく、承認すべきものと決定しました。

次に、専決処分されました議第43号水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方税法の改正等に伴い、国民健康保険税賦課に急施を要したため、専決処分を行ったものである。

改正の内容としては、国民健康保険税の算定における基礎課税額及び介護納付金課税額の課税限度額の引上げ並びに低所得者への軽減措置の拡充であるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく、承認すべきものと決定しました。

次に、専決処分されました議第45号令和元年度水俣市一般会計補正予算第10号中付託分について申し上げます。

本案は、年度末における地方債発行額の確定に伴う限度額の変更等のため、予算措置に急施を要したため、専決処分を行ったものである。

補正の内容としては、歳出予算において事業費の確定に伴い、予算額の調整を行っている。

その財源として、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第18款繰入金、第21款市債をもって調整している。

債務負担行為の補正として、市庁舎建替事業の変更を計上している。

このほか、地方債の補正として、過疎対策事業等の限度額の変更を計上しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく、承認すべきものと決定しました。

次に、専決処分されました議第46号令和2年度水俣市一般会計補正予算第2号について申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症対策のため、予算措置に急施を要したため、専決処分を行ったものである。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ24億2,719万1,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ195億3,954万1,000円とするものである。

補正の内容としては、第2款総務費に特別定額給付金給付事業を計上している。

この財源としては、第13款国庫支出金、第19款諸収入をもって調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく、承認すべきものと決定しました。

次に、専決処分されました議第48号令和2年度水俣市一般会計補正予算第3号中付託分について申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症対策のため、予算措置に急施を要したため、専決処分を行ったものである。

補正の内容としては、第6款商工費に、新型コロナウイルス感染症経営安定化緊急支援事業、第8款消防費に、災害時備蓄用品等整備事業を計上している。

これらの財源としては、第13款国庫支出金、第19款諸収入をもって調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく、承認すべきものと決定しました。

次に、議第51号水俣市地域振興基金条例を廃止する条例の制定について申し上げます。

本案は、基金活用の完遂に伴い、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第52号水俣市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、会計年度任用職員のサービスの宣誓に関する取扱いを定めるため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第53号水俣市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、特定公共賃貸住宅の家賃の減額について、入居者の居住の安定を図る必要があるため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、本条例の改正について、これまで20年間を限度としていた背景と、入居者の居住の安定を図るためという趣旨は十分理解できるが、入居者が長くおられることで、市営住宅回転の弊害につながらないかとただしたのに対し、条例については、当時、国土交通省の標準条例に従い、20年という設定で制定したものである。また、入居が長期になる一方、空き家を生じさせず、家賃収入で運営している団地の運営方法としては安定した収入が図れるという面もあり、市

としては、適切に家賃を払っていただき、入居していただくということを優先的に考えているとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第54号水俣市湯の鶴温泉保健センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、維持管理費の高騰並びに消費税及び地方消費税の税率の改定による料金の見直しのため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第56号水俣市手数料条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、通知カードが廃止されたため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第57号水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症対策として、地方税法が改正されたことに伴い、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、中小企業等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置について、国が実施している持続化給付金や県や市が行っている給付金に申請し、許可されている方については、申請なしで、自動的に軽減されることにはならないのかとただしたのに対し、水俣市税条例に基づく減免申請の手続きが必要であるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第58号令和2年度水俣市一般会計補正予算第4号中付託分について申し上げます。補正の主な内容としては、人事異動等に伴う人件費の調整のほか、第5款農林水産業費に、新型コロナウイルス感染症経営安定化緊急支援事業、第6款商工費に、観光産業緊急対策支援事業などを計上している。

これらの財源としては、第13款国庫支出金、第14款県支出金、第17款繰入金、第19款諸収入、第20款市債、第21款法人事業税交付金をもって調整しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、新型コロナウイルス感染症の広がりによる農林漁業者の被害状況等についてただしたのに対し、サラダ玉ねぎ生産者のうち、3割以上落ち込んでいる農家が8割、さらに、

半分以上落ち込んでいる農家が4割強であり、事業収入が大きく落ち込んでいる。また、お茶については、二番茶の入札が中止となり、出荷できない等の影響が出ている。肉用牛、水産業、林業等も含め、農林漁業全体として、事業収入が落ち込むなどの影響が出ている。

そのため、今回、対象となる農林漁業事業者に対し、支援金の交付を行うものであるが、今後も引き続き、国の動向等を見ながら、支援について検討を行っていききたいとの答弁がありました。

また、みなまた観光応援券発行事業について、実施主体となるみなまた観光キャンペーン実行委員会の事務局は、市経済観光課となっているが、水俣商工会議所、みなまた観光物産協会の担う役割についてただしたのに対し、当実行委員会の構成団体である、みなまた観光物産協会については、事業実施に向け事業周知等への協力などを考えており、水俣商工会議所については、商工会議所の会員に対して、このキャンペーンに参加していただけるように、協力をお願いしたいとの答弁がありました。

さらに、観光応援券の管理方法等についてただしたのに対し、実行委員会で発行した応援券は、金券になるため、ホテル、旅館と密に連携をとりながら、管理ができるよう、今後、お願いをしていききたいとの答弁がありました。

なお、委員から、本事業の趣旨は理解できるが、まずは、多くの方に利用してもらえるように、情報が行き渡ることが大事である。今後、水俣商工会議所をはじめ関係機関と連携しながら、PR活動を行い、地元経済の活性化のため、確実に事業を実行していただきたいとの要望がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第62号令和2年度水俣市公共下水道事業会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、令和2年度水俣市公共下水道事業会計予算第3条に定める収益的収入及び支出の額をそれぞれ107万6,000円減額して、補正後の収益的収入及び支出の額をそれぞれ11億6,829万9,000円に、第4条に定める資本的収入及び支出の額をそれぞれ47万円減額して、補正後の資本的収入の額を1億7,364万2,000円、資本的支出の額を5億5,595万5,000円とするものである。

補正の内容としては、収益的収入及び資本的収入において、人件費に係る繰入金の減額、収益的支出及び資本的支出において職員の人事異動に伴う人件費の調整を行っているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第63号工事請負契約の締結について申し上げます。

本案は、生態系に配慮した渚造成整備（護岸その2）工事請負契約の締結について、水俣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案のよう

に提案するものである。

令和2年4月16日に条件付一般競争入札を実施し、契約金額2億9,810万円で、坂田・永吉・古里特定建設工事共同企業体と工事請負の仮契約を締結しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、鋼矢板の設置工事は、何回にわけて行うのかとただしたのに対し、今回の工事は、2回目であり、全部で3回に分かれているとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第64号市道の路線廃止について申し上げます。

本案は、古賀町7号線に接続する道路用地が寄附され、市道として追加認定しようとする事により、本路線の終点位置に変更が生じることに伴い、本路線を廃止する必要があるため、道路法第10条第3項の規定に基づき提案するものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第65号市道の路線認定について申し上げます。

本案は、古賀町7号線に接続する道路用地の追加により、本路線の終点位置に変更が生じることに伴い、新たに本路線を認定するため、道路法第8条第2項の規定に基づき提案するものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、今後、本路線が他の路線とつながる見通しはあるかとただしたのに対し、現時点では、つながる見通しはないとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第66号令和2年度水俣市一般会計補正予算第5号中付託分について申し上げます。

補正の内容としては、第1款議会費に、新型コロナウイルス感染症対策に充てるため、議会運営委員会視察に係る費用弁償及び政務活動費交付金の返納分を計上しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、総務産業委員会の審査報告を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 次に、厚生文教委員長谷口明弘議員。

（厚生文教委員長 谷口明弘君登壇）

○厚生文教委員長（谷口明弘君） ただいま議題となりました議案のうち、厚生文教委員会に付託されました議案について、委員会での審査の経過並びに結果について、ご報告いたします。

まず、専決処分されました議第44号水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

申し上げます。

本案は、介護保険法施行令の改正等に伴い、条例の施行に急施を要したため、専決処分を行ったものである。

改正の内容としては、低所得者に対する保険料軽減措置及び保険料減免対象者の拡充であるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、低所得者の介護保険料は毎年見直すことになるのかとただしたのに対し、消費税増税の関係で令和元年度と令和2年度は見直しをしているが、現時点では、見直しは今回が最後になるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、専決処分されました議第45号令和元年度水俣市一般会計補正予算第10号中付託分について申し上げます。

本案は、年度末における地方債発行額の確定に伴う限度額の変更等のため、予算措置に急施を要したため、専決処分を行ったものである。

補正の内容としては、歳出予算において事業費の確定に伴い、予算額の調整を行っている。

その財源として、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第18款繰入金、第21款市債をもって調整している。

このほか、繰越明許費の補正として、子育て短期支援事業ほか3件の追加を計上している。

地方債の補正として、過疎対策事業等の限度額の変更を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、休校中における給食センターの状況についてただしたのに対し、調理職員へはマスクの作成を行うなど雇用対策を行った。

納入業者への対応としては国庫補助金を利用した補填金を今回の補正予算で計上したとの答弁がありました。

また、市環境クリーンセンターの煙突解体工事設計業務委託料他が488万円減額になっているが、その減額理由についてただしたのに対し、入札により金額が下がったことと併せ、計上していたストックヤード設計委託料分が減額になったためとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、専決処分されました議第47号水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に急施を要したため、専決処分を行ったものである。

改正の内容としては、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金支給

の規定追加であるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、会社が休業補償を受けている場合、傷病手当金の併用は可能であるかとただしたのに対し、会社が休業補償を受けていても、給与を受けている方が新型コロナウイルス感染症に感染した、又は感染が疑われるのであれば対象になるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、専決処分されました議第48号令和2年度水俣市一般会計補正予算第3号中付託分について申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症対策のため、予算措置に急施を要したため、専決処分を行ったものである。

補正の主な内容としては、第3款民生費に、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業、第4款衛生費に、新型コロナウイルス対策事業、第9款教育費に、小学校運営事業（教育振興費）、中学校運営事業（教育振興費）などを計上している。

これらの財源としては、第13款国庫支出金をもって調整しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、学校や施設再開に向けた消毒液等の購入量について、十分足りるような量で見積もりをしたのかとただしたのに対し、学校再開に向けて取り急ぎ準備した量であるが、消費量については今後把握し、対応していくとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、専決処分されました議第49号令和2年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第1号について申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症対策のため、予算措置に急施を要したため、専決処分を行ったものである。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,581万9,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ36億9,078万7,000円とするものである。

補正の内容としては、第2款保険給付費に傷病手当金を計上している。

この財源としては、第4款県支出金をもって調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、専決処分されました議第50号水俣市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、熊本県後期高齢者医療広域連合条例の改正に伴い、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に急施を要したため、専決処分を行ったものである。

改正の内容としては、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金申請

受付の規定追加であるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、議第55号水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、保険医療機関及び保険医療養担当規則等の一部を改正する省令の施行に伴い、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、令和2年10月1日から紹介状なしで受診する場合に、保険適用の診療費とは別に国が定める選定療養費を患者様に負担いただくことになるとの説明があり、選定療養費の周知方法についてただしたのに対し、市報や院内の看板等で周知するとの答弁がありました。

また、ある診療科を受診中で別の診療科を受診した時の初診時選定療養費の負担についてただしたのに対し、同じ医科の診療科であれば負担はないが、医科を受診中で歯科を受診する場合は初診時選定療養費の3,300円を負担いただくことになるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第58号令和2年度水俣市一般会計補正予算第4号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容としては、人事異動等に伴う人件費の調整のほか、第3款民生費に、介護保険特別会計繰出金、介護予防地域づくり事業、第9款教育費に図書館管理運営費などを計上している。

これらの財源としては、第13款国庫支出金、第14款県支出金、第17款繰入金、第19款諸収入、第20款市債をもって調整しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、アウトリーチ支援員について、社会福祉協議会が行っている事業とは別の新規の事業であるかとただしたのに対し、現在、ひきこもりに対して社会福祉協議会に対応してもらっているが、今回正式にアウトリーチ支援員を1人設置することができるようになったとの答弁がありました。

また、移動図書館車「そほう号」の購入費について、特殊な車を購入するのかとただしたのに対し、普通の車を地元のディーラーに依頼して改造するとの答弁がありました。

また、豊臣秀吉の朱印状の公開方法についてただしたのに対し、公民館4階の会議室に展示をするとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第59号令和2年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ347万6,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ36億8,731万1,000円とするものである。

補正の内容としては、第1款総務費に人事異動による人件費の減額等を計上している。

これらの財源としては、第6款繰入金をもって調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第60号令和2年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,291万3,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ4億5,064万1,000円とするものである。

補正の内容としては、第1款総務費に、人事異動等に伴う人件費の増額並びに令和2年度保険料等負担金及び保険基盤安定負担金の確定に伴う後期高齢者医療広域連合納付金の増額を計上している。

これらの財源としては、第1款保険料、第3款繰入金をもって調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第61号令和2年度水俣市介護保険特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ115万3,000円を減額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ37億1,646万5,000円とするものである。

補正の主な内容としては、第1款総務費において、人事異動に伴う人件費の調整等を計上している。

これらの財源としては、第1款保険料、第7款繰入金をもって調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第66号令和2年度水俣市一般会計補正予算第5号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容としては、第3款民生費に、ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業を、第9款教育費に、公立小中学校ICT整備事業などを計上している。

これらの財源としては、第13款国庫支出金、第18款繰越金をもって調整しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、学校ごとに情報通信技術の専門員を配置するのかとただしたのに対し、市には学校におけるICT機器の保守業務を委託している業者がおり、業務内容にICT機器の使い方の指導や授業支援等のサポートが入っているため、その業者に専門的なサポートをしていただくと

の答弁がありました。

また、タブレット端末導入後に使用する授業支援ソフトの内容についてただしたのに対し、先生と児童・生徒、児童・生徒間で資料や意見を簡単に共有できるようなソフトを近隣自治体にも調査しながら検討していくとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第67号工事請負契約の締結について申し上げます。

本案は、水俣市文化会館外壁等改修工事請負契約の締結について、水俣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案のように提案するものである。

令和2年6月2日に条件付一般競争入札を実施し、契約金額1億6,500万円で坂口・坂田特定建設工事共同企業体と工事請負の仮契約を締結しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、文化会館1階の洋式トイレの数をただしたのに対し、23個中11個が洋式であるとの答弁がありました。なお、委員から洋式化を進めるべきとの要望があったことを付け加えておきます。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で厚生文教委員会の審査報告を終わります。

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

令和2年6月16日

総務産業常任委員長 岩村龍男

水俣市議会議長 岩阪雅文 様

記

事件の番号	件名	議決の結果	備考
議第41号	専決処分の報告及び承認について 専第3号 水俣消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	承認	全員賛成
議第42号	専決処分の報告及び承認について 専第4号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について	承認	全員賛成
議第43号	専決処分の報告及び承認について 専第5号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	承認	全員賛成
議第45号	専決処分の報告及び承認について 専第7号 令和元年度水俣市一般会計補正予算（第10号）付託分	承認	全員賛成
議第46号	専決処分の報告及び承認について 専第8号 令和2年度水俣市一般会計補正予算（第2号）	承認	全員賛成
議第48号	専決処分の報告及び承認について 専第10号 令和2年度水俣市一般会計補正予算（第3号）付託分	承認	全員賛成
議第51号	水俣市地域振興基金条例を廃止する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第52号	水俣市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成

議第53号	水俣市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第54号	水俣市湯の鶴温泉保健センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第56号	水俣市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第57号	水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第58号	令和2年度水俣市一般会計補正予算（第4号）付託分	原案可決	全員賛成
議第62号	令和2年度水俣市公共下水道事業会計補正予算（第1号）	原案可決	全員賛成
議第63号	工事請負契約の締結について	原案可決	全員賛成
議第64号	市道の路線廃止について	原案可決	全員賛成
議第65号	市道の路線認定について	原案可決	全員賛成
議第66号	令和2年度水俣市一般会計補正予算（第5号）付託分	原案可決	全員賛成

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

令和2年6月16日

厚生文教常任委員長 谷口明弘

水俣市議会議長 岩阪雅文 様

記

事件の番号	事件名	議決の結果	備考
議第44号	専決処分の報告及び承認について 専第6号 水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	承認	全員賛成
議第45号	専決処分の報告及び承認について 専第7号 令和元年度水俣市一般会計補正予算（第10号）付託分	承認	全員賛成
議第47号	専決処分の報告及び承認について 専第9号 水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	承認	全員賛成
議第48号	専決処分の報告及び承認について 専第10号 令和2年度水俣市一般会計補正予算（第3号）付託分	承認	全員賛成
議第49号	専決処分の報告及び承認について 専第11号 令和2年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	承認	全員賛成
議第50号	専決処分の報告及び承認について 専第12号 水俣市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	承認	全員賛成
議第55号	水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第58号	令和2年度水俣市一般会計補正予算（第4号）付託分	原案可決	全員賛成
議第59号	令和2年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決	全員賛成
議第60号	令和2年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	原案可決	全員賛成
議第61号	令和2年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）	原案可決	全員賛成
議第66号	令和2年度水俣市一般会計補正予算付託分（第5号）	原案可決	全員賛成
議第67号	工事請負契約の締結について	原案可決	全員賛成

○議長（岩阪雅文君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これから委員長の審査報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長の審査報告について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 質疑なしと認め、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

藤本壽子議員から、議第63号について討論の通告があります。

発言を許します。

(「議長」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 藤本壽子議員

○藤本壽子君 無限21の藤本壽子です。

私は、議第63号工事請負契約の締結についてを反対の立場で討論いたします。今議会において、水俣市の財政調整基金の現状について質問致しました。平成27年度の24億円をピークに引き続きの大型事業により、財政調整基金は現在、約5億5,000万円まで取り崩している。令和2年度には、市債の償還が続き、更に厳しい状況となるとの答弁でありました。市財政は、今後、新型コロナウイルス対策の不安定な状況のなか、ますます、厳しくなってくると思われる。

御存じのとおり、水俣川河口臨海部事業の総事業費は、34億円と見込まれ、更に、24億円が、水俣市財政からの持ち出しである。

今回のこの工事契約は、事業の埋め立て部分に及んでくるということではありますが、私は、現在の水俣市の財政状況や今後の事業にかかる費用対効果からみても、水銀の眠る八幡プール周辺を強固にする。つまり、日奈久活断層が動き、大きな地震があった場合に備える。そのことが、今、水俣市民に緊急且つ不要でない事業ではないかと思う。

また、この事業に更なる説明を求める市民があること。更に、本年1月には、国交省に対し、市民より、広域水面埋立て許可の取り消しを求める行政不服審査請求が提出されているさなかでございませぬ。

このような状況のなかでの、工事請負契約締結には、同意できず、この議案を認めることはできません。

議員各位の御理解と御賛同をよろしくお願い致します。以上です。

○議長(岩阪雅文君) ほかに討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第41号専決処分の報告及び承認についてから、議第50号専決処分の報告及び承認についてまで、10件を一括して採決します。

本10件に対する委員会の審査報告はいずれも承認であります。

本10件は、委員会の審査報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 異議なしと認めます。

したがって本10件は、いずれも委員会の審査報告のとおり承認しました。

次に、議第51号水俣市地域振興基金条例を廃止する条例の制定についてから、議第62号令和2年度水俣市公共下水道事業会計補正予算第1号まで、12件を一括して採決します。

本12件に対する委員会の審査報告はいずれも可決であります。

本12件は、委員会の審査報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 異議なしと認めます。

したがって本12件は、いずれも委員会の審査報告のとおり可決しました。

次に、議第63号工事請負契約の締結についてを採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、挙手により採決します。

本件に対する委員会の審査報告は可決であります。

本件を委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(岩阪雅文君) 挙手多数であります。

したがって本件は、委員長報告のとおり可決しました。

次に、議第64号市道の路線廃止についてから、議第67号工事請負契約の締結についてまで、4件を一括して採決します。

本4件に対する委員会の審査報告はいずれも可決であります。

本4件は、委員会の審査報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 異議なしと認めます。

したがって本4件は、いずれも委員会の審査報告のとおり可決しました。

日程第28 議第68号 農業委員会委員の少なくとも4分の1を認定農業者等又はこれらに準ずる者
とすることに関する同意について

○議長(岩阪雅文君) 日程第28、議第68号農業委員会委員の少なくとも4分の1を認定農業者等
又はこれらに準ずる者とすることに関する同意についてを議題とします。

これから討論に入ります。

議第68号について討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第68号農業委員会委員の少なくとも4分の1を認定農業者等又はこれらに準ずる者とする
ことに関する同意については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、同意することに決定しました。

日程第29 議第69号 農業委員会委員の任命について

日程第30 議第70号 農業委員会委員の任命について

日程第31 議第71号 農業委員会委員の任命について

日程第32 議第72号 農業委員会委員の任命について

日程第33 議第73号 農業委員会委員の任命について

日程第34 議第74号 農業委員会委員の任命について

日程第35 議第75号 農業委員会委員の任命について

日程第36 議第76号 農業委員会委員の任命について

日程第37 議第77号 農業委員会委員の任命について

日程第38 議第78号 農業委員会委員の任命について

日程第39 議第79号 農業委員会委員の任命について

日程第40 議第80号 農業委員会委員の任命について

日程第41 議第81号 農業委員会委員の任命について

日程第42 議第82号 農業委員会委員の任命について

○議長(岩阪雅文君) 日程第29、議第69号農業委員会委員の任命についてから、日程第42、議第
82号農業委員会委員の任命についてまで14件を一括して議題とします。

これから討論に入ります。

本14件について討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第69号から議第82号は人事案件ですので、これより1件ずつ採決します。

まず、議第69号農業委員会委員の任命についてを採決します。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、これに同意することに決定しました。

次に、議第70号農業委員会委員の任命についてを採決します。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、これに同意することに決定しました。

次に、議第71号農業委員会委員の任命についてを採決します。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、これに同意することに決定しました。

次に、議第72号農業委員会委員の任命についてを採決します。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、これに同意することに決定しました。

次に、議第73号農業委員会委員の任命についてを採決します。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、これに同意することに決定しました。

次に、議第74号農業委員会委員の任命についてを採決します。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、これに同意することに決定しました。

次に、議第75号農業委員会委員の任命についてを採決します。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、これに同意することに決定しました。

次に、議第76号農業委員会委員の任命についてを採決します。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、これに同意することに決定しました。

次に、議第77号農業委員会委員の任命についてを採決します。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、これに同意することに決定しました。

次に、議第78号農業委員会委員の任命についてを採決します。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、これに同意することに決定しました。

次に、議第79号農業委員会委員の任命についてを採決します。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、これに同意することに決定しました。

次に、議第80号農業委員会委員の任命についてを採決します。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、これに同意することに決定しました。

次に、議第81号農業委員会委員の任命についてを採決します。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（岩阪雅文君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、これに同意することに決定しました。

次に、議第82号農業委員会委員の任命についてを採決します。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、これに同意することに決定しました。

日程第43 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

総務産業委員会

- 1 一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について

厚生文教委員会

- 1 陳第3号 国、熊本県へ「不知火海沿岸住民（山間部含む）の健康調査の実施を求める」意見書提出の陳情について
- 1 陳第5号 安全・安心の医療・介護の実現のため夜勤改善と大幅増員を求める陳情について
- 1 環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について
- 1 議会の情報公開に関する調査について

○議長（岩阪雅文君） 日程第43、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、目下委員会において審査中の事件並びに所管事務の調査について、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りします。

各常任委員会及び議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 異議なしと認めます。

したがってそのように決定しました。

閉会中継続調査申出書

本委員会は調査中の事件について、下記のとおり閉会中もなお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

令和2年6月16日

総務産業常任委員長 岩村 龍 男

水俣市議会議長 岩 阪 雅 文 様

記

事件の番号	件 名	理 由
	一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

閉会中継続審査・調査申出書

本委員会は審査・調査中の事件について、下記のとおり閉会中もなお継続審査・調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

令和2年6月16日

厚生文教常任委員長 谷 口 明 弘

水俣市議会議長 岩 阪 雅 文 様

記

事件の番号	件 名	理 由
陳第3号	国、熊本県へ「不知火海沿岸住民（山間部含む）の健康調査の実施を求める」意見書提出の陳情について	慎重審査を要するため
陳第5号	安全・安心の医療・介護の実現のため夜勤改善と大幅増員を求める陳情について	慎重審査を要するため
	環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

閉会中継続調査申出書

本委員会は調査の事件について、下記のとおり閉会中もなお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

令和2年6月15日

議会運営委員長 松 本 和 幸

水俣市議会議長 岩 阪 雅 文 様

記

事件の番号	件 名	理 由
	議会運営等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため
	議会の情報公開に関する調査について	実情を調査する必要があるため

日程第44 意見第3号 新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書について

○議長（岩阪雅文君） 日程第44、意見第3号新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書についてを議題とします。

意見第3号

新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書について

上記の議案を別紙のとおり水俣市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和2年6月19日

提出者議員 真野 頼 隆
高岡 朱 美

水俣市議会議長 岩 阪 雅 文 様
(別紙)

新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書

国におかれては、新型コロナウイルス感染拡大を防ぐために、関係省庁及び専門家会議等の連携により日夜全力を注いで対応されていることに対して、敬意を表すところである。

全国に発令された緊急事態宣言が解除され、これからの経済浮揚策が大いに期待されると同時に、未だ日常生活を取り戻すことができない飲食業を始めとする個人事業者への継続的な支援は必要不可欠であり、国の積極的かつ遅滞のない力強い支援策を望むところである。

本市においては、幸いにも感染者は発生していないが、一部地域では次の感染拡大の危機に晒されている実情もある中、国内で懸念されている第2波・第3波への備えと、新たな生活様式への順応は感染者が発生した、しないに関わらず、国民全体の共感と共有が大事である。

国においては、引き続き感染拡大の防止と重症化の予防に必要な措置を講じられ、厳しい経済環境下にある国民生活の回復に傾注されるとともに、不測の事態にも対処できる環境の整備を図られるよう、次の事項について要望をするものである。

- 1 地方自治体におけるリモートワークの環境整備を、民間並みとするための財政支援を行うこと。
- 2 小中学校へのタブレット等の導入における地方自治体のさらなる負担軽減と、恒久的な財政支援を行うこと。
- 3 医療機関の減収補填のための財政支援策を拡充すること。
- 4 感染症対策が考慮されていない地域医療構想は、十分な議論と時間を確保して進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月19日

水 俣 市 議 会

内 閣 総 理 大 臣 安 倍 晋 三 様
財 務 大 臣 麻 生 太 郎 様
総 務 大 臣 高 市 早 苗 様
文 部 科 学 大 臣 萩 生 田 光 一 様
厚 生 労 働 大 臣 加 藤 勝 信 様
内 閣 官 房 長 官 菅 義 偉 様
経済再生担当

内閣府特命担当大臣 西村 康 稔 様
衆 議 院 議 長 大 島 理 森 様
参 議 院 議 長 山 東 昭 子 様

○議長（岩阪雅文君） 提案理由の説明を求めます。

提出者代表、真野頼隆議員。

(真野頼隆君登壇)

○真野頼隆君 新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書について、案文を読み上げ、提案理由の説明といたします。

国におかれては、新型コロナウイルス感染拡大を防ぐために、関係省庁及び専門家会議等の連携により日夜全力を注いで対応されていることに対して、敬意を表するところである。

全国に発令された緊急事態宣言が解除され、これからの経済浮揚策が大いに期待されると同時に、未だ日常生活を取り戻すことができない飲食業を始めとする個人事業者への継続的な支援は必要不可欠であり、国の積極的かつ遅滞のない力強い支援策を望むところである。

本市においては、幸いにも感染者は発生していないが、一部地域では次の感染拡大の危機に晒されている実情もある中、国内で懸念されている第2波・第3波への備えと、新たな生活様式への順応は感染者が発生した、しないに関わらず、国民全体の共感と共有が大事である。

国においては、引き続き感染拡大の防止と重症化の予防に必要な措置を講じられ、厳しい経済環境下にある国民生活の回復に傾注されるとともに、不測の事態にも対処できる環境の整備を図られるよう、次の事項について要望をするものである。

- 1 地方自治体におけるリモートワークの環境整備を、民間並みとするための財政支援を行うこと。
- 2 小中学校へのタブレット等の導入における地方自治体のさらなる負担軽減と、恒久的な財政支援を行うこと。
- 3 医療機関の減収補填のための財政支援策を拡充すること。
- 4 感染症対策が考慮されていない地域医療構想は、十分な議論と時間を確保して進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

全会一致の御賛同、よろしく申し上げます。

○議長（岩阪雅文君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これから質疑に入ります。

ただいま、真野頼隆議員から提案理由の説明がありました本件について、質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま質疑を終わりました本件については、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

本件について討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

意見第3号、新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書についてを採決します。

本件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決しました。

○議長(岩阪雅文君) 以上で本日の日程は全部終わり、今期定例会の全日程を終了しました。

これで令和2年第3回水俣市議会定例会を閉会します。

午前10時58分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

水俣市議会 議長 岩 阪 雅 文

署名議員 桑 原 一 知

署名議員 藤 本 壽 子

令和2年6月第3回水俣市議会定例会（6月5日～6月19日）

〔議案〕

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
議第41号	専決処分の報告及び承認について 専第3号 水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	6月5日	総務産業	6月19日 承 認	
議第42号	専決処分の報告及び承認について 専第4号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について	6月5日	総務産業	6月19日 承 認	
議第43号	専決処分の報告及び承認について 専第5号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	6月5日	総務産業	6月19日 承 認	
議第44号	専決処分の報告及び承認について 専第6号 水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	6月5日	厚生文教	6月19日 承 認	
議第45号	専決処分の報告及び承認について 専第7号 令和元年度水俣市一般会計補正予算（第10号）	6月5日	各 委	6月19日 承 認	
議第46号	専決処分の報告及び承認について 専第8号 令和2年度水俣市一般会計補正予算（第2号）	6月5日	総務産業	6月19日 承 認	
議第47号	専決処分の報告及び承認について 専第9号 水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	6月5日	厚生文教	6月19日 承 認	
議第48号	専決処分の報告及び承認について 専第10号 令和2年度水俣市一般会計補正予算（第3号）	6月5日	各 委	6月19日 承 認	
議第49号	専決処分の報告及び承認について 専第11号 令和2年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	6月5日	厚生文教	6月19日 承 認	
議第50号	専決処分の報告及び承認について 専第12号 水俣市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	6月5日	厚生文教	6月19日 承 認	
議第51号	水俣市地域振興基金条例を廃止する条例の制定について	6月5日	総務産業	6月19日 原案可決	
議第52号	水俣市職員のサービスの宣誓に関する条例	6月5日	総務産業	6月19日	

	の一部を改正する条例の制定について			原案可決	
議第53号	水俣市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について	6月5日	総務産業	6月19日 原案可決	
議第54号	水俣市湯の鶴温泉保健センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	6月5日	総務産業	6月19日 原案可決	
議第55号	水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について	6月5日	厚生文教	6月19日 原案可決	
議第56号	水俣市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	6月5日	総務産業	6月19日 原案可決	
議第57号	水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について	6月5日	総務産業	6月19日 原案可決	
議第58号	令和2年度水俣市一般会計補正予算(第4号)	6月5日	各委	6月19日 原案可決	
議第59号	令和2年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	6月5日	厚生文教	6月19日 原案可決	
議第60号	令和2年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	6月5日	厚生文教	6月19日 原案可決	
議第61号	令和2年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第1号)	6月5日	厚生文教	6月19日 原案可決	
議第62号	令和2年度水俣市公共下水道事業会計補正予算(第1号)	6月5日	総務産業	6月19日 原案可決	
議第63号	工事請負契約の締結について	6月5日	総務産業	6月19日 原案可決	
議第64号	市道の路線廃止について	6月5日	総務産業	6月19日 原案可決	
議第65号	市道の路線認定について	6月5日	総務産業	6月19日 原案可決	
議第66号	令和2年度水俣市一般会計補正予算(第5号)	6月15日	各委	6月19日 原案可決	
議第67号	工事請負契約の締結について	6月15日	厚生文教	6月19日 原案可決	
議第68号	農業委員会委員の少なくとも4分の1を認定農業者又はこれらに準ずる者とするに関する同意について	6月15日	省略	6月19日 同意	
議第69号	農業委員会委員の任命について (松田 時義君)	6月15日	省略	6月19日 同意	
議第70号	農業委員会委員の任命について (坂本 隆司君)	6月15日	省略	6月19日 同意	
議第71号	農業委員会委員の任命について (稲田 祐市君)	6月15日	省略	6月19日 同意	

議第72号	農業委員会委員の任命について (廣島 康雄君)	6月15日	省 略	6月19日 同 意	
議第73号	農業委員会委員の任命について (元村 善二君)	6月15日	省 略	6月19日 同 意	
議第74号	農業委員会委員の任命について (田畑 和雄君)	6月15日	省 略	6月19日 同 意	
議第75号	農業委員会委員の任命について (金田一 充章君)	6月15日	省 略	6月19日 同 意	
議第76号	農業委員会委員の任命について (戸次 治夫君)	6月15日	省 略	6月19日 同 意	
議第77号	農業委員会委員の任命について (淵上 正嗣君)	6月15日	省 略	6月19日 同 意	
議第78号	農業委員会委員の任命について (森口 信二君)	6月15日	省 略	6月19日 同 意	
議第79号	農業委員会委員の任命について (前田 仁君)	6月15日	省 略	6月19日 同 意	
議第80号	農業委員会委員の任命について (松本 公昭君)	6月15日	省 略	6月19日 同 意	
議第81号	農業委員会委員の任命について (中村 清治君)	6月15日	省 略	6月19日 同 意	
議第82号	農業委員会委員の任命について (山澤 親徳君)	6月15日	省 略	6月19日 同 意	

〔意見書〕

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
意見第3号	新型コロナウイルスによる感染症対策に関する意見書について	6月19日	省 略	6月19日 原案可決	

〔選 挙〕

件名	選挙月日	当選人	備考
選挙管理委員会委員及び 補充員の選挙について	6月5日	(委 員) 井上信二・吉村明賢・佐伯宗雄・遠山正行 (補充員) 松山勝征・市来敏明・緒方康洋・池田龍己	指名推選

〔報 告〕

番 号	件 名	報告月日
報告4号	繰越明許費の報告について	6月5日
報告5号	繰越明許費の報告について	6月5日
報告6号	事故繰越しの報告について	6月5日
報告7号	水俣市土地開発公社の経営状況報告について	6月15日

報告 8 号	株式会社みなまたの経営状況報告について	6 月 15 日
--------	---------------------	----------

〔継続審査〕

件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	6 月 19 日	総務産業	6 月 19 日 継続調査	
環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について	6 月 19 日	厚生文教	6 月 19 日 継続調査	
議会運営等に関する諸問題の調査について	6 月 19 日	議会運営	6 月 19 日 継続調査	
議会の情報公開に関する調査について				

〔前回から継続審査となっている陳情〕

受理番号	件 名	代表者の住所 及 び 氏 名	付託委員会	提案月日	結 末
陳第 3 号	国、熊本県へ「不知火海沿岸住民（山間部含む）の健康調査の実施を求める」意見書提出の陳情について	水俣市桜井町 2 - 2 - 20 上村 好男	厚生文教	9 月 12 日	6 月 19 日 継続審査
陳第 5 号	安全・安心の医療・介護の実現のため夜勤改善と大幅増員を求める陳情について	熊本市中央区神 水 1 - 20 - 15 一 二 三 美香	厚生文教	11 月 29 日	6 月 19 日 継続審査